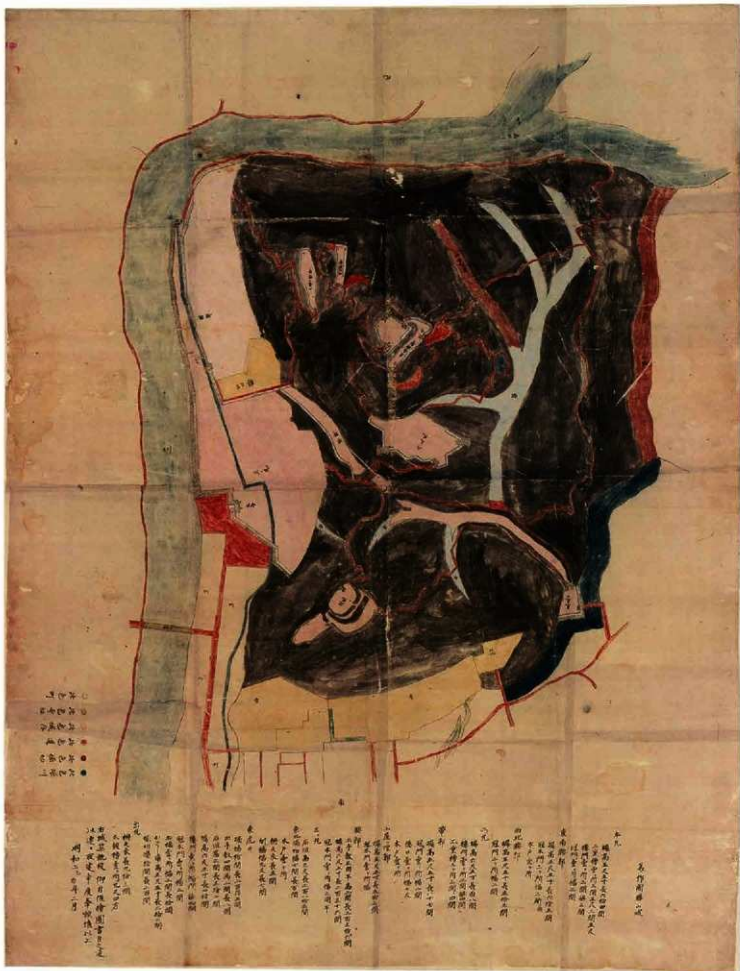


真庭市埋蔵文化財調査報告6

真庭市指定史跡
高田城総合調査報告書

2015

真庭市教育委員会



美作国真島郡勝山城築城絵図 (九津見家資料 岡山県立記録資料館蔵)

序

本書は平成23年度～26年度まで実施した高田城の発掘調査等の総合調査報告です。

高田城は真庭市を代表する中・近世の山城ですが、絵図等の記録資料がほとんどなく、その全容については不明であることから総合調査を実施しました。

初年度は地形測量を行い、詳細な測量図を作成しました。2年目からは、明和元年（1764）に移封してきた三浦氏が幕府に届け出た高田城整備計画図を参考に本丸への入口と本丸内の建物跡について把握するため、トレンチと呼ばれる溝を何ヶ所か掘る、発掘調査を実施しました。

その結果、本丸への入口は、虎口と呼ばれる石積による城門であったことや門の脇には矢倉を構築していたことなどがわかりました。本丸の中心部分からは建物の規模や棟数は不明ですが、礎石がいくつか見つかりました。

高田城創建の時期や全体の規模についてはまだ不明な部分も多いですが、今回の調査によって判明した成果をもとに、今後は市民に親しまれる史跡として活用していきたいと考えております。そのために、パンフレットの作成、説明板の改修、樹木の間伐などの整備をまいります。

このたびの総合調査の成果報告書が当地域の歴史研究の資料として、あるいは埋蔵文化財に対する理解と関心を高めるうえで広く活用されることを期待いたします。

最後になりましたが、調査及び本書の作成に際しましては、関係者並びに地元地域の皆様から多大なご支援とご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

真庭市教育委員会

教育長 沼 信 之

例 言

- 1 本書は、真庭市史跡高田城総合調査に伴い、平成23年度から26年度にかけて実施した発掘調査等について、その成果をまとめた報告書である。
- 2 発掘調査の対象地は、真庭市勝山1-2で、高田城の本丸に該当する。
- 3 発掘調査と報告書作成は、真庭市教育委員会生涯学習課が行い、現場実務は坂田崇が担当した。
- 4 本書の編集は坂田が行い、本文の執筆は文献編を森俊弘が行ったほかは坂田が行った。
- 5 発掘調査の実施から報告書作成にあたり、次の各氏より多大なるご指導・ご助言をいただいた。略儀ながらここに記してお礼にかえさせていただく。

石田爲成（岡山県教育庁文化財課）、宇垣匡雅（岡山県教育庁文化財課）、大橋雅也（岡山県教育庁文化財課）、小郷利幸（津山市教育委員会文化課）、尾島治（津山郷土博物館）、島崎東（岡山県古代吉備文化財センター）、白石純（岡山理科大学、真庭市文化財保護審議会委員）、難波澄夫（真庭市文化財保護審議会委員）、桑岡実（岡山市教育委員会文化財課）、平岡正宏（津山市歴史まちづくり推進室）、森上知洋（真庭市文化財保護審議会委員）、行田裕美（津山市教育委員会：当時）、横山定（岡山県教育庁文化財課）
(50音順、敬称略)

- 6 遺構の実測・写真撮影・浄写は坂田が行い、実測の一部は坂元伸吉の補助を受けた。遺物の実測は坂田のほか、切明友子が分担し、拓本は三島有利加が行い、浄写は坂田が行った。
- 7 遺物の写真撮影にあたっては、平岡氏および津山弥生の里文化財センターのご支援を受けた。
- 8 出土遺物、実測図・写真等は、真庭市教育委員会生涯学習課が保管している。

凡 例

- 1 本報告書に用いた高度値は標高である。
- 2 方位は、第1・2・3図は座標北で、第4・7・8図は磁北である。
- 3 掲載遺物番号については、すべて通しで付している。
- 4 掲載した遺構図・土層断面図に示した網掛けは以下の範囲を示す。



焼土・被熱面

- 5 土層および遺物観察表の色調は、農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修「新版標準土色帖」1970によるものである。
- 6 第1図は国土地理院発行の1/25,000地形図「横部・勝山」を複製・加筆したものである。

目 次

巻頭図版

序

例言・凡例

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	調査に至る経緯	1
第2節	地理的・歴史的環境	1
第2章	発掘調査の概要	4
第1節	調査の経過	4
第2節	遺構・遺物	6
1.	T-1・T-2の検出遺構	6
2.	T-3の検出遺構	10
3.	T-4の検出遺構	11
4.	出土遺物	12
第3章	まとめ	17
遺物観察表		19
図版		
報告書抄録		
文献欄		1～74

第1章 はじめに

第1節 調査に至る経緯

真庭市教育委員会では、平成23年度に真庭市総合計画の策定にあたり、「人と文化を育みまちづくり文化・芸術・学術の振興と交流の推進」の中で、古来より伝わる市民共有の歴史遺産の未来への継承を行うため文化財の調査・保存を実施していくことを基本方針として定めた。市内に多数所在する各種文化財・遺跡等のなかでも、戦国期から江戸時代にかけて美作西部最大の山城であった高田城（真庭市指定史跡）に焦点をあて、

- ・城域の詳細地形図作製
 - ・城郭遺構の遺存状況など、将来の保存整備に必要な情報を収集するための発掘調査実施
 - ・調査成果を周知するため解説板の整備、パンフレットの作製・配布
- などを行い、勝山町並み保存地区、勝山藩主三浦家遺品等を展示する勝山郷土資料館など周辺の歴史遺産とリンクさせることによって、高田城を真庭市有数の歴史遺産として将来にわたり保存し利活用を図っていくこととした。その実現に向け、城域の詳細地形図作製を平成23年度に、発掘調査および関連文書・文献調査を平成24年度から26年度にかけて実施することとなった。

第2節 地理的・歴史的環境

勝山地域は真庭市の概ね中央に位置し、旧美作国の西端、旧真嶋・大庭両郡のはほぼ中央部に相当する。岡山県の三大河川のひとつである旭川とその支流である新庄川と月田川によって形成された狭小な低地部以外の85%は山地で占められている。

旧石器・縄文時代

勝山地域において、現在までのところ旧石器時代に相当する遺跡・遺物は確認されていない。

縄文時代に入ると、前期では刺突土器が旦地区で出土しているほか、後期の磨消土器が県立勝山高等学校の校地内で出土している。

弥生・古墳時代

当地方において弥生時代前期の遺跡は僅少であるが、岡遺跡で木葉文の壺形土器が出土している。中期以降になると陣山遺跡、太鼓山遺跡、打角遺跡、江川遺跡、椎の木遺跡、正吉遺跡、原美尾遺跡、石原遺跡で遺物が出土している。終末期では丹塗りの壺や高杯といった祭祀用遺物を出土している月田堀の内北遺跡がある。

勝山地域では古墳は少なく、15基を数える程度である。最古の古墳は古呂々尾中にある径15m、高さ1.5mの円墳である中尾神社古墳であり、前期古墳とみられている。原美尾池遺跡からは5世紀末の須恵器が出土している。

古代

日本書紀の欽明天皇16年(555)、吉備五郡に白猪屯倉が置かれたとあり、大庭郡の一部が比定されている。和銅6年(713)、備前国のうち英田・勝田・苦田・久米・大庭・真嶋の6郡が割かれて美作国となった。勝山地域は真嶋郡高田郷・月田郷・井原郷と大庭郡の一部の範囲である。奈良時代の遺物としては、榮原地区の船田第1遺跡で須恵器の骨董器が出土している。

中世以降

鎌倉時代には、寿永3年(1184年)に梶原景時が土肥実平とともに美作国他4国の守護になり、梶原景時の失脚後は和田義盛に代わっている。承久3年(1221)に起こった承久の変で敗北した後鳥羽上皇が隠岐の島に配流される際に、大庭・真嶋を通ったといわれている。承久の変の後、公家や上皇方の武士たちの所領に新補地頭として御家人が派遣されるようになり、美作においても高田荘(勝山町、現真庭市)には三浦氏が、英田河合荘(英田町、現美作市)には渋谷氏等が派遣された、と考えられている。

三浦氏と高田城

三浦氏は現在の神奈川県三浦半島を本貫地とする、鎌倉幕府でも最も有力の御家人であった。しかし北条氏による専制推進の中で次第にその存在を疎まれるようになり、宝治3年(1249)、三浦義村らは北条時頼に滅ぼされてしまう。三浦一族のうち生きのびた佐原氏が、のちに三浦を名乗るようになったとされている。建武2年(1335)、後醍醐天皇や新田義貞と対立した足利尊氏が九州で力を蓄えて瀬戸内海を東上する途中、三浦介(三浦高継)に美作の新田勢を征伐するよう命じた記録が、御教書として残されている。

高田城は、高田荘の地頭として関東から来た三浦下野守貞宗の築城とされている。築城の年代については諸説があるが、概ね延文～嘉慶年間(1356～1388)の築城とされている。

貞宗以後は、行連-範連-政盛-持理-貞明-貞連-貞國と続くことされるが、貞連以前の城主についてはほとんど記録がなく、不明な点が多い。文龜年間(1501～1504)、貞連は美作守護赤松氏の拠点である篠井(篠向)城を攻めていることなど、このころの三浦氏は高田城を拠点にする、作西地方における領国支配者の性格を有していたと思われる。天文元年(1532)、出雲の尼子経久が美作へ侵略をはじめ、高田城も数度にわたる攻撃によりその度に落城と復興を繰り返した。その間、貞久-貞勝-貞盛と城主が交替していくなか、永祿8年(1565)、尼子氏にかわって台頭した毛利氏について備中松山城主三村家親により高田城は落城、城主貞勝は自害するが、翌永祿9年には三浦貞盛が高田城を奪還し、貞広が城主となる。その後三村氏の勢力は衰え、毛利氏により滅ぼされることになる。永祿12年(1569)、貞広が尼子氏についたため毛利氏に攻められ落城するが、山中鹿之助の支援を受け元龜元年(1570)に再興した。その後毛利氏の侵攻を受け、天正3年(1575)、宇喜多直家による和議の勧めにより高田城を開城、城主には月田城主槽崎元兼が入った。

それから美作の地は毛利氏と宇喜多氏の争いの舞台となるが、天正12年(1584)から宇喜多氏の美作領有は関ヶ原の戦いまで続くこととなった。高田城には三浦氏の旧家臣である牧氏が入った。慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いで西軍副大将であった宇喜多秀家が敗北したことにより、美作は小早川秀秋により領有されることとなった。その秀秋の病死後、慶長8年(1603)に森忠政が入封することとなり、高田城には各務氏、大塚氏といった重臣が城番に入った。元禄10年(1697)、森氏の改易に伴い城下は幕府直轄となり幕府代官の所管となった。明和元年(1764)、三河西尾藩主であった三浦明次が当地に転じ、高田城跡に築城、真嶋・大庭両郡の一部を勝山藩2万3千石として領することとなった。明次は高田の地名を勝山に改め、勝山城の西麓に星形を構え、以後三浦氏による統治が明治維新まで続くこととなった。

高田城に関連した既往の発掘調査としては、三の丸遺跡¹⁾および出丸²⁾で実施している。三の丸遺跡は勝山町役場（現真庭市勝山支局）駐車場造成工事に伴い調査をし、室町時代前期～江戸時代初期にわたる建物等の遺構や輸入陶磁器等の遺物を出土しており、三浦氏またはその家臣の館、城番の館跡の一部であると推定されている。出丸は太鼓山の地上デジタル放送施設の建設に伴い調査し、建物跡とみられる柱穴列等を確認している。

註

- 1) 橋本惣司他「高田城三の丸遺跡」 勝山町教育委員会 2005
- 2) 坂田 崇「高田城・田楽城」『真庭市埋蔵文化財調査報告』3 真庭市教育委員会 2010



- | | | | | |
|----------|------------|---------|--------------|------------|
| 1 高田城 | 6 畷田第1遺跡 | 11 舟津屋敷 | 16 かぶら山 | 21 寿和1～5号墳 |
| 2 城山窟跡群 | 7 正吉遺跡 | 12 組遺跡 | 17 高応神社東遺跡 | 22 宝泉寺跡 |
| 3 化生寺東遺跡 | 8 岡遺跡 | 13 小山古墳 | 18 谷山古墳 | |
| 4 勝山高校遺跡 | 9 椎の木1～3号墳 | 14 陣山警跡 | 19 上江川 1～5号墳 | |
| 5 畷田第2遺跡 | 10 岡椎の水遺跡 | 15 陣山遺跡 | 20 上江川遺跡 | |

第1図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)

第2章 発掘調査の概要

第1節 調査の経過

本調査は高田城に関する総合調査であることから、まず城郭のほぼ全域にわたっての詳細な地形図作製を平成23年度に行った。高田城は現在その城域のほとんどが公有地であるが、麓の一部には民有地もあることから、公有地部分のみを図化の対象とした。受託者はフジテクノ有限会社で、実施期間は平成23年11月21日から平成24年3月16日である。成果物として1,000分の1および2,500分の1による詳細な地形図を得ることができた(第2図)。

発掘調査については、平成24年度から実施した。まず、本丸主郭の南端部にある斜面を対象として当初幅2m長さ7mのトレンチを設定(T-1)し着手した。これは、現存する明和元年(1764)の絵図(巻頭四版参照)に本丸に出入りする門の一つがこの個所に描かれており、斜面付近や周辺において多くの瓦片が散布していること、そして埋没した石垣等の構築材とみられる岩や礫の一部が地表面に露呈していることから、門やそれに関連する遺構の確認を目的としたものである。平成24年度の調査は平成25年2月25日から3月24日までの間に行い、調査の結果、斜面に石が積まれた状態を検出したが、それがどういった性格のものであるのか、その精査等については翌年度に持ち越すこととなった。

25年度は、24年度調査で検出した斜面の石積の性格等を明らかにすることと、その上位にある平坦面での槽跡等の遺構検出を目的として新たに幅1m長さ9mのトレンチを設定(T-2)した。このトレンチは調査の過程において石積遺構の構造・規模追及のため適宜拡張・延長の必要が生じ、T-2に直交する形でT-2-②を追加設定した。また、主郭中央部に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあり、建物の基礎跡であることを想定したことから、幅1m長さ14mのトレンチ(T-3)を設定し発掘を行った。そして主郭北辺の一端に、土塁等の構築物の痕跡を確認する目的により幅1m長さ5mのトレンチを設定(T-4)し、調査を行った(第3図)。平成25年度調査は平成25年12月16日から翌年3月31日まで行った。

26年度は、25年度調査までに検出した遺構の規模・構造等をより追求するために行った。T-2およびT-2-②で検出した石積遺構の追求のためT-2およびT-2-②の拡張・延長とT-2-③・T-2-④の追加設定をし、またT-3・T-4についても精査を行っていった。平成26年度調査は平成26年7月31日から実施し、12月10日に全トレンチの埋戻しを完了したことで現地調査を終了した。

なお、発掘調査と並行して、高田城に関する既往の文書・文献調査を行い、本書に文献編として収録している。

(調査の体制)

調査主体者 真庭市教育委員会

事務局 真庭市教育委員会

教育長 沼 信之

教育次長 谷口誠一(平成23年7月～平成25年3月)

吉田 昇(平成25年4月～平成26年3月)

新幸知典(平成26年4月～)

生涯学習課長 切明友子

調査担当者 主幹 坂田 崇(発掘調査担当)
 主幹 森 俊弘(文書・文献資料調査担当)
 (作業員) 西本 榮、堀井清史(平成25年2～3月)
 川勝 始、元島 一、山田勝己、坂元伸吉(平成25年12月～平成26年12月)

(調査経過抄録)

平成24年12月6日 白石氏と高田城現地にて、発掘調査候補箇所の選定協議。
 平成25年2月25日 24年度調査開始(T-1)。
 2月26日 斜面部の石積状況を検出。
 3月24日 現地説明会開催。参加者数約40人。24年度調査終了。
 12月16日 25年度調査開始。T-1東側部を拡張。
 平成26年1月7日 T-2調査開始。
 1月10日 T-3調査開始。
 1月14日 T-1西側部の拡張。
 1月23日 T-2にて石積遺構の一部を検出。
 2月6日 T-2で検出した石積遺構の展開状況を確認するため、T-2-②を設定し調査開始。
 2月17日 勝山小学校5年生、来跡見学。
 2月18日 T-1下位西側部を拡張。
 2月27日 T-4調査開始。
 4月5日 現地説明会開催。参加者数約50人。
 5月15日 現地指導者会議開催(出席者:石田・白石・平岡・森上)。
 6月10日～6月24日 現地指導者会議での指導事項を受け補足調査(遺構実測)実施。
 7月31日 26年度調査開始。T-2西側石積の展開状況を確認。
 8月4日 T-2-②の一部を拡張、入口段差部を確認。
 8月12日 T-2-②での入口段差部確認に基づき、T-2-③、T-2-④を設定、調査開始。
 8月20日 T-2、西側石積の有無確認のため、西方向へ延長。
 8月26日 東西方向の1段石積の状況確認のため、T-2の北側長辺部を幅20cm拡張。
 9月15日 現地説明会開催。参加者数約60人。
 9月16日～10月7日 遺構実測作業。
 11月28日～12月3日 遺構実測(補足)作業。
 12月5日～12月10日 トレンチ埋戻し作業、調査終了。

埋蔵文化財発掘調査の報告(法第99条) 文化財保護法に基づく文書一覧

発掘日付 文書番号	遺跡の名称・所在地	面積(m ²)	原因	調査を行った 地方公共団体	調査期間
平成25年3月14日 高教発第246号	高田城跡・高田市勝山1-2外	20	保存目的調査	高田市教育委員会	平成25年2月25日～ 平成26年3月21日
平成25年12月29日 高教発第205号	高田城跡・高田市勝山1-2外	30	保存目的調査	高田市教育委員会	平成25年12月16日～ 平成26年3月31日
平成26年7月31日 高教発第292号	高田城跡・高田市勝山1-2外	19	保存目的調査	高田市教育委員会	平成25年7月31日～ 平成26年12月16日

文化財調査(法第102条)

認定の日付 国山県文書番号	物件名	発見の場所 遺跡の名称	発見日	認定者	発見者	土地所有者	確保管理所
平成25年4月4日 教文埋第13号	瓦・土器・鉄器等 計測埋蔵品	高田市勝山1-2 高田城跡	平成25年3月29日	岡山県教育委員会	高田市教育委員会 教育員 堀 信之	高田市	高田市教育委員会
平成26年12月17日 教文埋第113号	瓦・土器・鉄器等 計測埋蔵品	高田市勝山1-2 高田城跡	平成25年12月16日～ 平成26年12月16日	岡山県教育委員会	高田市教育委員会 教育員 堀 信之	高田市	高田市教育委員会

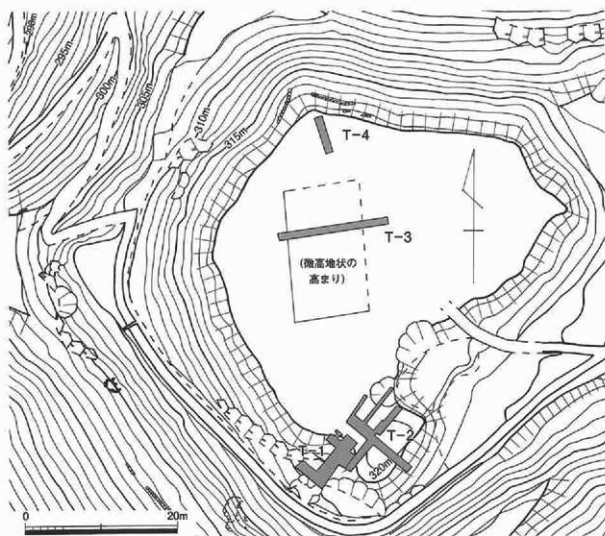
第2節 遺構・遺物

1 T-1・T-2の検出遺構(第4・5・6図)

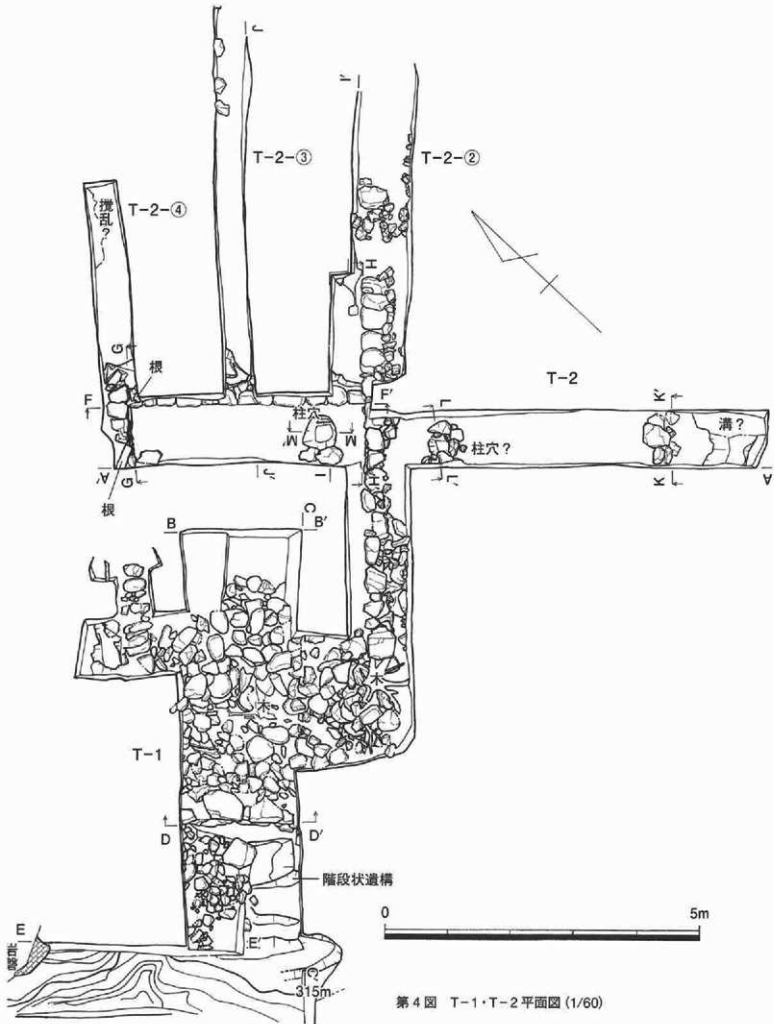
T-1・T-2においては、石積をはじめとする遺構を検出している。

石積遺構は概ね北西-南東を横方向、北東-南西を縦方向とし、平面形はいわゆる「H」形を呈している。左右の両石積の内法間で約3.7mを測り、概ね二間の規模である。左右の石積は崩落や抜き取り等により高さを減じている可能性を考慮する必要があるが、3段ないし4段積みで構築されている。なお、斜面より見て右側の石積の方が現存高が高く地山面から最大で80cmほどである。右側の方が左側より北東方向へ伸長しているが、これについても左側については破却時の抜き取り等の影響があったことを考慮する必要がある。またT-2-②の北東方向へ伸長する石積に1.1mほどの間隙があり、抜き取り等の痕跡と考えられる。横軸方向の石列は1段であり、T-2-②の土層断面から地山を50cmほど掘削し構築していることがわかる。これらのことから、

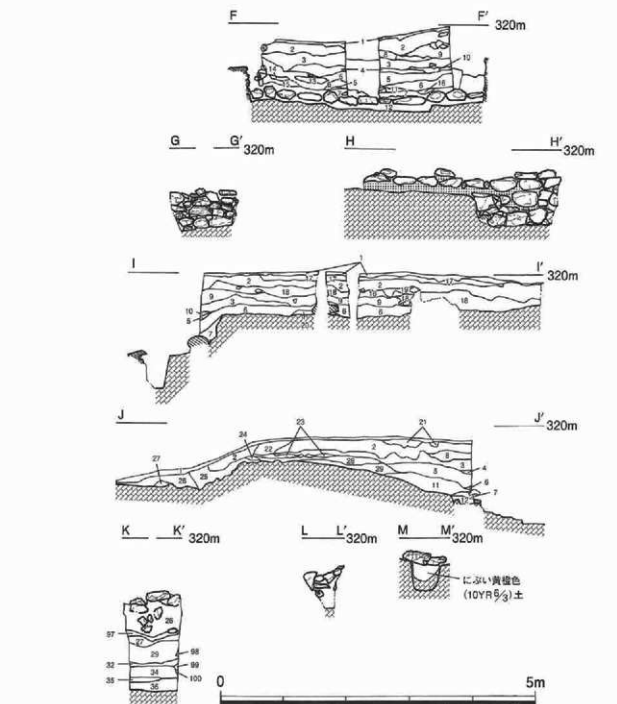
①南西方向の斜面を入口として進入する。



第3図 調査区配置図(1/500)



第4圖 T-1・T-2平面圖(1/60)



- | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| ①10YR5-4) 土 | 2 ①L2A-暗褐色 (2.5YR6-2) 土 | 10 灰褐色 (5YR5-2) 土 (炭化物・粘土質) | 8 灰褐色 (5YR5-2) 土 (炭化物) | 7 灰色 (2.5YR6-1) 土 (炭化物) | 16 灰褐色 (5YR5-2) 粘土 |
| 88 ①L2A-暗褐色 (2.5YR5-4) 土 (炭化物) | 3 ①L2A-暗褐色 (2.5YR5-4) 土 | 11 灰褐色 (2.5YR5-2) 土 (炭化物) | 9 暗灰色 (5YR6-1) 土 (炭化物) | 15 灰色 (5YR6-1) 土 (炭化物) | 22 灰褐色 (5YR5-2) 土 (炭化物) |
| 96 明黄褐色 (2.5YR6-9) 土 | 4 ①L2A-暗褐色 (2.5YR5-4) 土 | 12 ①L2A-暗褐色 (2.5YR5-4) 土 | 1 黄土 | 8 暗灰色 (5YR6-1) 土 | 23 黄褐色 (2.5YR4-1) 土 (炭化物) |
| 87 灰褐色 (2.5YR6-1) 土 | 5 暗灰色 (2.5YR6-1) 土 (炭化物) | 13 暗褐色 (2.5YR5-3) 土 | 2 暗褐色 (2.5YR6-1) 土 | 9 ①L2A-暗褐色 (2.5YR5-4) 土 | 24 黄褐色 (2.5YR5-2) 土 (炭化物) |
| 89 灰褐色 (2.5YR6-2) 土 | 6 暗褐色 (2.5YR5-2) 土 | 14 暗褐色 (2.5YR5-2) 土 | 3 ①L2A-暗褐色 (2.5YR5-4) 土 | 10 灰褐色 (2.5YR5-2) 土 | 25 黄褐色 (2.5YR5-2) 土 (炭化物) |
| 100 灰黄褐色 (5YR5-2) 土 | 7 明黄褐色 (2.5YR6-9) 土 | 15 灰褐色 (2.5YR5-2) 土 | 4 灰褐色 (2.5YR6-2) 土 | 11 灰褐色 (2.5YR5-1) 土 | 26 黄褐色 (2.5YR5-2) 土 (炭化物) |
| 8-B'-C'-C' | 8 灰褐色 (2.5YR6-1) 土 | 16 明黄褐色 (2.5YR6-9) 土 | 5 暗褐色 (2.5YR6-1) 土 (炭化物) | 12 黄褐色 (2.5YR5-1) 土 (炭化物・粘土質) | 17 明黄褐色 (5YR6-9) 土 |
| 1 黄土 | 9 暗褐色 (5YR6-2) 土 (炭化物) | 17 灰褐色 (2.5YR5-2) 土 | 6 暗褐色 (2.5YR6-1) 土 | 13 暗褐色 (2.5YR5-1) 土 (炭化物・粘土質) | 18 灰褐色 (2.5YR5-2) 土 |

第6図 T-2・T-2-②・T-2-③土層断面・遺構立面図 (1/60)

②概ね平坦となった面に一旦立つ。

③横方向の石積にて1段(ないしそれ以上)の段差が設けられ、それを上がり本丸中心部へ向かう。という経路をもった入口であったことが推定される。

T-1では、斜面に石が不整形に積み置かれた状態を検出している。T-1の下位にて地山を掘り込んで築かれた階段(通路)状の遺構を確認したことから、破却時に入口を封じるために行われたものであると考える。しかしながら斜面に単純に投げ込まれたものではなく、いったん仕切りのな石積を垂直に築き(第4・5図 D-D')、その背後に石を詰め込むという工法をとっている。

この入口であるが、層的なまとまりとして観察した結果、aラインまで炭化物・焼土を多く含む土層が堆積し、その上に瓦や礫を含む土層が堆積した状態を示している(第5図 A-A')。このことから最終的に破却に際し、

- ① 石積の構築石材を入口斜面に積み上げ、封じる。
- ② 建物等の焼き払いにより生じた炭化物・焼土混じりの土砂で石積の内部を埋める。
- ③ ②の後、周辺の土砂を敷均し整地した。

という過程をうかがうことができる。

T-2では土塁状遺構の痕跡が土層断面において確認できる(第5図 A-A')。これは土層の色調が土塁状遺構の部分は暗く、対してその上の整地土層は明るいことから、明瞭に区別できるものである。この土塁状遺構の盛土中からは遺物は出土していない。土層断面の観察・検討から、構築の順序としては石積構築に先行するものである。

また、柱穴(または柱穴とみられる)遺構を2ヶ所で検出している。一つは石積の内側(第4図 M-M')にあり、地山面に確認した。上端で径約60cmを測る。近接して大形の礫が2点あるが、石積の構築材の一部が転落したものとみられ、この柱穴状遺構と直接の構成関係はないと考える。門の柱穴であった可能性を考慮する必要がある。¹⁾

もう1ヶ所は、T-2のはほぼ中央で検出している(第4図 L-L')。石積遺構の裏込めを封じた層を切り込んでいる状況が土層断面において確認できる。3方を石で囲み、覆土には炭化物を多く含む。用途等については現時点では保留とせざるをえない。

その他、T-2南東端部付近において平面・上下方向ともに不規則な状態の石積状遺構を検出している(第4図 K-K')。機能としては土塁状遺構の上面を補強するためと想定している。また、溝(または土塹?)とみられる痕跡をT-2の南東端部で確認している。

2 T-3の検出遺構(第7図)

T-3は主郭中央に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあることから、建物の基壇跡と想定し設定した。発掘の結果、表土直下の厚さ15cm程度の真砂の盛土であることが判明した。これはのちに、現代になってこの場所を造成した際に真砂を搬入し敷き均したものであることが、当時のことを知る人の証言により判明した。

地山面において、建物の礎石を2個検出している。礎石間で約2.7mの距離がある。調査範囲の都合上一部のみの検出であり、同一建物のものであるか等については不明である。その他、柱穴や土塹(または落込み)とみられる遺構の輪郭を確認している。いずれも半裁または検出面での輪郭確認に止めている。土塹(または落込み)状遺構の覆土から多くの炭化物に伴い土師質土器片が出土している。トレンチの東半部では被

然によるとと思われる赤色化した面を地山面において確認している。

なお、このT-3では瓦はほとんど出土していない。

3 T-4の検出遺構(第8図)

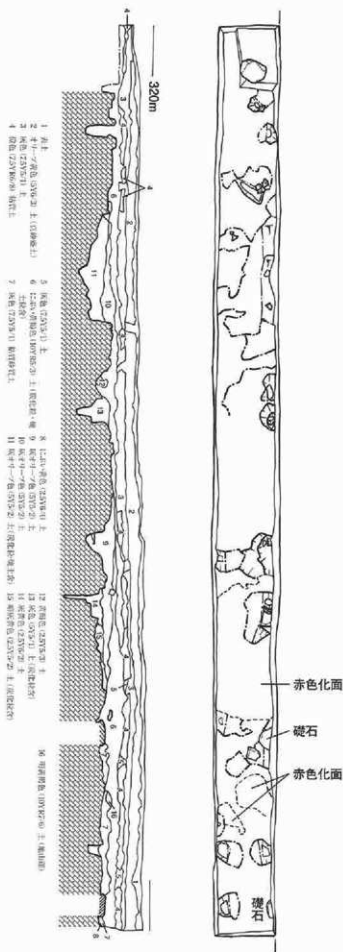
T-4においては、石積遺構を検出している。検出した石積の並びから北西-南東方向に、概ね本丸郭の外形輪郭に沿って伸びる模様である。現存するのは1段のみであり、炭化物・焼土層の上に乗る形で築かれている。炭化物・焼土層が破却時のものとすれば、破却後に構築された施設ということになる。石積から南側についてのみ地山面を確認し、北の崖方向へ地形が傾斜している様子である。傾斜した地形に幾層もの盛土を行っているが、土塁であることの明確な痕跡は土層断面では確認できていない。T-2の東端部付近においても、同様な石積状のものを検出しており、それについては土塁の端部を固める、いわゆる土留めの役割のものであったことを想定しており、このT-4で検出した石積についても土塁または盛土による構築物の端部を固め安定させるためのもの、と想定している。

このT-4では、表土から多量の瓦が出土し、結果的に今回の調査で出土した瓦の半分以上の量を占めている。戦中～戦後期に本丸の主郭で畑作が行われており、その際に出土した瓦が寄せ集められたものと考えられる。

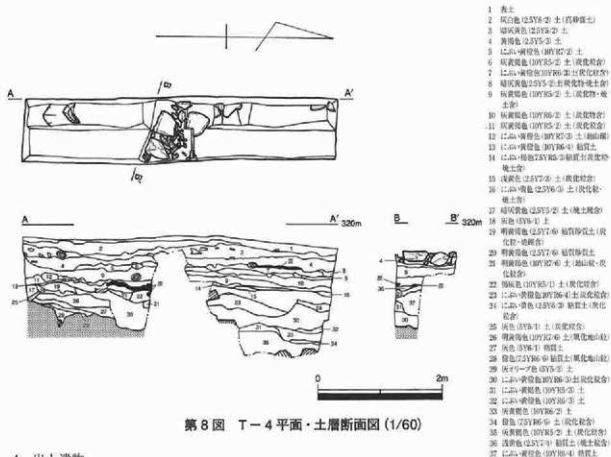
註

1) 門の風根が瓦葺の場合、通常掘立柱ではなく礎石柱であったと考えられるため、当初門柱の可能性は低いと考えていたが、津山城本丸五番門で瓦葺の掘立柱の事例がある平岡氏のご教示による。ただし、津山城本丸五番門のものは柱穴の底部に礎石を有しており、その点において相違がある。

行田裕美「6. 第5次調査(平成13年度) T-6」『史跡津山城跡保存整備事業報告書1』津山市教育委員会 2007



第7図 T-3平面・土層断面図(1/60)



第8図 T-4 平面・土層断面図 (1/60)

4 出土遺物

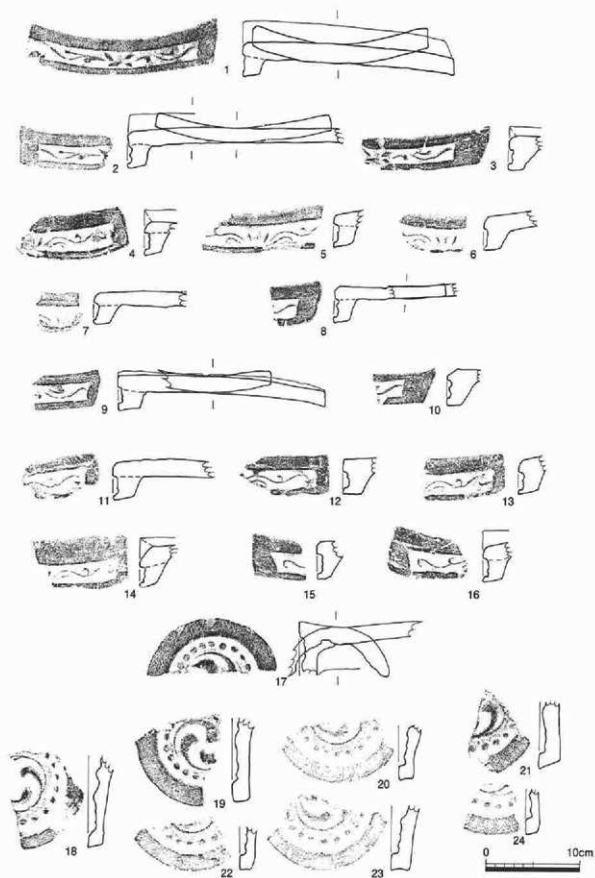
今回の調査により整理用コンテナで10箱ほどの遺物が出土しており、うち約9割を瓦が占める。瓦は大量に出土しているにも関わらず、遺物としての特徴を示す瓦当面を伴うものはごく一部である。遺物の各属性等については一覧表に委ねることとし、以下各種遺物について概観していく。

軒平瓦 (第9図 1~16)

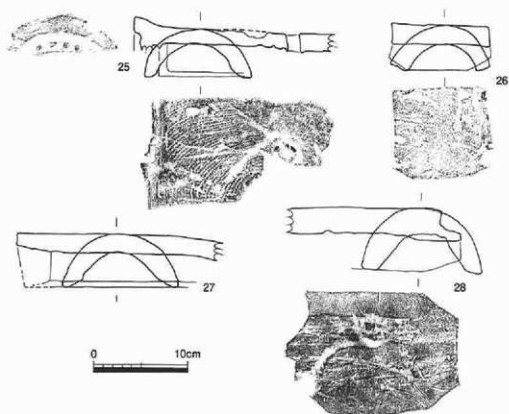
瓦はほとんどのものがT-1・T-2については斜面の堆積土や破却時の整地土層からの出土、T-4については地表面から表土中にかけての出土であり、各遺構に直接伴う状態で出土したものはない。ここでは平瓦部の後端までを有する2点を含む、16点を掲げた。瓦当の全容を示すのは1のみである。1~3は中心飾が五葉 (2については残存する中心飾から推定) で唐草は2転する。4~7は中心飾が三葉のものである。4のみが中心飾から側区までの状態を観察できる資料であり、唐草が3転することが確認できる。5についても残存状態から唐草については3転と推測するが、その他のものについては不明である。側区の唐草先端部の状態から、転を生じないもの (1~3・8~10) と転を生じているもの (4・11~16) とに分類することも可能である。

軒丸瓦 (第9・10図 17~25)

9点を掲げるが瓦当の全形を残すものはない。巴文が右巻きのものが6点を占める。正確な珠文数の把握が不可能なことから時期の比定は困難であるが、総じて巴の尾部が細長く伸びる様相を示している。17・25ともに丸瓦部内面にコビキA痕を明瞭に遺す。



第9図 出土遺物①(1/4)



第10図 出土遺物②(1/4)

丸瓦 (第10図 26～28)

特徴的なもの、製作技法のよくわかるもの3点を取り上げた。26は長さ10.7cmと大変短く、片方の隅の角を面取りした後に焼成している。通常の平瓦・丸瓦のように多くはみられず、妻部など屋根のごく一部に使用される「役物」のひとつとみられる。

土器・陶磁器類 (第11図 29～39)

土師質土器等については、T-1・T-2では斜面堆積土や石積遺構内部の覆土、整地盛土から瓦等とともに出土し、T-3では真砂盛土から地山面までの間の包含層からの出土、T-4では石積遺構より下位の層からも多く出土している。出土した土器・陶磁器類のほとんどは復元不可な細片である。

29～33は土師質土器で、29～31を小皿、32・33を皿とした。34～36は16世紀末～17世紀初頭の中国産染付の碗であるが完形状態を復元できるものはない。37・38は備前焼の摺鉢、39は壺の口縁部である。37は14世紀後半頃、38は16世紀後半の所産とみられる。

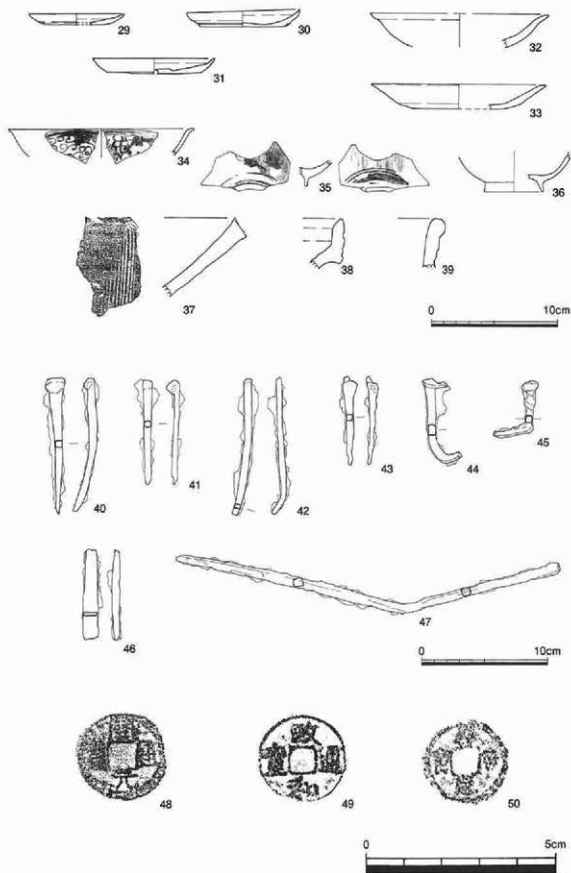
金属器 (第11図 40～47)

出土した金属器はいずれも鉄製品で、ほとんどが釘である。T-1の斜面堆積土およびT-2の石積遺構内部の覆土(焼土・炭化物を多く含む)から出土している。携戦したもののうち、40～45が鉄釘、46は刀子とみられるが詳細は不明、47は器種不明である。

銅銭(第11図 48～50)

銅銭は総数で4点あり、すべてT-2の石積遺構内部の覆土(焼土・炭化物を多く含む)より出土している。鋳文字の確認ができる3点の拓影を掲げる。

番号	種類	(国)	初铸年	重量
48	開元通寶	唐	621年	2g)
49	政和通寶	宋	1111年	3g)
50	判読不可	(不明)		2g)



第11図 出土遺物③ (29～47: 1/3、48～50: 1/1)

第3章 まとめ

今回の調査で得られた所見について、若干述べていく。

検出遺構について

今回の発掘調査で、本丸の一部ではあるが従来ほとんど不明であった構造の一部を把握することができた。まずT-1・T-2で検出した石積遺構について、規模的には南東・北西方向で約3.7mを測り、北東・南西方向については破却時の礫の積み込みや樹木があることから完全な追求は控えたため推定ではあるが、入口の段とみられる南東・北西方向の石列から南西方向へ現存長で約4m、T-2-②全体で観察される石積としては約7.6mを測る。入口としての空間を南東・北西方向の石列より前であると定めた場合、約4m四方の空間、と捉えることができる。なお、北東・南西方向の2列の石積を平面形として観察した場合、東側の石積は入口石列と直角に築かれているが、西側のものは東側と平行ではなく、若干内(南)側に軸を振った構造となっている。このことは東側の石積は先端(南西)方向に向けて地山面から上に多くの石を用いて高く積み上げられているのに対し、西側の石積については、第6図 G-G'では複数段の積み上げが確認できるが、それより南(栓の太木があるため、この間は未発掘)については基本的に1段のみ石を置き構築している。また東側については石積の背後に裏込めを明確に行っているのに対し、西側は地山の露頭を直接掘削することにより段を設け、そこに石を配置する、といった構築手法についても差異がみられる。このことは、本来の地形上の制約により生じた工程上の差であると現時点では結論付けたい。この石積遺構はその様相等から本丸南側虎口の構造の一部であると認められ、限定された調査範囲内ではあるが概ねの規模・構造について明らかにすることができた。

また、T-1・T-2で検出した石積遺構の周辺から多くの瓦が出土しており、瓦葺き建物遺構の存在を想定したが、上屋に関わる遺構は明確に見出すことはできなかった。T-2の南東半部において土塁状遺構の明確な断面を確認することができた。土塁状遺構と虎口を画する石積は一連の施設として同時に構築されたものなのか、土塁状遺構が先行して築かれていたのかについては結論を保留せざるをえない。石積遺構は、小振りの自然石を垂直に積み上げ、裏込めが不十分という戦国期以来の特徴を有するが、織豊系城郭の虎口を形成するものである。¹⁾

T-4で検出した石積遺構は本丸の外縁に沿う土塁の内側を画する構造であった可能性があるが判然としない。T-4で出土した瓦は表土(ほとんどが埋まれば地表面)からのもので、石積遺構の下の層からは出土していない。また、T-2で検出した石積遺構は地山を整形した上に構築し、内側に炭化物・焼土層が堆積しているのに対し、T-4のものは炭化物・焼土層の上に完全に乗る形で検出している。T-2とT-4の炭化物・焼土層を同時期のものと仮定した場合、双方の石積遺構は全く違う時期のものとして構築され機能していたことになる。T-4の調査範囲が狭小であったこともあり具体的な遺構の様相も不透明といわざるをえず、これについても今後の課題としたい。

出土遺物について

出土遺物のほとんどが瓦であり、ここでは瓦を中心に言及していく。

軒平瓦の1～3は岡山城3式(慶長年間前～中葉、小早川秀秋～池田利隆の治世下)に概ね相当し、岡山城出土の瓦と同范の可能性もある。唐草文の端部が途切れている点で相違があるが、范の損傷等何らかの理由により范の一部を切除等し使用した可能性や、瓦の製作時期や使用する城郭間での較差を示すために意図的に行った可能性など種々の要因が考えられる。4～16の軒平瓦も近似する時期のものとみられ、天正年間まで遡るものではない。²⁾ 丸瓦でコビキ痕を明瞭に観察できるものは限定的であるが、内面にコビキA痕と吊紐痕を残すものが比較的多く、岡山城では3式で出現するコビキB痕とみられるものも少量ではあるが出土している。

土器類についてはコンテナケースで1箱ほど出土しているが、完形のものではなく器形を復元できるものもきわめて限られているため、時期比定については大変困難である。備前焼については今回出土しているのは小片ばかりであるが、16世紀後半の38の播鉢³⁾がある。また16世紀末ないしは17世紀ごく初頭の中国産染付34～36も含まれる。

以上のことを総合的に考え、今回検出した本丸南備虎口の構造は、16世紀末～17世紀ごく初頭の宇喜多期最終末～小早川期に構築され、その後森氏の治世下において津山城の支城として機能し、破城行為によって破却された、と結論付けるにいたった。その破却の時期であるが、元和元年(1615)の「一國一城令」の際に行われたものか、または島原の乱の後に発出された寛永15年(1638)の城跡破却命令によるものであるのかについては、記述された文献資料のないことから現在のところ断定は不可能である。また今回の調査で存在が明らかになった本丸虎口は1ヶ所のみであり、他の様相については依然として不明のままである。しかしながら、17世紀前半に行われた破却事例として確認できた意義は大きく、今後各地における支城のあり方を整理していくうえでその過程の一事例を示すものとして大変貴重な資料であるといえる。また、T-3で確認した各種遺構についても解釈を保留とせざるを得ないものが多く、今後の課題を多く残すこととなった。

真庭市指定史跡高田城は美作西部における中近世城郭としては、その規模・構造において他に比類のない存在であり、本市における中近世城郭遺跡の代表事例として長き将来にわたり保護・保存していく必要はない。今回の調査はあくまでもその端緒にすぎないが、これを契機として高田城のさらなる内容解明に努めていく所存である。

註

- 1) 桑岡実氏からの調査現地でのご教示に基づく。
- 2) 桑岡実「瓦について」『史跡保存整備事業 史跡岡山城跡本丸下の段発掘調査報告』岡山市教育委員会 2001
- 3) 類別として、岡山城本丸下の段発掘郭内Ⅵ-3トレンチc面～b面間造成土出土(遺物番号910)がある(註2書と同じ)。

出土遺物観察表

(観表13)

番号	出土位置	文 様		測 量(cm)				平尺厚	上内面	粘土・構成		
		中心部	厚さ	上縁幅	下縁幅	幅	底幅				高さ	開口幅
1	T-1下方北中部	五葉	2線	19.0	19.3	2.2	4.8	1.6	2.0	2.0	※	緑褐色・褐色面・断面構成一生地
2	T-1下方北	(不明)	2線				3.8	1.6	2.0	1.5	×	暗青灰(T84/1)・褐黄斑(1037/0)→単一層
3	T-2空表土下整地土層中	五葉	2線			1.6	3.6	1.5	3.4		C-D	灰(S4/1)→浅黄(2, 517/2)→単一層
4	T-4表土	三葉	3線			1.2	3.2	1.7	1.6		×	灰(T, 514/1)→浅黄(2, 518/3)→単一層
5	T-4側面下位	三葉	3線?				3.2	1.9			×	に黄・黄斑(1038/4)→に黄・黄斑(1038/4)→単一層
6	T-4表土	三葉	(不明)				3.5	1.9				灰(1006/1)→浅黄(2, 519/1)→単一層
7	T-4表土	三葉	(不明)				3.3					灰(1018/1)→明緑斑(T, 508/1)→単一層
8	T-4 T下方部	(不明)	(不明)				3.3	1.8	2.0		C	明黄斑(2, 517/0)→明黄斑(2, 517/0)→単一層
9	T-2 T下方部	(不明)	2線				3.4	1.7	1.9	1.5	×	青斑(516/1)→浅黄(2, 517/3)→単一層
10	T-1 T下方乱瓦中	(不明)	(不明)				3.0	1.7	2.7		A	灰(S4/1)→灰白(517/1)→単一層
11	T-4表土	(不明)	2線?				2.6	1.9	1.3		×	灰(T, 518/1)→浅黄(2, 517/4)→単一層
12	T-4表土	(不明)	3線?				3.9	1.8	1.3		×	暗斑(53/1)→灰オリーブ(516/2)→単一層
13	T-4表土	(不明)	3線?				4.0	1.7	1.1		×	に黄・黄斑(1018/4)→に黄・黄斑(1018/4)→単一層
14	T-4表土	(不明)	3線?				4.3	1.8	0.8		※	灰オリーブ(T, 515/2)→灰白(517/2)→単一層
15	T-4表土	(不明)	(不明)				4.0	2.0	2.1		×	灰(T, 518/1)→灰白(1018/1)→単一層
16	T-4表土	(不明)	3線?				3.6	2.0	2.1		×	灰(T, 515/1)→灰黄(2, 516/2)→単一層

*上内面は、A: 縦1cm以上の広い面取りが、且当の左右端にまで及ぶもの、B: 広い面取りだが左右端まで及ばないもの、C: 縦1cm以下の面取りが左右端まで及ぶもの、D: 狭い面取りが左右端まで及ばないもの、×: 面取りが確認できないもの、として分類した。

※断面構成は、断面中心から端表面まで変化のないものを「単」、表面のみを「表」、断面中心と同側表面に明確な変化がみられるものを「二」とした。*上は土層に含有する砂粒等を指しとみられるものを「混」とした。

(観表14)

番号	出土位置	文 様		測 量(cm)				指法などの特徴	粘土・構成	
		本文	底文	外径	内径	口径	その他			
17	T-1 T下方部	左巻三日月	0	90			A	細	高機軸	に黄・黄斑(1017/4)→に黄・黄斑(1017/4)→単一層
18	T-4表土	左巻三日月	0	60					高機軸	灰(T, 518/1)→浅黄(2, 518/3)→単一層
19	T-1 T下方部整地土中	左巻三日月	0	71(10, 63)	18(10)	4.0			高機軸	灰(516/1)→灰白(518/2)→単一層
20	T-4表土	右巻三日月	0	60					高機軸	青斑(516/1)→浅黄(517/3)→単一層
21	T-4表土	野合型	0	60					高機軸	緑斑(516/1)→オリーブ(516/2)→単一層
22	T-4表土	右巻三日月	0	60					高機軸	暗青斑(516/1)→灰白(517/1)→単一層
23	T-4表土	野合型	0	60					高機軸	灰(516/1)→に黄・黄斑(2, 518/3)→単一層
24	T-1 T下方部乱瓦中	左巻三日月	0	60					高機軸	青斑(516/1)→灰白(517/3)→単一層
25	T-4表土	(不明)	0	60			A	細	高機軸	灰黄(2, 517/2)→灰白(518/1)→単一層

*底文(0)は()内の数が確認できる残存数である。

*指法の(A)内数は、保存部から見た順に記述してある。

(表15)

番号	出土位置	法量(cm)	指法などの特徴				粘土・構成
			※2年	若干	その他	器部・断面・断面構成一生地	
26	T-1 T下方部	116.7	B				前口取(49/2)→単一層(517/1)→単一層
28	T-1 T下方部(大雑敷)中	A					灰白(517/2)→灰白(517/1)→単一層

(土層・断面図)

番号	出土位置	種 類		測 量(cm)			指法など	粘土・断面・断面構成
		種類	種類・割合	口径	高さ	壁厚		
29	T-2	土層	上層	7.5	10.0	(4.7)	横断ベテ切り? 横ナテ	灰黄(2, 517/2)・黄斑(2, 517/3)→単一層
30	T-2	土層	下層	8.0	11.4	6.3	横断高切り? 横ナテ	浅黄(1018/3)・浅黄(2, 518/3)→単一層
31	T-1	土層	上層	10.0	11.1	(7.4)	横断高切り? 横ナテ	灰白(1018/3)→に黄・黄斑(1018/3)→単一層
32	T-1	土層	下層	11.4	11.1			浅黄(1018/3)→浅黄(1018/3)→単一層
33	T-1	土層	上層	13.8	12.0	(7.0)		浅黄(2, 517/3)→浅黄(2, 518/3)→単一層
34	T-1	土層	下層	14.0				全層・透明灰白→灰(518/1)→暗石→単一層
35	T-2 埋積層	埋積	埋積					全層・透明灰白→灰(518/1)→暗石→単一層
36	T-1 埋積・表土	埋積	埋積			(4.7)		全層・透明灰白→灰(518/1)→暗石→単一層
37	T-2 埋積	埋積	埋積					灰(517, 518/3)・灰(1018/1)→単一層
38	T-2 埋積	埋積	埋積					灰(517, 518/1)・灰(1018/1)→単一層
39	T-2 埋積	埋積	埋積					暗斑(516/1)→灰(517/3)→単一層

*埋積の()内の数値は、測定によるものである。

(観表16)

番号	種 類	測 量(cm)			重量(g)
		最大径	最大幅	最大厚	
40	鉄釘	10.8	1.8	0.9	20
41	鉄釘	8.3	0.8	1.1	15
42	鉄釘	10.9	0.8	0.5	17
43	鉄釘	7.1	1.2	0.8	7
44	鉄釘	8.1	1.0	0.9	19
45	鉄釘	6.7	1.3	0.6	7
46	釘子?	7.2	1.2	0.6	11
47	(不明)	31.1	1.0	0.8	53



1 高田城遺景 (南西から)



2 本丸近景 (東から)

図版2



3 T-1 調査前① (北から)



4 T-1 調査前② (南西から)



5 T-1 石積検出状況① (北東から)



6 T-1 石積検出状況② (南西から)

図版4



7 T-2全景① (北西から)



8 T-2全景② (南東から)



9 T-2 近景 (南東から)



10 T-2 虎口西側石積検出状況① (南東から)



11 T-2 虎口西側石積検出状況② (南東から)



12 T-2 虎口北側石積検出状況 (南西から)



13 T-2 虎口東側石積検出状況① (北西から)



14 T-2 虎口東側石積検出状況② (北から)



15 T-2 虎口北側と東側石積の接続状況 (南西から)



16 T-2 柱穴(?) 状遺構 (北西から)



17 T-2 柱穴検出状況 (北東から)



18 T-2 溝 (土塙?) 状遺構 (南東から)



19 T-2 土層断面① (土壘) (北から)



20 T-2 土層断面② (虎口内部) (北から)



21 T-3 調査前 (北から)



22 T-3 調査後 (東から)



23 T-3 礎石検出状況① (南から)



24 T-3 礎石検出状況② (南西から)



25 T-4 調査前 (南東から)



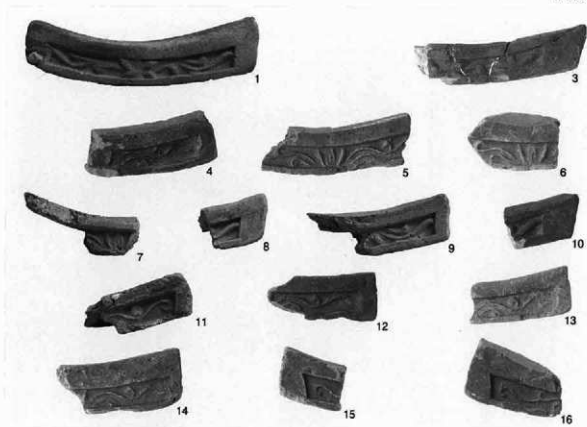
26 T-4 調査後 (南から)



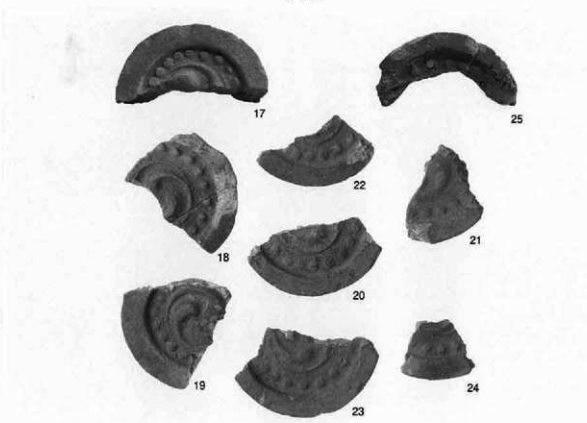
27 T-4 石積遺構検出状況 (東から)



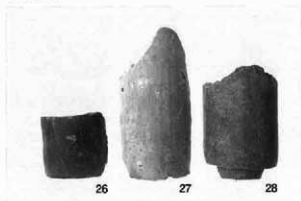
28 T-4 石積遺構背面土層断面 (北東から)



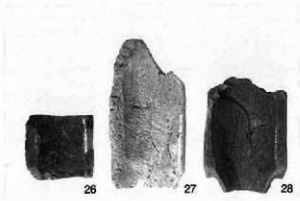
軒平瓦



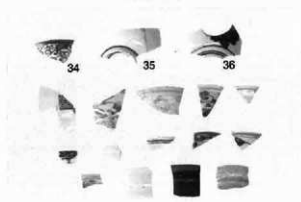
軒九瓦
出土遺物①



丸瓦 (表)



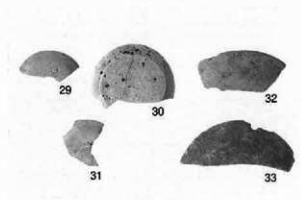
丸瓦 (裏)



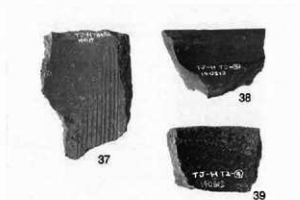
磁器 (表)



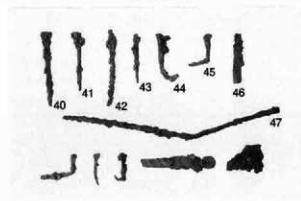
磁器 (裏)



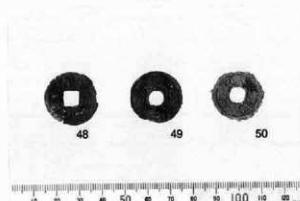
土師質土器



備前焼



鉄製品



銅銭

報 告 書 抄 録

ふりがな	まにわしていしせきたかたじょうそうごうちょうさほうこくしょ							
書名	真庭市指定史跡高田城総合調査報告書							
シリーズ名	真庭市埋蔵文化財調査報告							
シリーズ番号	6							
編著者名	坂田 崇・森 俊弘							
編集・発行機関	真庭市教育委員会							
所在地	〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2 TEL 0867-42-1094 FAX 0867-42-1416							
発行年月日	2015年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ふりがな 所収遺跡名 高田城跡	岡山県 真庭市 勝山 1-2	33214	335810063	35° 05' 23"	133° 41' 35"	20130225 ～ 20130331 20131216 ～ 20140331 20140731 ～ 20141210	69 m	保存目的調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
高田城跡	城	室町～江戸	虎口1、石積遺構3、土塁1、階段状遺構1、柱穴9、溝?1、礎石2	瓦、土師質土器、磁器、備前焼、鉄製品、銅銭	本丸虎口の一つとその破却状況を確認。			
要 約	<p>高田城跡は1967年に勝山町指定史跡に指定され、現在は真庭市指定史跡として保護保存している。真庭市の中・近世史上における重要遺跡の一つであるが、遺跡の実態としては不明な点が多く、長らくその解明が望まれてきた。そのため古来より伝わる市民共有の歴史遺産の未来への継承を目的とし、高田城を対象とする総合調査を実施した。本発掘調査は総合調査の一環として行ったものである。調査の結果、石積により構築された本丸虎口の一つを、その破却状況も含めて確認することができた。この虎口については、16世紀末～17世紀初頭に構築され、その後破城にあたり破却されたものと考えられる。その他、主郭中心部に建物礎石や郭縁辺付近においても石積遺構などを検出しており、高田城跡の構造解明に向けての手掛かりを得ることができた。</p>							

印刷データ

紙 質 表 紙=レザック 215kg

本 文=サン金銀110kg

写真印刷=サン金銀110kg

文 字 モリサワ オープンタイプフォント

本 文=リユウミンPRO L-KL 14Q 正作

本文印刷 Macintosh Adobe InDesign CS3, Adobe Illustrator CS3

専 真 本文印刷=モノクロスキャナー175線

真庭市埋蔵文化財調査報告 6

真庭市指定史跡
高田城総合調査報告書

平成 27 年 3 月 20 日 印刷

平成 27 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 真庭市教育委員会
岡山県真庭市久世 2927-2

印 刷 有限会社 勝山印刷

駒徳丸

貞元六年(890)生。貞元十三年(897)卒。貞元十三年(897)卒。

貞勝

貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

女子

貞勝の女子。貞勝の女子。貞勝の女子。

貞盛

貞盛(貞盛)は、貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。

女子

貞盛の女子。貞盛の女子。貞盛の女子。

貞広

貞広(貞広)は、貞広(貞広)の長子。貞広(貞広)の長子。貞広(貞広)の長子。

桃寿丸

桃寿丸(桃寿丸)は、桃寿丸(桃寿丸)の長子。桃寿丸(桃寿丸)の長子。桃寿丸(桃寿丸)の長子。

雑記中高田城事迹

(中略)

三浦家

三浦家(三浦家)は、三浦家(三浦家)の長子。三浦家(三浦家)の長子。三浦家(三浦家)の長子。

近藤

近藤(近藤)は、近藤(近藤)の長子。近藤(近藤)の長子。近藤(近藤)の長子。

牧兵

牧兵(牧兵)は、牧兵(牧兵)の長子。牧兵(牧兵)の長子。牧兵(牧兵)の長子。

牧首

牧首(牧首)は、牧首(牧首)の長子。牧首(牧首)の長子。牧首(牧首)の長子。

牧首

牧首(牧首)は、牧首(牧首)の長子。牧首(牧首)の長子。牧首(牧首)の長子。

牧首

牧首(牧首)は、牧首(牧首)の長子。牧首(牧首)の長子。牧首(牧首)の長子。

牧河内 貞盛(貞盛)は、貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。

牧藤左衛門 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧大膳 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧菅介 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧松寿 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧玄蕃 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧式部衛門 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧藤藏 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

牧采女 貞勝(貞勝)は、貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。貞勝(貞勝)の長子。

貞広家臣

三浦頼介 牧氏(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。

浜口平次郎 三浦弥二郎 阿比倉左馬

島村次郎四郎 島村左衛門 島村孫介

推原二郎五郎 舟津左兵衛 舟津与三兵衛

舟津木工允 舟津孫九郎 金田備中

寺江田源太 石井与兵衛 等原帯刀

福富久右衛門 宇野市郎右衛門 宇野菅丞

石井源三兵衛 有安喜三郎 田中治兵衛

内田市介 小牧又三郎 淀口衛門兵衛

小瀬与五郎 竹内与次 竹内四郎次郎

内田源左衛門 草加部平内 小谷出雲

三船十郎左衛門 三船次郎兵衛 美甘助右衛門

堀内 小島 富田 御調 松浦 藤波

化生寺 以宗寺 宝泉寺 安養寺 宝観寺 宝寿

寺 水源寺 瀧泉寺 玉美庵 洞遊 春宗

元林 長善 威春 善瑞 遵賢 正全 威存

春察 以上貞広家臣及權利仰之徒也、本書社村美甘

氏家藏

福島右近 貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。

福島玄蕃 貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。

松岡源兵衛 石井次郎右衛門 石井与三郎

石井助五郎 竹内四郎次郎 松岡藤次

金田六郎左衛門 貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。貞盛(貞盛)の長子。

右十三人亦三浦臣也、其姓名処々出之

一 從是南化生寺領内 北八高田村分御林山

十一番御林山

一 從是南化生寺領内 西・北八高田村分御林山

十二番御林山

一 從是西・南化生寺領内 東・北八高田村分御林山・權現林

十三番御林山

一 從是西化生寺領内 東・北八高田村分權現林

十四番權現林神前より西

一 從是西化生寺領内 東・南八高田村分 東ハ

權現林、南八田畠在

以上願平十四本

右元祿元年冬、杉村平次右衛門・榎井治右衛門・

平岡惣左衛門・石川左五右衛門巡檢、立機、文

義一切如本書、十四箇寺外若西郡有極楽山清

眼寺、以非寺領之地 除之

參考史料

一作州高田城主著書 下岩松家書

又及野史資料編 第一卷

作州高田大づぶさ城主

文龜元年より永正六年迄ハ、

三浦貞國ト云ハ、大永七年迄

享祿一乃至之城主也、同二年より

天文十二年迄三浦貞久城主也、

右貞久ハ貞國之息也、一男ハ

ヲキ國トテタジメ殿ムコナリ、則タジメヲ

御取候、三番目ハ貞尚トテ岩屋ノ

城主、天文十二年八月、雲州より

尾山飛騨ト云人取出貞久ヲ賣

大合戦候処ニ、貞久者龍城之内ニテ

病宛被致候、其時分より尾山飛騨

御エイヲ作、三浦不入、飛騨ヲ守候様ニト

建立ニテ候へ共、永祿二年二月三浦貞勝

飛騨ヲ賣、大合戦候テ城ヲ渡シ退申候、

其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉ヲ

河内ニ御なし候、永祿八年十二月ニ金田ハ

三浦ノヒクハンニテ候へ共、心替り致し備中

松山ノ家子カトムネヲ賣、貞勝ニ腹ヲ切らせ

申候、其時、備前中納言殿御代節大方ハ

貞勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後

直家ノ御代ニ御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也

右貞勝腹ヲ御切候時、牧一とつ三浦

貞守ヲ取立、永祿九年九月ニ高田

つぶさ山へ直申候、右貞勝ニも貞広ニも

祖父ニテ候、永祿十二年二月十九日ニ芸州

衆、長・川・志ん三人たばかり貞守ニ腹ヲ

きらせ申候、然レ共牧ハきりぬけ、備中ニ居ル

貞久之獅子貞広、名ヲ才五郎殿ト申ヲ

取立、元龜元年七月ニ先つ鎌岡ヲ

切取、同年十月ニ高田つぶさ山ヲ賣

大合戦任、取候而貞貞ヲ入、七年

程之城主ニ候処ニ、芸州來渡シ候へト直家

被致成、十月ニなむさきへ渡シ候てのき、

大合戦ニ、尤北條大分頼ヲ申取知レヌ

高松陣へも、はりまノ林田ニテ

傾死被成候、其時牧一とつ直家御施ニ而

湯山などニも居申候、其後石ならさき

高田ニ居申候ヲ、牧ニ渡シ候へト直家被

仰付、天正十二年三月ニ牧高田ニ入候て

居申候処ニ、中納言殿御代ニ成、人直ニ付

つぶさ山ハ八鳥勘助ニ被、仰付候

一貞久

一貞勝

一貞守

一貞広

右四代之内

二九 牧官兵衛 知行千石取

二九次 細田久右衛門 同式百石取

に高田城が廢城となつてゐることが知られる。

明暦元年（一六五五）

大塚守周、高田城下の馬野大権現社を修禱する。

馬野権現神社高田神社

『真庭傳志』全

天下泰平武運長久領分安穩五穀成就

一奉修禱馬野大権現城内安全満願成就守護

明暦元乙未年九月吉日 大願主 大塚駿物 守周

且 五郎左衛門

神主 木村越中 重次

延宝三年（一六七五）

大塚可明、森家を遷去する。

森家生代發錄 卷第九

『岡山県史』津山藩文書

一延宝三乙卯年即一正月十一日、大塚左門・各務兵

庫、永の暇ヲ願ひ所、大塚ハ原田半右衛門ヲ江戸

より差下され暇ヲ給ひ、塚田三郎兵衛ヲ使者とし

て時服箱着ヲ給ふ也、各務ハ段々首尾罷被留也、

然る所、同三月三日、大塚奉公御構として、湯川

半右衛門、目付後藤安兵衛伏見へ差登られ、右之

旨申渡けれハ、大塚返答にて、御使者ヲ以御暇被下、

塚田ヲ以御時服・御箱着被下、只今御構ハ、乍懼

當極ニハ相違仕候とて、翌年四月江戸へ下り、段々

御申申御救免也

著作略史 利

『著作略史』

大塚左門・三村伊織、切二諫長義、不し納、遊教録

去 山岡家記

長義書ヲ江戸ニ在り、横山刑部左左衛門ヲ以テ近

侍ト為す、其家ヲ継グニ及テ、刑部左衛門ノ資格

ヲ進メ、板妻ヲ委任ス、長義乃チ之ト謀リ、己ガ

叙任ノ鼻進ヲ希ヒ、數々聞老ヲ其邸ニ請待シ、賄

賂百方、国用竊端ス、於是、土祿及ヒ社寺領ヲ

減省ス十分ノ一ヲ減省ス、延宝三年五月、國ニ就キ

驍馬・放鷹・漁獵等、奢侈至ラザルナシ、士民怨

嗟ス、重臣大塚左門五百石・三村伊織千石數々諫争

スレドモ聴カズ、二人遂ニ許シ去ル

貞享元年（一六八四）

高田村の免定に古城山番が見える

真島郡高田村免定之事 松浦用氏文書

『岡山町史』上編

同式石五斗 古城山番五郎左衛門給米

元禄元年（一六八八）

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える

作陣誌 附録 作陣誌十六段寺境内標示 玉雲山化生寺

玉雲山化生寺

『新刊作陣誌』三

一番門之脇

一從是北・東化生寺領内 南ハ高田村分塚谷屋

市郎右衛門殿

二番門之脇

一從是北・東化生寺領内 南ハ高田村分塚谷屋

市郎右衛門殿

三番門之脇

一從是北・東化生寺領内 西・南ハ高田村分塚

谷屋市郎右衛門殿

四番門之脇

一從是東・北化生寺領内 西・南ハ高田村分塚

右衛門殿

五番門之脇

一從是北・東化生寺領内 西・南ハ高田村忠右

衛門殿

六番寺澤土寺屋敷

一從是東化生寺領内 西ハ高田村分安養寺墓所

七番寺之丸

一從是東・南化生寺領内 西・北ハ高田村分御

林山

八番勝山本丸

一從是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

九番御林山

一從是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

十番御林山

岡山大学付属図書館蔵津田家文庫

○大塚丹後者

△同 主膳二俊者

同 丹後氏次者

同 内膳者

同 監物氏重者

同 左衛門可明者

△長尾軍人共一者

同 隼人勝明者

武家團伝記

卷六六 美作国現代御執権之覽

岡山大学付属図書館蔵津田家文庫

慶長十二年申ノ冬ヨリ同十七年子ノ春迄

五年

大塚丹後

(中略)

寛永元年子ノ夏ヨリ同十六年卯ノ冬迄

十六年

大塚主膳

(中略)

正保武年酉ノ春ヨリ慶安武年丑ノ夏迄

五年

大塚丹後

元和六年(二六二〇)

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

高田荘町人面々世代業

卷末別記

□□往還道者 檀安寺前通り、元和六、中四月大火、町家・寺院共不残焼失、依之同年十一月三日、津山表江相頼、岩瀨下夕片原町之所加瀬掘埋上、

入用銀半分、御公儀、半分町場出銀成就之上、町統

新町出来、夫往還道下成、其頃長役之者新町二致屋

莫能市教育委員会蔵

敷取、承応二地均帳有之名前左二記、此余之長役

八持来屋敷三戻申ト相見へ候

寛永七年(二六三〇)

大塚三俊、高田城下の鹿野大権現社を葺替する

鹿野権現社者

高田神社

天下泰平国家安楽風雨順豫

一奉土葺鹿野大権現社城内安全如意満願成就条

武運長久願分静寧五穀成就

寛永七年九月吉日

大願主 大塚 主膳

神主 山花 太夫

寛永十五年(二六三八)

兼作園内の精城嶺が破却される

兼作園内 芳西博士跡部 神宮邸 院庄城

院庄城

(中略)

凡当争奪之世、作州諸堡多為、播磨因伯雲芸之

兵、所相屠而抛、焉、是故院庄亦無、粟粟之城主、

天正末片山木工尤、同左馬助者居此、慶長八年

本源若領州牧、園府不、假、賢、遂城于津山、

其間歳余以、院庄、為、夜居處、寛永十五在、其

畷跡、尽、為、田、畝、今、城、巖、礎、存、在、已

○元和七年(二六二五)の二国一城を多けた津山藩領内の諸城館に対する措置は未詳、木史料は次掲史料と併せ、寛永期の領内における破城を不数少ない史料といえる。

古事御改書上写 東作誌 吉野郡讃甘志本村 古跡

当村在家中に構屋敷跡御坐候、三拾間四方にみへ申候、古へ宮本武仁住居仕候由、石垣は天草一揆の時、御公儀より御意にて取崩し申候(後略)

○一産家へ書とあり、内容から建初年、「作陽誌」編にあたっての書と考えられる。次掲の記事はこの書上を元に記されたもの。

東作誌 吉野郡讃甘志本村 古跡

宮本武蔵屋敷 三十間四方、石垣は寛永十五年天草一揆の節自公儀命ありて取崩すと云々(後略)

正保二年(二六四五)

正保の国絵図に古城・勝山が見える

正保実作園絵図

古城

勝山

○古城とその前方に勝山が並ぶ様子を示す。これ以前

『江戸時代の地図より』

方相果少、細野左兵衛^{加行}は是もさへ具足^三被切一
所^三死ス、四郎兵衛^四、長沼郷只今ノ御屋敷也
翌朝十五日、四郎兵衛切腹ス、各務家米佐藤作大
夫^{源左衛門伯父也、四郎兵衛、現、大塚丹後爲下知、}
被内六口之御門々^二物頭丈人^三組ノ足輕四拾人相
添、難人^二ても御門内へ一人も申間敷ト誓申付
ル、長沼本吉、今村九藏^{寛永十年}、阿人^二階町
ノ御門^三番従大塚被申談候へ、阿人返答、定
而高田之待通付共可參、此者共義私林留申出、中々
被押へ居申者共^三て無之、其時ハ打果可申哉と
相候候へ、随分参見可申、其上^三ても留り不
申候へ、可通^二大塚被申出、然処へ同十五日午刻
ニ各務吉左衛門正保一番馳來、馬ヲハ院庄ぬめり
川ニて息ヲ棄切、焔立^三成テ土灰空捲ラ脇ニ付
弓ニ手矢ヲ取添、階町之御門へ參、愛ヲ明よ
と呼懸る故、此門ハ大塚監申付誰人^三ても通シ申
な^二被申渡候間、外之御門へ被廻候へと申候へ、
左儀申へ今村・長沼が、同名之喧嘩^二是にて被指
押へすこゝと留る者ハ侍程之者^二ハ有間しく、
實ニ門ヲ不明ハ一矢參さうと矢害打ちかへはや射
さう^二仕懸所^三、高田侍通々十騎計懸集、只門ヲ
打破しとらうづきを懸狼藉仕候故、無^二前門ヲ為
明^二と也、此節忠政公ハ御在江戸ニ候へ、以飛脚
言上可仕由御家中物頭、其外踏役人中、大塚監數
にて江戸へ之書状相殿、惣侍中へ大塚文を讀せて
聞せ、此文林^二て能候やと被申候へハ何れも御尤
ニ春存由申候、其文林^二日夕

一去ル十四日午刻、右三人之者唯唯仕、細野・小沢
兩人ハ即座坐^二て十四日ニ相果申候、四郎兵衛^三
ハ翌朝腹を切申由書状相讀、此文能候哉ト再三
申候へ、小身者名ハ玉木と申仁末座之推參、乍
恐四郎兵衛ハ、公方様へ御目見へ申上たる仁ニ御
座儀、其上其身腹を被切候へ、腹を切せ申と被
遊されハ誰人切らせ申と御尋候へ、腹を切らせ
て御座者問布候間、只其身腹を切り申と被遊候て
ハ如何可有御座と申候へ、大塚を初何れも尤千
万津書状設置したると出、忠政公も四郎兵衛ハ
切腹不仕へ介可申ものと御意共承ル

森忠政、森（大塚）丹後守に高田村等を加増する

森忠政知行宛行状写

源儀編五 百々清次原藏

『日本史料』第17編五

加増之地

- 一六九拾四石六斗八合 高田村
- 一武百八十七石一斗四升七合 西分本郷
- 一武十^二石八斗九升二合 扇敷分
- 一一百拾石石八斗二升六合 正百村
- 一四十一石一斗五升四合 岡村
- 一四十二石九斗五升 芝原村之内
- 一拾參石一斗四升九合 畑村
- 一七十七石七斗三升八合 竹原村
- 一五十四石九斗四升八合 菅谷 和氣村
- 一九拾石八斗七升四合 神場谷

一百六十九石七斗貳升

具見村

一百三十九石

横部村

一四十二石四斗九升八合

星山村

合八八百石

右爲加増知行集、全可令知行者也

慶長十二年

『森』

十一月朔日

忠政（花押影）

森賢後守殿

慶長一四年（一六〇九）

森忠政、大塚丹後守を高田城番に命じるといふ

美作國中古城之覚 武家傳記 卷之一

『岡山のアークイブ』1

同十四乙酉年春、大塚前丹後息相繼五代代抱之

慶長一七年（一六二二）

大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる

作隱隠 真島郡寺院部 淨土宗 本然山院等

『新訂作隱』三

寺内有大塚丹後墓、法輪靈照院花岳芳春、是本

源君長臣也、慶長十七年七月十一日卒、當頭高

田大総山城

大塚氏の歴史

武家傳記 卷第六 御代々御祖傳

九月十日 御在判

- 六廿四郎左衛門とのへ
- 六廿太郎兵衛とのへ
- 川端丹後守とのへ
- 小瀬中務正とのへ
- 明石四郎兵衛とのへ
- 沼本新右衛門とのへ
- 中吉平兵衛とのへ
- 延原六右衛門とのへ
- 六廿太郎右衛門とのへ
- 牧藤左衛門とのへ

慶長六年（一六〇一）

小泉川秀秋 木下霜之助を高田城番に命じるとい

美作国中白城之覚 武家傳伝記 卷之一

慶長六廿ノ歳ハ金吾秀秋陪臣木下霜之助抱之

小早川秀秋 化生寺に寺領を寄進する

杉原紀伊守・種業正成通書奉書 美作化生寺文書

為社領、美作国真島郡高田村之内拾五石之事被成御
眷附殿託、弥於神前、国家安全・武運長久御祈念米
可有御受之旨被 仰出候也、仍状如件

慶長六年

六月五日

高田大明神

慶長七年（一六〇二）

西部五左衛門 化生寺の寺領を安堵する

西部五左衛門寺領安堵状書 作陽影 真島郡寺院傳記

宗 玉雲山化生寺

為当寺領、敷地・田島井手作分拾五石以高田領如
前々令寄附候畢、全可為寺領状如件

慶長七年

十一月吉日

化生寺

判

慶長八年（一六〇三）

森忠政 各務元峯を高田城番に命じるとい

美作国中白城之覚 武家傳伝記 卷之一

同八癸卯年 各務四郎兵衛相抱

武家聞伝記 卷第六 美作国御代々御氣津之覚

慶長八年卯ノ夏ヨリ同十三年申ノ冬迄

六年

稲葉内匠頭（花押）

杉原紀伊守（花押）

慶長九年（一六〇四）

森忠政、化生寺に寺領を寄進する

森忠政寺領寄進状書 美作化生寺文書

為当寺領、敷地田島井手作分拾五石令寄附状如件

慶長九年

三月十一日

化生寺

森忠政寺領寄進状 行形影 美作化生寺文書

為当寺領、拾七石余敷地并山林共令寄附畢、全可有
領知之状如件

慶長九年

十一月一日

化生寺

忠政（花押影）

慶長一三年（一六〇八）

高田城番の各務元峯が關死する

武家聞伝記 卷第十四

一同十二申歳十月十四日午之刻、久米兩郡之内八伏

村ノ公英石山ニテ、各務四郎兵衛 第三十七歳、地行八

歳、相手小沢彦八ノ相 實 也、喧嘩シテ双

右式十五百五十石 山内半役分引

千石慶五ヨリ無役引

完ノ四万式十五百石五斗

この頃か

宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じるといふ

義作團中十名城之覚 武蔵聞伝記 卷之一

右之城ハ、天正年中、宇喜多家臣不破内匠配之

○年来詳であるが、しばらくここに収める。

慶長五年 (一六〇〇)

宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に人質の供出を命じる

宇喜多秀家置状写 岩間置五郎扇助也安文書

『久世町史』資料編 第一卷

急度申遣候

一此表之事、赤坂之敵陣ハ諸口より取寄候故、敵う
ろたへ候てはや、敗軍可仕林と相見へ候、五三
日中、吉左右可申遣候、可御心易候、てんのあた
ゆる所天下之御司前此時瞭明事候も入度所へ敢参
候て有之事候間、老人も不殘可討果事眼前之事
一関東之儀ハ家康領内へ三日他行申候、景勝より切
入候て関東誼所みたれ候て無正轉由上々注進候故、
中々内府可罷上菅博夢ニ無之候、あわれ上り候へ

ハ一度ニ打果度候事

一天津之城難元より城をかり可申上し被申候へハ、

人質遣申うへハ城を渡事迷惑之由被申候へハ、則

大坂より被取詰、本丸一ツニ罷成候、余之儀ハ定

可有容免と存候、此段このついでニ一段可然成

行候間、可心易候事

一其元蕃等之儀、此刻肝用之候間、不可有由断、然

ハ各手前うたかい候て申遣にてハなく候へ共、為

外間候間、其方面々人質之儀被差越尤候

一岡山に番之儀ハ六四・六六御座候間、此両人人質

之儀早々差上太候、四郎左衛門事むす子を早々差

上可申候、我々そはニ召遣へく候間、一刻も差急

此表へ差越尤候、然者河内守ニ申候て一人案内者

こい候て差越尤候、太郎兵衛人質之儀、おとこの

子無之候ハ、不及是非候、お子の候へハおとこの

子差上七候事

一常山在番丹後事、是又僅候人質差上尤候、自然実

子無之候て養子成共差之ほらせ可申事

一小車在番新右衛門事ハ、せかれ愛元ニ有之事候へ

共、今一人差之ほせ尤事、

一小倉長田右衛門事、左近、越中守所ニ有之事候

ハ共、今一人せかれ有之ハ、此方へ差越可申事

一広瀨六太郎右衛門、牧藤左衛門同人事、七郎右衛

門外ニせかれ有之ハ早々差上可申事、六太郎右

衛門ニハむす子有之由候間、早々差越尤候、不可

有由断候

一赤穂平兵衛・六右衛門事、是又せかれ有之ハ

早々差越可申候、六右衛門ハせかれ有之由候間

差上、早々可差上候事

一高田中務事、助六勇於有之ハ早々差越候可申候、

自願ハ人質差上可申候、自然於無之ハ右之姿ニ可申

付候事

一倉敷四郎兵衛事、是者せかれ此方ニ居申候間、今

一人も人質として差出尤候、何所所ニ一人奉公仕

有之縁ニ申候、是ハわれ一切不知候、此段ハ

其方より能々入急候て申越候ハ、其上を以我々

そは、可召置候事、

右之通、早々何得及、むすめ子などハ差上事、堅

無用候間、可有其心へ候事

一各人質取候へハ、家来能ニハ不及事候へとも、

各内にて知行かたをも取申もの之人質之儀、是又

家中能を取集、岡山四郎・太郎兵衛同人所へ相渡

尤候、女房とむすめとハ出事無用候、むす子又ハ

兄弟又親にても差出尤候、此通堅可被申付候、小

給之者ハ不入事、悪心をたくみ候てもいかと存

候ものを取集候て、岡山へ差越尤候、是又不入事

候へ共、為人善候間、如此候、久しく留置候事ニ

あらす候、先此刻如此申付候事ハ何かと結句わき

より申候へハ悪候間、此上ニ可被申付候、少をも

可有由断候、是方へ差越候間、河内所より人をこ

い候て差越尤候、各尤之人質、十三三よりしたの

子ハ於大坂ニかわちニ渡尤候、十三三よりうへの

子ハ陣へ差越尤候、先岡山より大坂迄相計候ハ、

以上上又かわち所より致注進候へと申遣事候也

相渡 然間為誓地 於備中国都羅郡西庄武拾石差遣也

文祿四年

十二月吉日

岡市丞とのへ

〔黒印カ〕

宇喜多秀家黒印状 美作化生寺文書

〔岡山県史〕家わけ史料

化生寺領之事

一高拾石也

作州真島郡

高田内

右内 六斗八

九石四斗八

墨敷定 田島

右如書付之、田島之上中下ヲ引合、化生寺之本願可相渡、然間、為誓地、於備中国羅郡西庄拾石差遣候也

文祿四年

十二月吉日

岡市丞とのへ

〔黒印カ〕

備前国四十八ヶ寺領并分國中六社領目録号

備前金山寺文書

〔備前国四拾八ヶ寺領目録〕

并八分國中六社領

備前国四拾八箇寺書立之事 次第一向

(中略)

四十八箇寺之外御寄附寺領之事

(中略)

一宝泉寺

式十石

(中略)

一化生寺

拾石

(中略)

以上

御分國中社之事

(中略)

高田宮大明神

拾五石

惣以上 二十石也

右難真神仏、祈願念相同、茲武運長久国家安全懇丹不可有怠慢者也

文祿四年十二月吉日

御判在之

備前院(黒印)

○以上、高田城關係のもののみ抽出した。

慶長三年(二五九八)

宇喜多秀家、戸川連安に高田周辺の地を預け置く

宇喜多秀家所領目録状

秋高朝所藏文書

灘以至只今荒地之所、從來年令開發候様ニ可申

付事許要候、已上

作劾山内、高田近辺五千石之事

彼地百姓歸相賣録ニ加撫育、田地不荒獲可申付、然間、二ヶ年者先半役可相勤者也

慶長三

九月九日

戸川肥後守殿

秀家 允押

○この年八月に豊後が没している。秀家の遺臣は豊後の叛乱に備えたと身えられ、高田城も戸川連安によつて岡田増目を固めるための修築が行われた可能性を指摘できる。

宇喜多秀家土儀 慶長初

一戸川肥後守

〔備前之史料〕(五) 命家の宇喜多家史書

此内 七千石

文三御加増

千石

慶三御加増

五千石

慶三加、山内分

四千九百七拾石

慶四加

一岡 市丞

三千百六拾石内

五百石

文三加

千石

慶二、高田領

与刀式万式千四百六十五斗

自分式万五千六百石

都合四万八千六百拾石五斗内

式千石城領加 無役

四万六千六百拾石五斗 肥後守分

牧賢介

霜月廿日

信正(花押)

天正一七年(一五八九)頃か
宇喜多秀家、服部隠岐守を高田城に置くといふ

作州高田城主書 下書教文書

又世町史(資料編)第一卷

中納言藤原代二成、人直二付つふさ山八八鳥助助二
被 仰付候

○宇喜多氏範圍では天正十七年に破城が行われた形跡があり、服部氏の在番も諸城の破却として岡山城を中心とする支城体制の整備と関係すると思えらる。

岡山藩工服部抄三郎奉公書

岡山大学附屬図書館借出文庫

一高祖父服部隠岐守、大坂御陣之時 御城方二面同
所於川口討死仕候由承伝候

一曾祖父服部藤内儀 隠岐守嫡子二面御座候、宇喜
田中納言秀家卿之從者二面知行千石給、弓鉄炮之

足輕而格人、伊賀ノ者式拾人預、美作国高田城預、

城代二居申候、秀家親逝去已後ハ浪人仕、備前国

上道郡浦間村二住居、同所にて病死仕候

○享保四年(一七二九)の書上、隠岐守の子、嫡内を高田

城代とするが此による事跡の混同か、検討を要する。

服部力隠岐守社役安堵状 美作高田家文書

『高野神社の文化財』

作州西郡之社役之儀、前々其方存知之儀候哉、就其
被申之通承知候、左候間、西郡之儀ハ注進保等之儀、
雖可被申付候、万一違乱之儀候ハ、急々注進可申候

恐々謹言

「永和三年」

十一月十五日

注進大夫殿(まいる)

○付申身は後輩で、文言と体裁とからかなり降るとの指
摘がある(森岡天氏の御教也)。服部氏の発給文書か。

高田城主服部隠岐、中島本政に脇指を与える

中島本政書 第五卷 西島氏文書

『倉敷市史』第十冊

一同管吹越下二面はさま九郎兵衛と申者、牧修理と

申者之切候、而お申候、某^カかけ呼返し切合仕ふ

せ申候、其時兵庫介より知行くれ申候、同国高田

城主服部隠岐と申仁脇指くれ申候、同宮ノ城主市

三郎兵衛と申仁刀くれ、御内池田加右衛門、左馬

助兄弟子供迄存知、其子細ハ其時牧左馬助・室六

右衛門と申者、深手負申候、作州之輩者不及申、

備中国阿賀郡鈴木次郎兵衛・同三郎左衛門・室左

内・津々能存知候、右之手負申候後九郎兵衛と申

者ハ同管郡野々上と申所ノ者二面御座候、此時某

名中島与右衛門と申候事

○年未詳であるが、この頃のことと思われるので、ばらぐ

ここに収める

文禄三年(一五九四)

宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置
を命じしる

宇喜多秀家直状写 備前古文書 卷一 二百四町小松屋

宝次郎印藏

東京大学史料館蔵書

作州高田一葉事、岡山在城可仕候旨申承候、無異儀
相成候矣、可申付候也

文禄三
十一月十五日

角南太郎右衛門とのへ
(花押影)

○右作州高田青木 美ハ小松屋宝次郎直状ナリと記す。

文禄四年(一五九五)

宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える

宇喜多秀家黒印状 美化化寺文書

『久世町史』資料編第一卷

宝泉寺領之事

作州真島郡内

一高式石也 高田牧原

右内 老石式斗ハ 屋敷

拾八石八斗ハ 田畠

右如書付之、田畠上中下ヲ引合、宝泉寺本願三可

三浦貞勝の子桃寿丸 京都で圧死するという

作陽院 真部山川部 高田庄 大総山城 三浦氏三世

家系 三浦貞勝子桃寿丸

『新訂作陽院』三

桃寿丸 (中略) 天正十年桃寿同秀家 詔秀吉公

一、同十二年詔し洛遣 地震 一圧死、

○『作陽高田屋書』に桃寿丸のことは見えない。あるいは次掲の事件と関係あるか。

宇野主水日記 天正十四年 夏集

『石山本願寺日記』下巻

一廿一日、此比千人ギリト号シテ、大坂ノ町中ニテ人夫風情ノモノあまたうちころす由種々風聞アリ、大谷紀ノ介ト云小姓衆悪徳氣ニツキテ、千人コロシテ其血ヲネブレバ彼病平愈スルトテ此儀申付云々、世上風聞也

今廿一日、関白殿ノ御耳へ入テ、如此之儀今迄申

さぬ由事ニ候間、町奉行衆ヲ生害させらるべき事

なれば、命をバ御免なさるゝトテ、町奉行三人被

追籠躰、此各人申上ニおきてハ、御察美トシテ金

十枚可被下之由、高札ヲタテラル、也、此儀被仰

付、関白殿ハ御上洛也、午御終ヨリ

盗人事、人ヲキル事、博奕事、酔狂人事、徒者

事

此五ヶ条ヲ高札ニセラルテ、金十枚ゾ、其高札ニ打ツケラレテアリ、金ハ二枚ノ札ニ廿枚アリ

右之千人ギリノ旗アラハレテ、數多被召巻云々、十一月廿七日廿八日之比現候、三月三日四日ノ比五人生害、大谷紀介所行之由風聞一円雜説出、宇喜多次郎九郎生害ノ衆也

多聞院日記 三十二 天正十四年三月二日集

『增補資料大成』四

一近般於大坂并京辺千人切興行、五六百人モ既候切、金十枚ノ高札ニ被打置、町奉行由事トテ被追失之処、令才字処、大名衆究究ノ仁共七人擲取、今日於住吉表生害、依之運干ノ神事モ無之云々、人數一萬計ノヲクレ也、内輪表反也、裏否ハ不知

多聞院日記 三十二 天正十四年三月八日集

『增補資料大成』四

大坂ニテ千人切興行衆、大名衆ノ息夕子四五人生害一云々

天正一四年(二五八六)

牧家儀、勇山寺領を安堵する

牧家儀書状 (宛紙) 美作岡山家文書

『岡山県古文書』第一編

牧藤左衛門尉

家信

以上 大寺棟參御同宿中

当地領知仕候三付申、先規之筋目を以、御寺領相立申候様ニシテ無余儀御理候、乍去少身之儀ニ候条、御存分之儀ニ難致分候、雖然子細有御寺之事ニ候間、高式拾石之所令同候、可有其御心得候、委細同名實介可申候、恐儀謹言

天正十四

七月十二日

○次掲史料は年未詳であるが、しほくここに収める

牧家儀書状 (下折紙) 美作岡山家文書

『高野神社の文化財』

御折符令拜見候、仍而此間野原ニ神樂仕候哉、一円不在候て不及是非候、又明日ひの上ニ仕之由、これも至今日ゆめ、不在候候間、則只今人ヲ遣指留可申候条、可御心安候、恐々謹言

牧藤

十一月廿日

市又次

まいる御返報

牧信正書状 (下折紙) 美作岡山家文書

『高野神社の文化財』

御懸紙拜上申候、然者野原ニ神樂御座候へ共、此方へ無其理仕候間、少及其儀不存候、定而我等如在之儀ニ思召之段迷惑申候、次、日之上ニ神樂仕之儀、しめ之去去呼不申候へ、先々相延候へ之由、家信被申事候、於向後口説意有間敷候、恐儀謹言

談事一ニ在候、自暴前、安國・林木、使など不届候間、此兩人を言つめにもさせられ、蜂彦・黒官

分別候へは成事と思召候、一円之御不覚悟にて候、大なる事ハ、近年信長之下にて、羽柴くんと申

候て、世上操をも又弓矢をも手ニ取候て、鐘をもつき、城をも賣候て被存候、又少事之儀ハ、小

者一ヶ二にて、又乞食をも仕候て被存候に、申成などにて成間敷候、日本を手に内ニまわし候

今日まで八名人にて候、明日之不慮ハ不存候、今程御相手ニ御成候て、如何と存候て、誠夜も日も

不明やうに我等ハ存候、定而座敷之内にて、是程ならば、芝田時引御弓矢ニさせられ候か、さま

り、今もさせられ候成事など、被仰仁も、十人ニ七八人ハ可有御座候、それも尤候、乍去、今之

御操にてハ破可申候、左候時、五日十日之内ニ、大分疎小分限ニならず、境目江打出、煙束をも被

申仁ハ御座有間敷候、秀吉ハ弓矢と被存候ハ、十日之内ニ可被出候、左なく候共、來廿日比ニハ

可被下候、早々分別行候様ニ、境目御調簡要ニ存候、其御調之趣者

一備中内郡御候候、作州之事連ニ御座之事

一伯州八幡三頭御候候、諸城御座之事

一右分御座候候、露露ほとも被申懸候所成候する

とハ不存候、備中新見から松辺、被仰さまによつて可有分別候哉、最前・林木工・我等ハ此申にて

候、其段申候へは、言はつめにさせられ候て、ちと孫州之勝負をも仕候へなど、被仰、安國寺分別

仕候へは成事と思召候間、無申事候てハ及晚、喧嘩かまへにて、何之御座敷よりも毎度罷立候

一作伯不澄内ニ可有御理と思召候者、従同人使者可相副候之条、前後不存可然仁一人つゝ、從御三家

様御上せ可然之由、被申候事

一作伯無残相違、何之所成共、一所、北ニ八幡計ニ候者、蜂彦可罷上候、是も前後不存口才なる分別者同道可仕之由被申候、林至・一任、兩人間一人可召具由候事

一高田・岩屋・宮山・高仙江自是申遣候儀、曾以不成候条、従其方可被仰遣候、遠國にて候間、継夜

於日不被仰遣候者、秀吉下向之内すみなね可申候此上にて、下々御弓矢ニさせられ候て可然と思召候者、無申事候、以大鉢之御分別可被見合事、

車一ニ存候、毎時長文進上申候間、例之事と思召候ハて、被入御積、此状御覽候て御分別專要存候、

其故、秀吉下向可為近々候、二月ハ雜賀立と陳触候、其内ニ此方被見廻之由候、むさくゝとさせられ候て腹を立させられ候て、如何ニ存候、御侮候てハ可為大曲事候、能々御座候此時候、正月御礼儀等、先上風ニめされ候て可然存候、大酒上旬の御相談ハすミ申ましく候、恐惶謹言

安國寺

正月十一日 惠瓊(花押)

尾之石

尾市 御申之

井又右

宇喜多氏、槽騎元氣が退去した高田城に牧一党を置

作州高田城主書書 下書牧文書

其後石ならさき高田二居申候ヲ、牧二渡シ候へと直家被仰付、天正十三年三月二枚高田二入候て居申候

処ニ(下略)

作州高田城主書書 下書牧文書

直家

本丸 牧藤左衛門

二丸 牧吉助

次丸 牧惣馬

三丸 妹尾縫之丞

おくび 牧式部左衛門

松ヶ段 牧馬之丞

小屋段 牧藤助

社村不残 新庄村

イマイ

イワウ名 美甘村

下スガた 行たもう

上スガた さたもう

山 さらたもう

山 つねとう

此間も少々損シ相不知ジ

○社村以下の諸者は、牧藤助の所領か、「作州地」に拠れば、昔助(介)は藤左衛門子、藤助は「同内長子」とある

林木工
就長(花押)
十月十八日

佐与三左 御申之

惠邊(花押)

權崎元兼 高田城下の熊野大権現社を造修する

熊野権現様札書 高田神社

天下養堂武運堂園下安全百格出生五穀豐年

一奉造修熊野大権現御堂殿如意門講堂豐成

城中安全大願成就

天正十一年未二月吉禱日

大願成就 情願強正忠元兼

○本棟札は神主台越中により本殿座へ影刻された。

多勢朝臣彦四郎

作樂院 真盛神社社部 高田庄 熊野三所権現社

天正十一年十二月権崎強正忠元兼修造之棟札

尚存焉

天正二年(一五八四)

羽柴秀吉 高田城の毛利氏保有を許容せず

羽柴秀吉 折紙 小泉川家書

羽柴秀吉 折紙 小泉川家書

『大日本文書』家分け第十一 小泉川分等之二

旧冬廿六日、同廿八日書状問通、令披見候

一虎倉・升形城請取由、尤候事

一伊賀守三郎城事、入念可請取事

一葦刈城是又可披入念事

一城々何角申候て、自然不相渡所をハ、其許之人數を以取巻、燔唐垣を結候て、干殺候之様可被申付候事

一高田・松山・児島・八幡等事、只今又可任言由

沙汰限事候、重々相究候條を、右様ニ申候者成次

第二仕候て、安國寺ニ代言可被作候、然者本へ立

燔候て、最前從板方仕出候任書紙旨、国五共ニ此

方可召置候條、只今兎角申候段、却而祝着候事

一永々逗留、苦勞令察候、上洛候者茶を可被舞候

寒天時分さそと存候、小袖一重羽遺候、尚々其許

儀無油所可被申付候、恐々謹言

筑前守 秀吉(花押)

正月二日

蜂須賀右左衛門尉殿

黒田官兵衛尉殿

安國寺惠理書状(折紙) 毛利家書

『大日本文書』家わけ第八 毛利家書之二

去十四日之御書、致頂戴候、先度邊注進様、外部

諸城之儀引渡申候、乍勿論、至川西聊無其煩候、

請取候所も少人数入替候條、錯乱之趣少も無御

座候

一虎倉・岩屋、其外作州來之儀引付之段、種々難申

操候、曾以無分別候、先虎倉之事、急度請取候て

作州江可打感之由候、先書ニ如申上候、早々作州

城々の儀、高田一城被相残、被成御渡候事事、二

存候、城衆も為油所之条、片時頓可被仰遺候、此

条元俊・春良・渡石・児三、右へも重畳難申候、

吉田之御意しか、木津之由候、此上三て不被仰

届、片崩ニ仕候者、罷退衆も可致速候條、為御心

得候

一高田・松山・児島、其外奥郡之儀、川東之内過分

之儀候、今一往御任言とハ被仰候、今度之兩人底

意ハ澄申間敷之由、内々被申候、此儀又重而被申

切候者、ケ条之内ニて候へ共、公私事新やうに俄

可被思召候間、御三殿、御間之御談合、内々可被

成御澄候

一筑州来正月廿日ニハ必下向と被申下候、少も虚言

ニて御座有間敷候、自然候人々も我等おとし候て、

当座申候なと、申候共、不可有御許容候、境目之

儀も、川切之内分別有間敷候、筑州も罷下候て司

被相澄と被思召、其時之無御仰天事、乍恐肝心ニ

在候

一就夫、蜂彦・黒官も、御渡候迄をハ多分請取申、

至中論罷下、御札儀相調、御料人様請取候て可罷

上之由候、筑州被下候て、外郡ばかり請取申、内

郡・作州・児島江かけ候てむさへと仕くさし、

御札をも不申、御料人をも請取申候へて被下候上

三て、なへと候て、いかへと申事候

一正月も何も入不申候、御三殿様御打合候て、御相

之正慶小僧か如此申候事、口広申事にて候へ共、

けにとは京都五畿内之儀ハ不及申、日本半國者見

通申候条、世上不修御覽衆之御目とハちと違可申

候、然共、若州の御旁ハ底慢心御座候て、世上之

者御見よこし候、是も飯田殿直かたの御思にて

候、唯々之世上ハ、男も衣裳も言使さハやかなる

も不入申候、いかやうなる分限者も、かけ馬一疋

にて公用をかなへ申候、出陣之時者、分限辻之人

數召具候、不入事をのけ候と相見え候、仏の前之

配程にて候へ共、余、公私當時之御分別相違と相

見え候之間、くり言ながら申上候

一白藤四郎殿殿様、以ヶ条被仰下候儀、柱民本被申

下さま、能々可被聞召候、此由可有御披露候、恐

惶謹言

十月十五日

林李丸

就長(花押)

吳々此一通之儀、早々新庄様・沼田様・福原殿な

とへ被達御談合、專一ニ善存候、無庸と被思召敷候、

返々、重而上之返答到来之上にて無御仰天事、正

月朔日より可有御相談候、只今世上ハ、人の短束

非大形候、不可有御油断候、人の姿を不申候、人

の正念を用候時代候、為御心得候へ候

佐与三左

福原殿

伊但

御申之

井條四

安国寺東蓮・林覺長遺書書状 宛影 毛利家書

『六日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三

尚々、今之三分三所々澄不申候者、兩人共二可罷

上之由候、非虚言候、かしく

急度申上候、追々從秀吉、境目請取遷延引曲事之

由、如此被申下候、先書両度致進上候、昨日

至林本所以一書如申候、秀吉分別と御園上下之御

分別と、天地相違仕候

一秀吉者、於岩崎陣互に誓紙申定候之辻、今以可為

同前之由被存候、雖然、秀吉諸所氣遣之砌、一度

兄弟契約を仕候間、被割御刀、御人魂候者、可為

本意候、信長御果候後、更に血判申談候仕相見え

不申候、秀吉よりハ五ヶ圍（備前・備中・備後）と申定候へ共

態不載、神又、其時備後・若州之事者放手可申之

由申出候キ、又其後及二ヶ度、安国寺被指上候間、

備中外郡切取候城下二觀、備前・作州之内無残、

伯州二郡充と申定候、其段をも種々被仰、秀吉手

前被見候、今月来月と被作候間、去年正月五日以

安国寺申放候、重、前林木工被指上候間、手前隙

を明候間留置申候、はや天下存知候之条、内々の

どうたまり一障申懸度候へ共、重、安国寺被指上、

御化言候之条、備中河切二申定候、其時之条教大

形

一備中川切内郡未相違候

一伯耆二郡充未決候

付、男島之事、未決候

一御一人御指上之事

付、人質之事

一來島之事未決候

一御縁辺之事未決候

以上、此上三ヶ條

一若州各様御分別ハ、於岩崎陣被仰定候者、信長被

出じ申二付候て、之被作たる御神文にて候、園切

之事も石ヶ分にて候、今又對秀吉候てハ御約束もさ

まて無之事、園切川之事ハ、自彼方こそ申懸候

へ、こなたにハ終無御請付と上干患召、殊更自、毛

利家人質共出候て、御懸望共ハ無是非事と患召、

可成程之儀をハ被仰理候て、可有御覽候と思召、

今度外郡諸城引渡候付、公私之御分別事之外相

違候、去年二郡にて備中相澄、伊賀・中村引付候

時者御澄候へて、只今御行あたりのやうに見え申

候、去夏林下之節者備中・作州・伯州三ヶ圍無抜

二濱拾候へ、和乎可仕候、其段無御分別、八月朔

日出發候て、一馬矢可仕之由被申候、其後安園上

候て種々申理、御所御上之上二備中川きり、伯

州三郡・備前・作州無抜にと被申定候、其時ハ各

御祝にて、御所所上を被申候、御あいしら共上

候付、又々其内をも、御欲出来申候、毛頭

上より事申にて無之候、高田も松山も兒島も御

約束之内にて候、此段を去まに能々御得候て、

所々への御覽、御心得、專一ニ存候、可預御披露候、

恐惶謹言

八橋・尾高之間へ今差出儀いかゞに候条、諸城荷物等取越候へん間之儀、先々新見之下市ニ当座之宿屋被申付、何箱對馬守付心候へと可被仰付候、難而彼表へ可差出候、暫時之儀候、猶重々可申述べ候、恐々謹言(六十一)

梅月十一日
(三十一)
 元春御判

(三十一)
 監河守

(三十一)
 元春

經高進之儀

安國寺惠瑠・林就長通書狀「折紙」 手利家文書

『天日本古文書』家わけ第八 手利家文書之三

應申上候

一備中外郡諸城之事、悉引渡申候、無是非存候、雖

然、如此させられ、向後鞏固之御講、一儀ニ相極

候

一作州江一両日ニ、(三十二)
 榊彦右・黒宮ノ罷居之由候片

時及被差急、案内可被仰遣事、簡要ニ存候、今ま

ても被仰渡さる事御延引、御無届にて候、被指急

候者、片崩ニ可仕候、高田一城被相残、早々御渡

事(三十二)
 一在儀

一虎倉之儀、(三十三)
 尽善美佗言難申候、一巴無分別候、於

虎倉・岩屋之儀者、(三十四)
 第一岡山相障候、自然上衆同

人当座分別候ても、(三十五)
 八郎母所より直文にて申上せ

候へ者、(三十六)
 同人失面目之由候、退城日限相延候やう

に、(三十七)
 陣申候、是も無分別候、やうく來廿三日

ニしかと可有退城之由申懸候、(三十八)
 一任無面目事、可

申懸無之候、(三十九)
 而十七八日之比罷越、其身之恙、
 荷物以下無相違之嫌ニ可引退存候

一兎島・松山・高田之事、(四十)
 ちと多過たる御懸許にて候

候、(四十一)
 中にも兎島之儀共ハ、曾分引付間敷由にて候

雖然、(四十二)
 此一所ニ底意被觸候て、可有御佐言候哉一

つ、(四十三)
 高田・新買江かけ候て可被仰理候哉一つ、松

山城御所共ニ可被仰理候哉一つ、(四十四)
 此三つにて候、

左候処、(四十五)
 大限ニ被仰懸、一度ニ不相違返管被申

切候時、(四十六)
 重油御佐言候共、見苦敷御仕合たるへく

候、(四十七)
 以善立被申懸たる所者、多分可請取と相聞え

候内々此御懸定、(四十八)
 御三殿様・貞俊御間之御相談、

乍恐事一二存候、(四十九)
 年改候者、御公事も新罷成、上

辺之弓矢も、(五十)
 二月ハ四國・雜賀両口へ可被仕懸と

相聞え候、(五十一)
 自然又今之分之ねり公事ニさせられ候

て、(五十二)
 弓矢之ふり替ニ御あひ候はぬやうにと存候

左候てハ、(五十三)
 重油之御操ハ成申間敷候

一來島之儀、(五十四)
 最前善立ニ載被申入候条、何之道にて

も本渡させ可申之由候、(五十五)
 無御分別候時者、來島一

儀ハ御取返にて候、(五十六)
 従土州申分ニハ、阿濃之儀取返

可申之条、(五十七)
 与州をハ左江可被付之由、佗言平候

先度善立ニハ不載候へ共、(五十八)
 言渡しに荏州様へ付可

申之由被申候之条、(五十九)
 土州へ之返答、今までハ被申

切候、(六十)
 然共、來島無御分別と懸付被下候者、其分

可申上之由、(六十一)
 黒宮申事候

一御次御縁辺之儀、(六十二)
 秀吉書狀被指下候之間、進上申

候、(六十三)
 是ハされ言ながら、此方之を被打置、豊州と被

申合候か、(六十四)
 不然者、宇喜多兄弟共之内敷多候条、

被申合候者、亦世上六ヶ數可罷成候、(六十五)
 殊更御遣作不入之やうに請取、(六十六)
 御次ハ八筑州も不入御事候可渡

之由被申候時者、(六十七)
 さの御手懸も不入御事候可渡

一當時此方、(六十八)
 公私之御心中見懸申候に、去年以來數

度之出入ハ御返却候て、(六十九)
 於于今者、無放御旨御渡

候と息言、(七十)
 上下御禮氣候、雖尤之儀候、さりして

ハ鳥取取詰候時、(七十一)
 北口之条御後巻も不成申候、又

去年兩表、(七十二)
 冠山・宮路山貫落、高松二重二重二取

替候後、(七十三)
 やうく辨懸河辺あたりまで御打出候、

又當年来年と候ても、(七十四)
 上條ハ十月十五日之間ニ可罷出候、

荏州之儀ハ、(七十五)
 御三殿様中途まで御打出候

共、(七十六)
 五十日三十日之内ニハ、著陣御座有間敷候、又

南北一口にも互ニ成中間敷候、(七十七)
 此以後も兎島・松

山・高田辺之儀無分別之由申候者、(七十八)
 善立之内と乍

御存知、(七十九)
 又可御仰天候、御三殿様・貞俊・元俊御

内談、(八十)
 乍恐此時候、正月も何も入不申候、大内家

崩候時分の御まねを、(八十一)
 先々御止候て、日頼様弓矢

御取出、(八十二)
 尼子与州之被取取出候時之御まね、乍恐當

時之上風ニあひ可申候、(八十三)
 日出度事にても無御慮候、

義隆之儀被思召出候事、(八十四)
 無是非存候、山名・赤松・

土紀・細川・朝倉などのやうなる衆、(八十五)
 大名人にて

て跡もなく被失候、(八十六)
 眼前三、河野殿ニ長曾我部毎

事仕勝儀、(八十七)
 大及殿ニ二百石のやうなる禮遣寺仕詰候、

又只今の天下を見こみ候て、(八十八)
 甲斐武田殿、当

年芝田・蒲川氣持たてにて即時ニ打負候、(八十九)
 荏州之

御事も、(九十)
 いたた六七ヶ國御たちも候間、各御丈夫

にて、(九十一)
 可御長久候、鯉鉢ひらきのやうなる此間

天正九年 (一五八一)

岡本秀伝、牧左馬助、高田近辺の通路で鷲見氏を討ち取る。また半喜多直隆、左馬助と市三郎兵衛に命じ寺畑城を夜討させる。

牧左馬助書 第十一土家 美作国諸家感状記 大庭郷社村牧九郎左衛門尉

『久世町史』資料編 第一卷

一作州高田ニ毛利衆被居候を路次を留候而、岡本権之丞、某を被遣候刻朝侍仕候処ニ、岩見之銀山鷲見源之丞と申者通候を某と名乗合太刀打仕、則源之丞首討取、某も式々所手負申候

一毛利衆寺畑を賞請、陣を居候時、直家より毛利陣江夜働仕候得と市三郎兵衛江被申付候処、何説覽相延候とて牧源之丞・某ニ被仰付、則式人夜働仕散々切乱手負・死人三拾四人有之、其時為美太刀一腰・所領目木村ニ被給候事

○年未詳であるが、この頃のことと考えられることが、しばしば二に取める。

牧左馬助 高田神代で權崎元兼の家臣を討ち取る

牧左馬助書 第二田家 美作国諸家感状記 大庭郷社村牧九郎左衛門尉持

『久世町史』資料編 第一卷

一作州高田神代ニ面朝侍仕、奈良崎家頼を討取申候事

○年未詳であるが、この頃のことと考えられることが、しばしば二に取める。

天正一〇年 (一五八二)

高田表で羽柴秀吉の使者が来るとなる

福岡(軍刃) 重藤書状 毛利家書

『大日本史』家わけ八 毛利家書之四

一其後又從大岡様、買付之御書立・御神文阿通被持せ下候、即相搦、御書付等添候而、御檢使ニ被召置候殿田与三右衛門、黒岩土佐守を相添渡進上申候処、作州高田へ被引上、權崎彈正ニ被仰付、

はたものニ被成御上候、大岡様御神文をハ私ニ被返下候間、ニ今所持仕候事

○本々書に見える羽柴秀吉の使者下向は、天正十年初頃のことに考えられる。

天正一一年 (一五八三)

藤原元俊、軍刃氏への対応のため高田表に赴く

児玉元良書状 関原録登 千四 幕前太郎右衛門

『羽柴閣閣誌』第一卷

去十八日の御状到来合拜見候、其表様子御紙面之趣具達被書候、去六日無前衆罷出、両城取付之人數指權付、御難堪之由、無余儀被存候、然者貴城程近相給之処、御人数被差下、余徒之敵數被討捕候、同十八日河端居城於山下防戦、軍忠状一見被仕之、

封塞被遣候、両度領勝利之段、誠無比類被存候、将又福原元俊、至高田被指上候間、万事被仰談候、弥御警駭事要之由被申事候、委細直被申入候間、不能重書被候、恐々謹言
九月一日 元良判

草刈殿 御返報

一 草刈殿 御返報 元良判

羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、高田城など美作国内諸城の引渡しが話し合われる

吉川元春書状 青川家書并社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

急度令申候、今度京安和談之儀ニ付、南北分目之儀為可申談、至岡山峰須賀・黒田被差下候条、從吉田、渡石見・児三、從陸奥・我等、井又右・児市差出候、重覺此間申談之由候、然者於南表へ、児島之常山・松山・高田之儀、何と被申候共相渡間敷之の儀候、自余之城之儀者可被渡との儀にて候、備中外郡之儀、庭妹・松島・幸山・富山・妹尾之儀、早被相渡之由候、伯州之儀及両城之儀者残置、其外可相渡之由申談候、就夫、至八幡国衆にハ完治・天少五・湯民、從覺元、素越・粟彦・山形日向・二内蔵・井木工差出候、然者伯州諸城を講取手峰須賀一所之者一人差下候、左候へ、彼者之儀

湯豊
塩豊
小 与内兵
寺 備
參

吉川元春書状写 吉川重忠并寺社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

一 筆令申候、仍御本陣之儀、近日至高田表可被成御着之由候、然者我等之事及急度可打廻内意候、左候間、□部方計可有出陣之由申遣候、内々支度候、從高田一左右次第三可被罷出之通、御助言可為本望候、為其申進候、謹言

九月十七日

元春 御判

經高進之候

毛利輝元、一両日中の高田陣替を報しる

毛利輝元書状写 關原陣八十九 曰并陽行衛門

『關原陣圖』第一卷

判紙三枚遣之候

兵糧追々至山内差出候由肝心候、祝山之儀、殊外相弱之由候、爰許一両日至高田陣替候、陣景は昨日被打立候、愈其許不可有油断候、其方短息心遣之段中々令察候、謹言

十月十九日

輝元 御判

見 市

毛利輝元 高田城から山見に出陣、高田築城を明す

小阜川隆景書状写 關原陣一百 児玉忠兵衛

『關原陣圖』第一卷

近日者不申水候

一 此表之儀、去四日自高田、二山近辺迄輝元被成御山陣、所々山見等被仰付、先以岩尾尾頭高仙一城被取付候、普請悉相調候、一段之在所山柄と申、岩屋之向城下へ之此方伝、其外当国西郡之事共、多分敷付た之趣にて候、城督之事三次方可有馳走由、被申付前被成御陣可有在番旨相澄候、手強可被相抱柔是又肝要候、祝山之儀敷數ヶ所相城重々雖取付候、城中之儀今日迄ハ堅固候、雖然一入雪深在所と申、無勢にて此方行等離相計候、就夫最前以來之旨尾候条、元春是非一とをり於御打廻者可成程之可被及御行候、至伯州重畳相敵候被打廻り之有無ニより候、祝山之儀者善にも悪にも年内可相澄候、左候共草刃其外成其管轄候条、可御心安候、午去上三此境迄御打出之事候条、前後二て杜候すれ、急度一行被仰付候へて不叶候候、其段可有御推量候

一 北口之儀、鳥取堅固被持堅候、羽衣石・岩倉數ヶ所相城被取付之由候、何篇彼表之儀者、定而從元春可被申下候条、こま／＼不及申候
一 豊筑表之儀、先度申田被整上置是承候、又申候つ、其以後之趣無相易儀候哉、某元年内可有御逗留段、自是被仰出之由候、寒中御辛勞之程致推量候

去年不能面談候条、一入御敷數候、可為御同意候、此境如形被明御陳候、外部打出又御方も於御上者、必於途中可懸御目候、内蔵太愛元在陣之事候条每事相談候、於棟替者方々從彼方可被申候、猶期後

十一月廿三日

隆景 御判

左衛

児 周まいる 申給へ 陣景

毛利輝元 要時には高田へ連絡するよう拵形城將に指示す

毛利輝元書状写 藩申請書文書第十五

『久世町史』資料編 第一卷

急度企使者候、祝山之儀、福田其外被退候、然上者其而弥堅固之御心遣相極此節候、敵及行候者即加勢之儀可申付候、隨而愛元之儀宮山付城相調候条、來□行急可差急、先以價申遣令陣替候、其境□左右可承之、此方在陣所中間ニ一勢残置候、何篇之趣至高田於御注進者即出陣不可有遅々候、猶志道左馬助可申遣候、恐々謹言

極月廿七日

輝元公御判

吉田源四郎殿

森脇飛騨守殿

右馬頭公

九月七日

元春御判

湯 彈御宿所

吉川元春書狀

閏閏五月十一 小川右衛門兵衛

『松壽園圖説』第一卷

中間二郎兵衛被差越候、去二日之紙面井口上具承知候、何夕度申候、而及今度之儀、各無比類粉骨申茂疎候、青彦事頓上着之由尤可然候、於加勢之儀者一切無様候、既輝元御事去三日吉田御打立候、頃御新見・高田之間可為御着候、陸景事者急度高田被罷着由候、我等事茂山内通彼表可打認覺候、何茂諸行不合儀迄候、兵糧等之儀是又追々差上候矣可心安候、吳々其表江加勢之儀者、南北共二少茂無油断候矣、雖不及申候、其内亦堅固覚語專一迄候、万宜恐々謹言

九月八日

元春御判

湯 豊
塩 豊
小 右兵

吉川元春書狀

閏閏五月十一

小川右衛門兵衛

『松壽園圖説』第一卷

如此申候処、從某元之面使只今下着候、趣具承知候、亦行不可有様候、兵糧・銀子等之事是又心得候、差上申候、急度申候、何夕度申候、而及某許之儀、各以無一之覚悟被指駁候段、誠無比類次第候、就夫加勢之儀無様

候、既輝元御事去三日吉田を被成御打立、至備後山中御着候、追々御陳易之由候矣、不日高田可為御着候、陸景事者不及申候、我等茂来十六日山内迄しかと打立候、十七日二君高田可打廻候矣、輝元・陸景申候、行之儀不可有油断候矣、旁々本意眼前候、雖不及申候、其内之儀亦堅固之御行肝心候、具雖可申候、油石日限陳易之事候間、無別条候、万宜、恐々謹言

上書
表に 矢野孫六殿
同九郎三郎殿
裏に (墨引) 駿河

元春

吉川元春 九月十九日に高田着陣という

藏田元貞書狀

閏閏五月十一 小川右衛門兵衛

『松壽園圖説』第一卷

九月十日
湯 豊
塩 豊
小 右兵

元春御判

吉川元春書狀

東作此東勇衆都着田郷東二宮村東山方農及左衛門家森大野兵

『新訂作陣記』四

小切紙
今度更家其口差詰種々申候付、為始猶候備前へ申合構違意候、既当城及落去候處、各以無一之覚悟被謀叛人悉立出、盛難并此方番衆被仰談差駁、于今相違候段、寔無比類御粉骨申茂疎候、併对当方御入魂之至、一切不可有忘却候、急度至高田打廻令加勢、御本意眼前候、亦勞被仰談御馳走肝要候、万々從中途可申之条間、罷候、恐々謹言
九月十一日
矢野孫六殿 進之
同九郎三郎殿

元春 花押

元貞判

一今日形罷増候、某許儀御駁段、更以無申計候一陸景様可有御打出候処、元春様高田御打越被問召合付而、成羽御逗留候、然者元春様十八日二しかと山内江御陳警候、十九日高田可有御着由被仰越候、少も日限不可有相違候、勿論陸景様御同前可有御着候、可御心安候、一備中庄・多治部、備彈頭容許可罷出由被仰渡、高田着候、此表江之儀、彈被申分在之付、而延引候、乍去真俊昨日高田御着候、駁可被仰渡候、一両日中可有上着候、申候何とぞ可及行候、乍去逆悉此表御上着之儀候之条、あふなき事ハ大事存候、一扱も可被開御連候、目出度候、随分罷下相儀候、廿日高田御着たるへ候、御着候ハ、可申入候、恐々謹言
九月十五日

小阜川隆景書状写

開國曆五十一

小山右衛門兵衛

『武藏開國誌』第一卷

免許出張延引ニ付而 児玉善右衛門方被差出候、誠
至于今当城堅固被相抱之段更無比類迄候、仍明後
日輝元出候候、其外追々ニ高田可令着陣候条、於于
今者事多不及申候、万々候方可申談候、殊元春伯州
殿明、其口被打通候条、打まる可及行候間、勝利
眼前候、猶見、善口上ニ申候条、不能ニ候、恐々
謹言

八月廿四日

隆景御判

湯豊
塩豊
小右

小阜川隆景書状写

開國曆五十一

小山右衛門兵衛

『武藏開國誌』第一卷

猶々於今者は恐被立候儀候間、外儀内儀之申
分、成無之候、堅固ニ行可被得届事肝要候、さて
今度之被相抱、無比類申茂疎候、於此上行肝要迄候
從高田申可申談候、恐々謹言

八月廿四日

隆景御判

湯豊
塩豊
小右

小阜川隆景書状写

藩中諸部古文書第十五

『久世町史』資料編 第一卷

祝山衆於督情者、更無残所迄候、然間、兵糧之儀此

一 少成共属可口籠口從至高田・升形口所之置兵
鎧 貳百三百之間是非可被相罷候、雖於高田過
分ニ相調儀候条、少口旁御手前相違之儀有間敷候、
御覺悟たてて此条被召、左候ハ、にて候、不
可有曲候、随々御分別候、御短事一候、恐々
謹言

九月一日

隆景公御判

松源
森飛
吉源 御置所

小阜川隆景書状写

藩中諸部古文書第十五

『久世町史』資料編 第一卷

就祝山之儀、至高田被仰越候通、追々到来儀令承知
候、福ニ并番衆中重覺無比類覺悟之段、更不能言悟
候、去廿八日輝元途中出張候間、弥路次等無番陣
之儀追々申下候間、纏以不可有候條、吾等事元春申
合候間、同日高田、善陣候間、則其内為
可口口五日眞俊打立候、松源其外被方在陣衆中、
至其終片時口被罷出、吾被申談可有短束之由、昨
日重覺由違候、何と様ニ行之符付儀候、弥御才實
併其口矢之可為大利迄候、恐々謹言

九月一日

隆景公御判

吉源
森飛 御置所

小阜川隆景書状写

開國曆五十一

小山右衛門兵衛

『武藏開國誌』第一卷

去一日之御状、昨日五日到來令被見候、何々度申候
而も兼許旁御覺悟之段無比類候、先書ニ如申、備中
内郡之衆中悉到死形、備中相添差出候、於越者可
申談候、吾等事雖高田可令着陣候条、其内之御覺
悟肝心候、追々各打立候儀候間、其内不慮候てハ不
可有曲候、委細從藏、与所可申候、恐々謹言

九月六日

隆景御判

福三まいる
小与門兵
塩豊
湯豊

吉川元春書状写

開國曆五十五之一 湯原左衛門

『武藏開國誌』第一卷

又一人之稱到來候、則賞儀候、猶桂左可申候
對左馬助被申越候承知候、仍祝山之儀被度申候前
後、今度堅固之段太慶迄候、其以後打纏之、昨夕茂
我等陣儀候知加急候儀候、殊外手懸處之由候、
左候、加勢并兵糧之儀急可差儀之儀半候、隆景事
頼高田着之由候、眞俊ハ一昨日至高田江被罷越たる
由候、勿論御本陣之儀及不日彼表被成御着之由候、
從此口茂令加勢候条、被城衆亦本意迄候、猶重々可
申候、恐々謹言

駿河守

願差付候、小田草之城取付随明候者、至富田打廻

候て、羽衣石へ之行之儀、重畳談合申、一行可申

付候、其段者追々可申下候間、不能申候

一内之養性之儀付、一段日夜辛勞にて御候之由

乍勿論於我等祝著無申計候、元長・元棟御前談

一日も早々被取直伏気候様、御短息干要候、おこ

りおほち申候のよし候へ共、春以来之氣相むさ

の上も、か様三被相煩事、何共無心許さ、申疎

候、於御養性者不可有候候へ共、猶以可被付御心

候事、頼入候へ、元長・元棟へも以書状可申候

へ共、颯而一人可差下候間、此之由を被相心得候

て可給候へ、恐々謹言

五月十日

一(靈堂引)

経言 まいる

申給へ

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

湯原右京進殿

小阜川隆景書状写

開國録百十五之一 湯原文左衛門

『秘傳開國録』第一卷

今度因州表為手合、備前之者共其境与風打越、二ヶ

所之不慮不及是非候、灘手切之相勤、於今者為始

直家多分打入候条、不可有珍儀候、兩度雖申候、

通路不輒候哉、曾無御左右候条、無心元候、至高田

先一勢被差出候、此節各被指駈、無異儀被相拘束、

御短衷肝心候、颯而可申出候条、勝利眼前候、幾度

申候、而度日夜之軍勞更無申計候、猶追々可申候、恐々

謹言

六月九日

湯原右京進殿

まいる

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

毛利輝元書状写

開國録百十五之四 湯原文左衛門

『秘傳開國録』第一卷

先度者右御志事、其表之様林具申下得其意候、先以

当分堅固之由候間肝要候、兵糧之儀以銀子籌儀候、

則此者進儀、趣可申候、至高田者頼口、中指出候

愛元之儀、隆景被被懇談間令相談、其口心付之儀不

可有油断候、城内被是之様林具可申越候、不及申候

へ共、此時之氣遣子万へ、肝心候、通路不輒候条節々

不申遣候、仍銀子枚進之儀、音信計候、猶追々可

申候、恐々謹言

六月十五日

湯原豊前守殿

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

小阜川隆景書状写

開國録百五十一 小川右衛門兵衛

『秘傳開國録』第一卷

今度因州表為手合、備前之者共其境与風打越、二ヶ

所之不慮不及是非候、灘手切被相勤、於今者為始

直家、多分打入候之条、不可有珍儀候、兩度雖申

候、通路不輒候哉、曾無御左右候条、無心元候、至

高田先一勢被差出候、此節各被指駈、無異儀被相抱

候様、御短衷肝心候、颯而可取出之条、勝利眼前候、

幾度申候、而度日夜之軍勞更無申計候、猶追々可申渡候、

恐々謹言

六月九日

小川右衛門兵衛殿

進之候

一

一

一

一

小阜川隆景、まもなくの高田着陣を報しる

小阜川隆景書状写

開國録百十五之一 湯原文左衛門

『秘傳開國録』第一卷

備前衆其表江就打出、追々御注進到来被見候、先

書二如申、諸賢固之儀浦辺差廻及行候、愛許之儀悉

打立候間、颯而高田可上着候、何ヶ度候、而及無不慮

様、旁御才覚肝要候、委細儀、与申合、舛形差上候

間、可有演説候、吉事追々可申候、恐々謹言

八月廿日

湯原

寺備

一

一

一

一

一

一

五月廿八日

隆景 御判

隆景 御判

隆景 御判

伯耆騒動シケル間備中口ハ降参候。伯州口ハ元春様

美作口ハ直二被成御免向ケル、作州高田ノ付城トシテ、備前ヨリ富山・篠簾・寺畑・岩屋ト云山ヲ向城ニシタリケルヲ、一々ニ責崩シ、敵共数人打取ケル、吾等毛野口先一兵衛ト云者ヲ打取タリケル

安國軍策 卷第五 美作国所々ノ城没落事

『改正市書集覽』第七册 通稱類

天正七年、宇喜田直家、信長二一味セシカハ、渠方領田ヲ攻取ント、二月初旬輝元・元春・元長・広家・隆景其勢三万余騎作州へ発向シ、宇喜田方所々ニ勢ヲ入置城々ヲ取圍マル、同九日大寺畑・小寺畑へ仕寄ヲ付攻近付ケレハ、敵不叶トヤ思ケン小寺畑脱レ甲降人ニ出ル、廿六日大寺畑ヲハ仕寄ヲ付テ攻ケレハ、此由ヲ聞テ砥石山ノ城ハ不レ攻明退ヲ、吉川勢早懸付敵十人討取ケリカ、リシ処ニ、大寺畑ノ城中ニ二反逆人出来、高田ノ城三居ケル櫓崎弾正二相圍ヲシテ城中ノ圍屋ニ火ヲ懸レハ、櫓崎一番二懸付切岸へ着、是ヲ見テ吉川勢毛急切岸マテ寄タリ、城中ノ兵ト毛親射立防ケルカ、皆落ントヤ思ケン門外へ出タルヲ、宇喜田力加勢富山半左衛門留置ケレハ、城中へ三十人計入ケル者跡ヲ顯招ケル、吉川衆味方人カト思取攻寄レハ、城兵是ヲ見テ矢先ヲ擲散々ニ射、味方毛手負多カリケレハ、当城ヲ攻落コトナリカタク先引退、其後仕寄ヲ聞近付ケレハ江原兵軍助城ヲ明テ鐘穴へ落ケルヤ(下略)

作陣誌 大庭郡出川部 久保保 陣山

『新訂作陣誌』三

陣山 在久世原方村、伝言、寺畑之戰敵出此、仍名陣山、高田村杉形河原至生禊神社、長十六町、安世比禰為本陣

慈惠寺内陣書付 武國園伝記 卷第七

『久世町史』資料編 第一卷

当寺御富貴之由申候得共、備前衆水々々御在陣ニ付、愛及大被候政、中々不及是非次第候、当寺無事之姿五年拾年者成ましく候、芸州衆近日至院庄表陣替之旨、其沙汰候、左様二候者及一戰棄否可仕覚道候、愈々能敵と渡相太刀打を仕分捕申度事無申限候、日々を送り無断断候、若又此本堂誰人ハ御陣所可被仰候共、御本堂の御心持可然御狼藉共ハ御無用ニテ候、ケ様ニ書々もものハ五畷内近所之々真候、抑此弓箭之成行、芸州当国至高田表被成御打出、寺畑籠城ニ罷成、依難儀御現形候へ共、難相候候之処、忠殿、原又四郎殿、真木普兵衛殿御退候、急度、上忠殿國候へ、高田表ニ押寄芸州衆悉討捕高名可仕候、於先陣者官山小瀬修理候、市三郎兵衛、躬身平内丞被差籠候、岩屋之儀長船又左衛門殿空圍ニ被相踐候、於後陣者岡立内殿、富川平右衛門殿御在陣候、作州表之儀者可御心安候、近日ニ羽柴景前守出勢候、各至備中、備後御在陣之御用意可然存候、左様二候へハ於石州金山二所可被即付由内存二候、いかにも、いかに御たしなみ專要ニテ候、虎口ニテ八分

限ハ少身之者も同前にて候、乍恐可仕覚悟無極候おかし候へ、

天正八年三月下旬
播州之任、十日之番手ニ当寺ニ在陣候、岩屋南口へ之送番二候
当寺一段見事ニて承及虫喰、松見物仕はや、あき申候、十日之虫喰、留仕候得ハ可致帰陣候

原頼實書 前四十二条

『弘島県志』古林中世科編三

一浮田依一心、備前・美作至被取懸、度々合戦是在、大寺畑又小寺畑切クツス、敵味方手ライ死人數人在、宮山事可被切落相定ル、然所ニ上勢五六千至上月下旬ス、美作口へモアケテ手ノ乘下向風開ス、然者作島富田ヲ帰陣在、備中水田ト云所陣取タマフ

吉川元春書状 吉川家文書

『大日本史』家わけ第九 吉川家文書一

返々、此間中追々申下候へ共、一度も返事無到來候間、何共不審心もとなく存候之処、初度ニ差下候弥在備前尉昨晚上着、某元御美左右承候而、目出候、能々御養性干要候へ、

今度我等積茂罷出候付、人数愈息之故、自御方十人程先走之者被即付被差上候者可為況着之由申候処、則被仰付、御出陣御着作之至候、高田打擲候之間、先掃申候、重而御打出之可被石運候矣、

往不及御届如此候條、更以不能分別儀差候。先人
質等之儀を被仰違候、弥表喪之趣被聞召可被
仰候通无二存候、何籍思惟肝裏候、鹿野・鬼
城之儀も□□^{〔一〕}、彌禮殿固被□付候由、可然候。因
州之儀者至今日不相替懸候由、是又專要候

一備前表之儀、境目二丁ノ所要寄取付之由候。月田
之儀申付候由候條、自高田も其分三申越候。富山
之儀をも、諸軍人取付候由候條、左候へ高田□之
通路相□□然間、從是元被伝之一城可被仰付候
由、尤肝心候、盛事之罷出可取付候由被申候條、
葛短東之段不淺候、自比方も被伝之一城可取勝と
の儀候。下野守^{〔二〕}田吉表罷居候條、右之一城之短東
仕平候、追々自□□元も人数等遣之、於様様者事量
被仰越可申入候。猶期方言候、恐々謹言

九月八日
元春 御返報
堀元 御判
右馬頭

天正八年(一五八〇)

吉川元春、一兩日中に高田表へ陣替と報しる
吉川元春書状写 關原録百十五之三 湯原文左衛門

去五日之御状到來被見候、仍某許無相替候之由、尤
肝裏候、当城儀作勿論堅固段、一入太慶候、弥無御
油断福、三被仰談、無異儀様御才覚専一迄候、此表
四歌一着儀者先状申候、一兩日中高田表令陳易、寺

畑・富山儀則時可對果候、御吉左右、可申入候
弥無緩作州表可及行条、其城本意不可有様候、吉事
追々可申入候、恐々謹言
正月九日
湯 右まいる
元春 御判

此表四歌一着之儀者、朝盛羅申入候條、可被仰入候、
一兩日中高田表被成御陣置、寺畑・富山儀可被對果
儀定候、仍御申儀兩分申候、而相調進之候、於伯州二
百五十石被進候、在所坪着儀者、彼表落着之上、二面
可被進之由候、可御心安候、弥又重、而可被仰越候、
披露可申候、御使如御存知進分入魂申候、御吉事重
墨可申入候、恐々謹言
堀元 御判
正月九日
湯 右まいる
元貞 判

吉川元春、近日中に高田陣替と報しる
吉川元春書状 關原録百 見玉殿左衛門

吳々兒、周至笠岡上着候條、氣遣之段可有御推
量候、總實示右衛門尉差遣申談矣
一筆令申候、其表長々御在番申茂疎候、殊藉賢御并
尼崎書來中悉被罷下候、御方之儀岩屋堅固ニ依

在番、大坂・尼崎・花隈之儀、無違儀大坂來被相抱
之由、其方当城被踏破候條、誠忠儀之至候、無比
類候、弥堅固其表御短東肝裏候、為始冷泉院方、各
被差上之由候條、御見察候、可有下向哉と可然候、此
表之儀四歌之事者、領落去候、至備前内買茂御陣置
候、而、伊賀城置・作州刈田悉討果放火候、一二ヶ
所要書被申付、近日至高田陣置候、而、寺畑と申敵城
可被及御行之由候、吉之右追々可申述候、差急候間
令省時候、恐々謹言
堀元 御判
正月十七日
兒玉内藏大夫殿 進之候
元春 御判

吉川元春、二月三日至高田へ陣替したと報しる
吉川元春書状写 吉川家中并寺社々書十
〔大正町史〕資料編 第一卷
急度申入候、昨日登元至高田陣置候、然者兵粮類如
之儀候、就其用段之儀申候、此者進之候、万兩人
申聞候、委細可申入候、猶任口上候、恐々謹言
堀元 御判
一月四日
今田上野介殿 進之候
元春 御判

身自鏡
〔国史〕第六十九号
廿三ノ夜ハ、例ノ宇喜田も亦敵ニ成、備中・作州、

十二月十二日

元春御判
元長御判

上野介殿 御返事

上書 (鷹引)

上野介殿 御返事

吉川元春書狀

吉川家中井寺社文書十一

『久世町史』資料編 第一卷

追申候、御折紙被拜候、上口無異儀趣、自高田茂被申越候、可然候、三早之儀堅固之通信瀬源二郎申候て肝要候、此表出張之儀、来廿六日必定候、弥儀定之趣、自是重責可令申候、年内承候趣、是又承知候、爰許各出張之儀候、諸口同断之儀、不可有油断候、我等事も廿六日可打出候者、五日吉田へ出候て于今逗留候、一両日中備城候する条、自新庄迄々可申遣候間、先以不能言種候、恐々謹言

正月十八日

今上

進之候

元春 御判

天正七年(一五七〇)

鈴木氏が宇喜多方に屬し、高田・松山間を封鎖する

宇喜多直家書狀

九右衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

鈴木名字一類中井庄官衆、此方有一味、松山・高田

之間通可被指切之由、然者水田七百貫之事一由可相計候、此由可被相違候、恐々謹言

九月五日

花博助兵衛殿

市三郎兵衛殿

直家

吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき通絡を受

ける

吉川元春書狀 新紙

小早川家文書

『大日本古文書』家わけ第十一

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

御返報 (元春)

居候、彼者共檢置候て、如此儀不及是非候、御人数上へ惡被奉上、某元御小者一人之仕合にて御氣遣之由、察申候、從吉田茂於于今者、御請可為御出張候、追々御儀肝要候、吉田御出張御延引故、惣へ之衆も罷出候、御油断之儀候、一彼同所之事、被仰越候様ニ可為必定と存候、自某許能々輝元へ御申候候

一此表相談之趣、其分目をも不申入様被仰越候、尤候、乍去、彼御同所ニ頼御返事申候候て、差返申候間、不及申候、此方儀者、從某元御御旨ニ何茂任候て、丹々之儀ハ不能申候、但州之儀も指置候、右商人さへ如此候時ハ、因州儀も如何可在之候哉、其氣遣可御察候、猶球林追々可申述候、恐々謹言

九月七日

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

御返報

よ、々々申越したれども、園中の輩の手に余る蓋者を、御辺一人行向ひて、退治は思ひも寄らぬ事なり、是非決し難しといふ、秀長いふは、いやとよ業作園中の手に余る者を一人奪り退治せば一家の面目たり、又仕損じて某討たれ候とて一家の恥辱には侍らず、第一御辺の外祖父の災難を頼み来るを、いやと申さば是、云誠云誠に一家の恥辱なり、主君に弓を引く曲者いかで遣へ候べき、明後日は参着すべしと返事せられよといふ、秀長は番田の城へ帰りに人数を集めて出馬す、舍弟三軍寺の有善法印へ使を立てけるは、御辺は武勇を好み、いつも某が跡を追うて来る条、法師には似合はず、殊に今度は大事の軍なれば、必ず追ひ来るべからずとなり、法印、其意を得候といふ、則ち用意して美作指して行き、先にて出合ひ、秀長に向つていひけるは、追ひ来るなど仰せられ候故、先へ参りて候とて笑ひけり、此法印、長刀を以て数度審あり、高田に着きければ、一二の丸の門前に人数を立て、蔵大向櫓へ上り扇を以て招く、侍一人乗寄せければいひけるは、是へ向ひ給ふは、備中の植木殿と見えたり、中黒に櫓の紋の旗懸る条、疑なし、其生前の大慶なり、願はくは、唯一騎來り給へ、某も一人出でて、相手組の勝負をせんといふ、使者遣りて秀長に告ぐ、秀長いふは、汝等には是に拠つて見物せよ、必ず弓鉄炮停止すべしと、いひ捨て、馳せ出ず、弟の法印は長刀を以て脇に添ひけり、蔵人向を隔かせて一人歩み寄る、弟の般若坊、脇に添ひたり、勇を換ひ鐘を靡かせて暫く戦ひけり、敵味

方の見物、迭た汗を流し華を抛つて氣遣し心を争ふ、彼安保・秋山が京橋にて力戦せしには、弥益つて覺えたり、終に蔵人討たれぬれば、般若坊をば法印突伏せ、兩人ながら頭をも捕らず入りけり、天晴都方にて斯様の備侍は、京軍、扇のぼさら絵にも書かんずらんと人々謂ひたり、元兼は秀長が手を取りて本丸へ請じ入れ、鑿引出物して掃しけり、同国大場郡に篠吹の城主江原兵庫といふ人あり、元兼と肩を双ぶる大名なり、勇士には兼田六郎左衛門・真木左馬助・同源丞・福島左番・桶山新助などいふ者共、数十度の場を踏んで他の勇を誇る輩なるが、今度秀長が力戦を聞き称美しければ、江原兵庫よりも使を馳せて、向後は書寄せしむべき由書遣りけり、扱蔵人が一族をば追懸け討伐し、元兼は福島右近といふ者を家来とす

○作備には、三浦氏と同じ高田城主である植木元兼かとする、今はこれ従う。

天正五年（一五七七）

高田城に忍びが付くという

吉川元長・元豐邊書状寫 吉川重宗并寺社書十

『久世町史』資料編 第一卷

去八日之御状今日士到來披覽候
一上勢下口 打下、但州表之儀、大田殿會弟逆意付而、不慮多仕合、不及是非儀、就其、屬形其外、余弱々數、羽柴被申談候、無曲次第候、然処垣屋

駿河守方之儀者、此方別而被申談候、筋目無相違被踏壞、既、勇弼七郎方為人質被下候、無二之覺悟之談、無比類候、左儀候間、但州之事可成ほど八引成候者、當時大書と申、斯儀者不成之候、至播州打入作州表可及行、短息、三條哉、播州佐用郡事ハ羽柴、味之由候、於今今後勝方之儀肝要迄候、如先年馳走走者、二軍表相支可有安否と存候、

一宇喜多事、至作州被向之由候、其段如何候哉、無心元候、弥被聞合可被申越候、直家衆於何之境目合戦共候つる哉、直家人數少々越度之由、無心許候、定為是擧儀にてハ有聞敷候

一其表衆中、多治部なと者去五日中途迄出張候哉、於珍儀看追々某許江可被申越案、注進肝要候、一石壁・伊達間人等、淡州岩屋三在番候哉、彼表無事之由、可然候、石壁万毎事某許被付心入理之由、於我等祝看候、以使者礼可申候、先下次書狀認進候間、御方可然被存候者、可被相看候

一井又石、自松山之折紙被見候、一去比作州高田へ忍共付候哉、城内と油断之様候つか、相替候候ハ、可被申談候

一羽柴事、播州表之儀為志候哉、彼表にて為在番之由風聞候之通、可有如何候哉、於事實者亦可為到來候、雲別通人、今度別案二隨邊候が、左標可有之儀候、就其、所々可付心之由承候、得其意候、因州表之儀、其甚息氣遣邊候、猶以可付心候、何も自是應可申候間、不能詳候、恐々謹言

隣古希、小早川隆景以其自レ少壯著武名、宥恕弗之。三浦陣、衆德、小早川

三浦貞広、宇喜多重家の仲裁で高田城を毛利氏に明け渡す

毛利輝元書状写 関原書 毛利伊勢

熊可申入存候処、広頼ヨリ預御飛脚候間令申候。天神山之儀ハ委細申候キ、作州高田之事、去十一日令落去候。於今者無残所申付候間、可御心安候。因州之儀、私部二・三之丸迄仕口之由候、はや可為一途候。吉左右追々申述候。尚期万慶候、恐々謹言

九月十四日
正頼參 御宿所

輝元(花押)

作州高田城主書巻 下 抄文書

則貞広ヲ入、七年程之城主三候短ニ、芸州樂渡シ候へト重家扱被成、十月ニならさきへ渡シ候てのき、太()様 尤所大分御申付知レス 高松陳へも

時牧一トウ重家御施三浦湯山なにも居申候

○(作州問題)は候旨の多いこの記事を受けて、貞広は備中
で戦死あるいは福島の林田で病死とするが、羽柴秀俊に
願し備中高松城に出陣したのち林田で病死したと説くべ

きであらう。

天正四年(一五七六)

三浦貞広、牧督兵衛尉に高田下城時の氣遣いを謝す

三浦貞広書状写 下河内宛文書

去年高田下城之刻、其方機遣之故、江兵父子被逐入

魂、公私無恙被退之段、本望難忘子細候、必以本意之上者、久清芳忌之儀可存進候、於向後も機遣可為祝儀候、恐々謹言

五月十八日

牧督兵衛尉殿

貞広判

この頃か

備前伊賀氏の侵攻した地に高田が見える

虎倉記 頼朝虎倉記二

『久世町史』資料編 第一卷

一采地、備前ノ内長田ノ庄三拾八村、建部ノ郷・宇甘郷武拾ヶ村、勝尾・日笠寺・菅野・恒谷・吉尾・野々口・小山・宇垣・赤阪郡ノ内吉田・土田・伊田・尾谷・矢原・平岡、備中ノ内吉川・田土・竹ノ庄八ヶ村、有漢郷・水田郷・中津井・高地・菅部郷

久隆資取分

作効ノ内上山・栗原・一色・関・大井手・鹿田・

真島・久頼・高田・井原・月田・目木・田原山ノ上・且土・吉村・埴和・シロノシマの辺迄不残、此外処々有之候得共、分ニ覚不申候、隨ニ存面ノ手形覚也

備前伊賀氏 備中榎木氏を頼み同名藏人を討つとい

別過先覚 第九卷 榎木部所藏

一作州高田三浦本兼方へ榎木下総やとわれ、同藏人と申者下総討取申覚

西国太平記 卷之三 榎木秀長、三浦藏人を討つ事

国史叢書『西国太平記』毛利秀元記

天文廿一年の頃かといふ、美作国高田の城主三浦元兼より、備中松山の城主高富(一)封の書を馳せたり、彼家老三浦藏人、剛強にして武勇人に勝れられども、主君元兼に恨あらで高田の二ノ丸へ引籠る、元兼、手勢を以て攻むと雖も利なかりけり、一族の中も同じく取籠る、其中に藏人が會弟華莊寺の般若坊、強力悪僧なり、御辺より頼み遣し、榎木下総守秀長馳せ来りて邊治を蒙ふ所に候、某は老衰なれば制止力及はずといふ、高富の母は元兼が娘なり、如何あらんと案じ煩ふ所に、秀長潛に此事を聞き松山へ行き、元兼殿より頼み来る衆、風聞に候故、真徳を定めん為めに是へ参りたりといふ、高富、さればと

くと申を脱ぎ、笠所に捨て、脱いで申けるは、某年考い候へば遠路の御供成がたし、是迄を云と云ふまに、纏の袖を押ししまり、已に脇指を抜かんとす。元親蛇と見て、弥介が右の腕をひしと取り、我遠路を渡がんことは期しがたし、先途は此時ぞ、しばし止れと有りければ、無是非仰に隨へり、久式辨に手を懸けると、元親取て返し本丸へ上らんとす。久式抜かされしと引返す。家人共は両将の懸轡を取て押出し、二十余人取次になつて、五月二十三日間を返路の幸と數日尋の岩石片時の間につく。元親は細道よりすべり落て、大石に当て右の肩をつき正気已に絶んとす。一族付幕を者共も、跡より敵の進み來ると心は急ぎ、返路の間に、元親は早息絶えぬと見捨て、散々にこそは成りにけり。年頃召使ひける同朋阿弥・中間加介は元親退出あれども不知由にて夜廻りせしが、いつの間にか追付きけん、つゝと着て元親の手を引立て肩にかけ、見阿弥・加介・弥介・石田・内田五徒六人、高橋川を打渡り阿部山差して入りけり。二町計を行く所に又太刀の鞘走て、右の膝の口深く切りかたけり。又素足にて有りければ、左の踵を一字に踏切り、一みも不吐、元親を流し、天道岩をすつるか。汝等四五人は従ひたりとて何の奇恃もあるまじければ、松山へ還て各一身をも立てよとて、加介に国光の長刀を賜はる。石田が親は敵方にあり、斬寄る方も有るべしとて眼を給りぬ。扱内田は效多の鞭子を打捨て、是迄の比類なき働也。降人に出て妻や子供を尋ねよと兼光の刀を遣せば、

三人一同に涙に咽び御返事申さざりしが、何となく還行く、今は見阿弥・弥介兩人残り、元親の手を取て弥徒數中へ引入れ、膝を枕にさせまゐらせ、胸より足へ靡てさすれ共、人の心地もなければ只さめ、泣き泣きたり、見阿弥つゝと案するに、氣色正くましく、吾等最後の働をも御賞するにあらざれば、大死して何かせん、落行かばやと思ひ、二十三日の戌の刻に側なる小山にかけ上り、四方を見廻す由にて終に捨て、お返りける。舞の弥介は是を見て無思へ共、心弱くて叶をまじ、よし／＼愛にて自害すべし。比翼成る處御家人等、死しの山まで付幕はんと、誓ひし事も虚ら言にて、阿部山迄も不來と獨言して徘徊せしが、又思ふ様、昔越後の忠大光家が木曾義仲に先達て自害せし事、詮なきやうに語り伝はれば、元親存命の間は可付幕と思定む。明れば二十三日辰の刻に、元親氣色少し快くなり、如何に弥介、扱見阿弥はと御尋あれば、昨日戌の刻に欠落仕る由申す。元親心細く思ひ、我世に有ん時二世までと誓ひし者共も、却て比翼の懸しける所に、汝一人残り居たる覺悟の程こそ浅からぬ。弥介承り、我一代の御厚恩を蒙る事誠に以て不報、報謝しがたしと存する故、更に命を不憤、愛に存し出せる事の候、某は松山の岸根に上り、元親と名乗て腹切るべし、其間に中津井口を目にかけて高田の方へ忍び給へと云へば、元親開口、昔前漢の高祖の城を楚の項羽が賣し時、紀信が諫に相似たりと感重責に不糾、我身の疵多く壽命続き難し、斯く云ふ間にも

如何なる下輩の手に可懸も不報、汝は急ぎ松山へ上り檢候を乞へ、腹切るべしとあれば、正き主君を殺す敵を迫に行く事候まじ、たとへ罷上り候共、身命助らん急にはばかる様に心得、言の下に可し誅と申す、尤也、其印には袂を切り可し遣、又老母の方へは鬘の髪を可し遣、若亦不來來一ば供仏施僧の營を頼みんと再三進むれども、兎角の返事も不し申、明れば二十四日の早旦に又弥介を召寄せ、只疾く登城せよ、消えかゝる露の身の麗つてぞ口説き給へば、益なき目を送るぞとて、理を分けてぞ口説き給へば、弥介承り、誠に敵は隨へとこそ申候へとて、御印の物御形見の鬘の髪をとりそへ、高橋川を渡りしが、幾度思返しても若を殺害の使難し心得、所詮敵の中へ馳入り討死すべしと志し、敵陣數百人の待懸けたる真中へ行き向へば、即時に擲取て彼の印と鬘の髪の由来を尋ねたれ共、本より思ひ定めたる事なれば、子細に不及唯疾く殺せと云ひ、二十三日辰の刻に終に空敷成にけり、松柏は影於巖臺、貞臣は見三於固定と云へば、心の撫正き下臆かなと感せぬ人は無かりけり

牧向養 小早川隆景の捕虜となるも許されるといふ

作陽院 真島郡山田郡 高田庄 大津山城 三浦氏家臣

牧兵庫

牧兵庫 菅保 寺畑城、後參 芸兵、被、廣、此時齒

『新訂作陽院』三

去十六日、至真木城被及、以奇勢、則時彼山城切、
宗清有數輩被討捕候。三ヶ国去年以来、予戈^二如此^一
之三合、自他、以無之候。併、当家得名譽候。殊^二加^一
茂家、对当方累年、悪心、奴原被討果候。恰云、拾本望非一
候。必、本意節一應可、通其賞候。今、度、忠、心、輩・郎徒・
僕、従、以下、神、妙、之、通、能、々、可有、要、賞、候。感、悦、之、余、太、刀、一
腰、進、之、候。弥、此、節、可、被、勵、武、勇、忠、時、者、也。仍、尚、感、状、如
件。

天正三

三月十八日

牧者兵衛尉殿

真広判

作陽誌

大谷郡山川部 久世保 寺畑堡

『新訂作陽誌』三

寺畑堡 在久世山方村、高八町、又、三、村、有、小
寺畑、高四町余、兩山相對、天文頃、牧兵庫、牧
菅兵衛父子相繼居此、属三浦下野守貞久、數
立軍功、天文十六年貞久事于備中督部、菅兵
衛死之、其子幸松丸、又稱菅兵衛、与毛利・草
刈等兵、仍、尙、有、功、高田・真木城等下可併見、
尊孫在久世村、

小阜川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える

小阜川隆景書状 断悲 備中莊家文書

『岡山県古文書集』第一編

三村勝法師之事、於其表被懸留、三村孫兵衛討手之

者江被渡置之由、早々預仰注進之候。賀州連之御覺
悟、更不及言、後入魂之段、雖、以、使、者、可、申、述
候。至、于、三、孫、兵、所、即時相尋遣候。元親事、茂定高田
被、心、懸、可、被、落、行、之、矣、是非、於、其、境、被、討、留、候、御、才
覺、千、万、頓、存、候。恐、々、謹、言、

五月廿三日

隆景(花押)

津々加賀守殿

土師新石衛門殿

御返報

備中兵乱記 卷之市 元親落阿部出事

『備中莊家文書集』第一編

五月二十一日の暮方に、馬酔木勢籠ヶ檀の兵纏るを
聞て、渡辺市郎兵衛尉、其外南江・山川両家の者共
も、飄落する者共を留る由にて、是も同く落失にけ
り、残り留る人こそは、吉良常陸守・同七郎左衛門・
輕部・布施・三村・大藏右亮亮・石川久次・雄西堂、
其外八田・木村・桑々尾・山口・内田・八木・上田・
梶屋藏部・舞の弥介・同甚六・兒阿弥、總べて勇兵
五十騎計なり、中にも二十四人は一團所に集り、今
生の事は申に不及、死出の山迄御供申すべしと誓
ひしかば、元親笑を含みて、君臣の道、忠義の誠、
日月未、落日と喜悅の色を顯せり、投新磨并衣裳迄
寄せ、腹切らんと座敷を作り盃を酌し、如何に各辞
世はなきかと宣へば、聲響と云を盲人計り懐中より
短冊一つ取出す、元親一覽有所に、早馬酔木より鼻

の丸へ火を懸け、大手より陣子ヶ瀧へ焼上り、折節
辰巳より吹きける風、即時に吹きかけ、藪一里四方は
如ら昇成りにけり、元親は只疾く、敵近づけし、腹
切らんと計云ひける所に、久式押留め、一先速島へ
も落行き給へ、天神・高田堅固にあれば、落延の頼み
も候也、先一身を保ち給ひて、信長の兼約、豊後の
警紙をも御守り候へかしと強て申しければ、元親あ
ざ笑て、遣き味方の頼みも此時節は無之、縦へ明
日は天下の主と成るとも、流石清和の始を汚す事
返すくも口惜しかるべしと宣へば、久式、仰上り也、
乍去名を方代に残すとも、屍の體價を散じたるた
めしはあらじ、是より船際迄は御供申すべし、自然
の時を存じ、飛渡りの使をも求置候へと云へば、元
親聞て、左もありぬべし、乍去某においては其儀
なし、御辺は一先懐時の方へ、忍び落つて、阿州の役
因丹を催し、重て本懐を遂げられば、草葉の影にても
憤りを散せんと、心強く辞すれども、久式色をかへ
て、御為を存る故、某居城をも指遣し、一所に籠城す、
為誰に命を借借むべき、八幡も御照當あれ、一足
も引ましく候と高声に誹むれば、元親の家人ども、
主君の腹切らん時見捨てんも口惜かるべし、義思へ
ば、忽ち命を失ふ、所詮一先引落し、山下に見失ひた
る様にして散々に可成と心底に思入れ、久式と一
間に口を揃て誹言す、元親情を思案して、一人の覚
悟にて、教人の命を失はん事も不便也、一先久式を落
し置き、岸より立備り腹可切と決定して、去らば
とて、上下一度に座敷を立つ、中にも舞の弥介は、暫

石与 進之候

岡本氏秀書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

猶々先度ハ岩屋聚被成御行、敵人被打取之段心
地難仕候、弓剛來ハ罷掃り候ても一兩人打果候
由申候

年甫之御籠申納候、近日者御方表相續儀無御懸候哉
無心元、仍信長受元加勢之事依令議定、神太郎為迎
至埋去晦日ニ被罷上候、然時ハ彼出勢亦可為火急と
存候、日限等追々可有其外聞之矣、自是以使者可被
申入候、因州衆被仰懸當相續儀ニ御行御針葉肝心候
阿州衆之事ハ甚閑ニ成候矣、至兎馬可有渡海候由被
申越候、為催促馬場右近大夫被付置候、次ニ松山表
之事此表ハ通路就不自由、此頃之趣不開申候、御方
ハ八喜可相聞候、此御返事ニ委可預示候、難路之儀乍
恐一紙令申候、恐々謹言

一月十七日

氏秀判

有恐

抵平

江大

牧音

石与

まいる 御宿所

山中幸盛、美作境出勢について三浦氏に密紙を送る

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

内々被仰越山鹿至其境取出候事、既以神文候申之矣、
寔不可有緩と大儀候、併各御懸慮故候、猶以方々御
智略此節候、当表之儀も子細候矣、彼勳等ニ相候様
ニ随分可申付候、次ニ信長此方加勢之事申調候、以
其首長神太郎事去晦日ニ差上候矣、亦不可有油断候、
今少之御至身候間、各被仰通御針葉、於宗景も可為
喜候候、委細御御同兵衛令申之矣、不能多筆候、恐々
謹言

『久世町史』資料編 第一卷

就通路不輒其後不申承誠ニ相似疎略候、仍其妻無恙
愈嚴密之趣、珍重ニ存候、猶方方御行等無御懸被仰
付、度々勝利之旨重々被聞候、因茲為始貴所被仰御
手預、御辛身致候、更無其慮候、尤關心之刻、山鹿因
州表江明候、至其表急度可被打出之旨、様子段々被
仰越候、是又簡要存候、然時ハ諸始末相込候矣、望
ニ御本意不可有程候、上辺調候儀も首尾無変化候矣、
御疑心有間敷、貴殿并兵衛殿へ以一書可申入候得共、
克様ニ御心得所希候、咄頓面可達御見參候矣、万々
期其節候、恐々謹言

一月十七日

宗景判

牧音

石与

進之候

岡本秀広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

今夜各真木被相勸而切取候由、寺畑より申越候事実
候者、満足不遇之候、辛身粉音無申方候、若衆中何
茂此由可申越候、未汪違候得共余不審候間、此方よ
り申越候、於美儀者尋具可申越候、恐々謹言

二月廿六日

真広判

牧音

三浦貞広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

牧音 まいる

岡本秀広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

久敷被致無沙汰之矣、為御音信并次被進候、可然様
ニ御取成簡要候、仍以御約諸首尾山鹿至現日出版之
由誠ニ珍重存候、亦御行等不可有御行候矣、御本意
眼前候、宗景満足不遇之候、此面之儀無御懸候矣、
可御心安候、御方杯御道敵猶以矢手候、貴殿江も可
然様可預御披露候、万々任御上々候矣、不能多意候、
恐々謹言

二月朔日

秀広判

牧音

御宿所

牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐う

三浦貞広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

ても即時に四人射ふせたり、扱元範の前に跪き、御

眼を候とて、腹かき切て失にけり、根下墨十番以下

は切て出で、或は敵と引組て差違て死するもあり、

或は太刀を折打て引もあり、然所に伊勢の入道は進

み出、大音にて云けるは、元範此岩の中に纏り給ふ

と思ひ、斯く手痛くは賣るか、元範は松山を心懸て

疾く石盤口へ退きしか共、落延び給はん間、踏堀ゆ

べしとて、我々四五人残居て候也と云へば、各とて

も可し道か、早く參候はんと言書我先にと差向ふ、

伊勢の入道走り向ふ敵の弓手の腕を切て落し、無手

と組ける所に、後より安原頼左衛門に組伏られ、伊

勢の入道は果にけり、扱元範は太刀を抜きからく

と打笑ひ、只今伊勢の坊が事をちんじ、松山へ退く

と云へ共、愛に残て候也、我し思はん人々は最後の

働き見よと云へば、吾先にと進み寄る、手本に進

む兵を一人切伏せ、三人に手を負はせ、其透間に腹

切らんと見廻す所を、遺矢に射ける鋒矢、咽喉の外

れに纏深に立て臥す所を、備後の住人東江平内首を

戯れに取なして大笑なして云く、如何様存命の程人

しからじと、女中へも暇なとて重代の太刀などを送

り、其外近習の者共まで、馴染たる言葉の末も今日

までとこそ覚ゆれとて、至三返巡しける、折節敵

の火矢銃炮雨の如し、去れば三日の内に、元範の首

を則輝元の陣に送りける、夢の前表こそは不思議な

れ(後略)

牧首兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する

三浦貞広感状書 下河内卷文書

今度岩屋衆至多田山取出候付而、去廿二日夜討申

付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時被陳被切

崩、數人手負・死人被仕成被勝利候事、誠粉骨不淺

候、剩其方家来者共、敵數十人討伏、或ハ太刀討

各無比類、此節之儀二候間、弥氣遣頼入候、何様以

本意之上可宛行其賞者也、仍由感状如件

天正三 正月廿七日 貞広判

牧首兵衛尉殿 浜口家職書状写 美作国諸家感状記 久米市冬郡下神日

村首書置 邸所持 去廿二日、高田衆夜討仕候処、手前粉骨之段、忠節

無比類候、弥氣遣頼入候、恐々謹言

二月一日 神納三郎右衛門殿 家職

牧左馬助覺書 第四卷 美作国諸家感状記 大庭郡社村牧

九郎左衛門所持 一作州高田之城主三浦被居候を備前守田直家實候申、

先手花房助兵衛・沼本新右衛門兩人罷出、久世多

田山二居候を、高田より牧源之丞・石井源太、某

三人其外待とも夜中二働仕、纏下二面首老討取候、

為獲兼太刀一腰給候事、花房助兵衛・沼本新右衛

門罷存候

浦上宗景 織田信長の上洛と備前表への加勢を轉

る 浦上宗景書状写 下河内卷文書

一筆令啓候、近日其表如何被仰付候哉、承度候、最

細々可申入之処依通道不輒罷過候、非疎略候、於当

表之儀者仰無異儀堅固二申付候、可御心見候、信長

急度可被相救候由二て早上下之由二候間、可得本意

之事眼前候、今少之儀候衆、少々御行專要候、諸方

之趣委由牧兵衛申候、恐々謹言 浦上 宗景判 一月七日 牧首

申付之由承候、尤之儀候、何様無油断、被相儀候之趣、可令頼然之条、可御心安候、猶御使傳江申候間、
抛書細儀、恐々謹言
一月七日
惟教(花押)

牧兵庫助殿御報

志賀建信書状(切形) 石見牧家文書

尚々、至公私、拙者其取合、無誠意候、於向後も相成之御用等候者、可蒙仰事、所仰候
当年之御吉敷、番甚々々、猶以不可有際限候
一去年閏十一月之御状、当年正月月中旬到着、合拜見候

一御手前方々御堅固被仰付之由、尤珍重候

一三村元親、以御武略、被成執御一味中之由、可然御事候、就夫一國之儀同意之由、御賢慮之故候

一防長同國御調略之儀、当春相調候、為始而田原、其外豊京之諸侯、至赤間関口、被差向候条、以其儀、貴辺御本意願前候、御凖も此節候、於旨趣者、御使可有演説候

一因州之儀、手堅被申付由、委元二及其間候、亦可被仰談事、肝要存候

一被仰使儀、能折却口差上候、御返事等早速相調候、殊更愛許御行儀、具被仰聞、被差上候間、珍重候、細碎東順可有演説候、恐々謹言

一月七日
鑑信(花押)

牧兵庫助殿まいる御報

○次の封紙は本書状のものか。
一

牧兵庫助殿

まいる御報

志賀親度書状(切形) 石見牧家文書

其表之立柄、以御口能、御入魂之趣、各申合具申聞候、如仰、奈景、当方之儀、別而被申候旨尾儀之条、此節一稔可被申付之通、被用直書候之間、不及口能候、細碎衆儀同前申入候之条、書面不詳候、恐々謹言

牧兵庫助殿御報

親度 一

二月七日
親度(花押)

牧兵庫助殿御報

天正三年(一五七五)
備中鹽津城主三村元親、落城に際し三浦貞広を頼らんとする

備中兵乱記 卷之上 新見頼盛落城之事附諸州之事

明れば天正三年の元三七ヶ日も打過ぐれば、去らば年始に新見の城を賣て、新年の慶賀せんと押寄たり、此議棄の城主三村元親は元親の弟也、雖へ松山は落すと云へ共、此城は不危、其地理は天より約たる

に不異、人の登る便りなければ、無敵の名城也、然るに元親、一人当千と頼み思はれる當黒大炊之助・曾爾・八田以下忽に襲て、正月八日の巳の刻はかり、敵を諸丸に引入れ、端丸に火をかけ、一同本丸に詰めしかば、元親も少し屈、各々我に忠義を存せん者は今此時ぞと云へば、勇士七十騎ばかり物具ひししと懇めて、元親と二所に死を決する覚悟にて出立たり、元親亦々心強く思ひ、扉を開き刻にて出、鎧を合し突撃す事二度、漸く其日の戌の刻に成にけり、元親の郎徒或は手負或は被れ、大半死失せたり、中には甲を脱て降人に出る者も有り、漸く残る兵十人計に討成され、元親も終日の戦ひに揮力尽て息を継て居らるゝ所に、伊勢の入道と云ふ古老の薬を存する者立寄て、腹を切給ふ共、打込の人敵と云ひ、夜中と云ひ、分明に人の知る事有るべからず、又夜明る迄は隠れ、一先落給はゞ、定て三浦貞広は年来の御知音なれば、此火さきを見て途中迄御迎に不出事はあらじと、気色を背て諷め、石指と云在所へ一里許引退き休らふ所に、芸州の武士多治部雅楽頭五十余騎にて押寄たり、上は雲に響え眠々たる岩なれば、可押入一様なくして、鎧長刀をひらめかし喚き叫べ共、静り返て居ける所に、太田と名乗て荒武者一騎進みける共、三村左馬助は平生弓を得たれば、火急の進口なれ共、遊龍箭の弓の曲高なるに、當国に逸る固重が鎧へたる録矢五つ雁に指て持たれば、打番ひ好夷て兵と放ち、真先に進みたる石州の住人大田源八が太股を射通す、残る矢に

三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報しる。

大友宗麟書状 上相文書

大友先哲遺書『大友宗麟』資料集巻四

閏十一月十三日の御音聞今月十六日着、具途被聞候、其禮之儀、宇喜多依違意、所々令違及、浦上宗景備城之由、無是非候、雖然貞広对宗景、異年甚深之契誼、亦無別儀之通承候、喜御類數存候、仍連々宗景任申候旨尾、防長行無余儀存候間、芸州之者至備中表取出之由候矣、此方出勢急速申付候、然者三村元親被仰合、敵不技足様御才覚此時候、元親兄弟江令書言候之矣、向後別而入理可為祝着之趣、能々御伝遣肝慰候、猶田原近江守可申候、恐々謹言

正月卅日

三浦次郎殿

宗麟(花押)

大友義統書状 切懸 石見牧家文書

『辰島大学文学部紀要』第五五卷特号二

一

牧兵庫助殿

義統

一

其表立柄示給候之趣、具令承知候、防長行無油断申付候矣、浦上宗景・三村元親其外諸陣、目被甲合、備中表江取出候芸州之者、可被討果御才覚肝要候、仍矢根十圍軍送給候、祝着候、自是及鈍金形端進之候之旨候、猶田原近江守可申候、恐々謹言

正月卅日

牧兵庫助殿

義統(花押)

大友義統書状 切懸 石見牧家文書

『岡山県史』家わけ史料

一

牧彦十郎殿

義統

大友義統書状 切懸 石見牧家文書

『岡山県史』家わけ史料

一

牧彦十郎殿

義統

一

正月卅日

義統(花押)

〇此表は福岡市立博物館蔵の原本に補った。

吉弘鑰信書状 切懸 石見牧家文書

『辰島大学文学部紀要』第五五卷特号二

一

吉弘加兵衛尉

鎖信

一

依違路、相過不通、心外候之処、去年閏十一月十三日御音書、近日到来、令被見、本望此事候、自宗景茂御同意示預候キ、此節為当方、於開表一行之儀、不可有様候也、併衆談之趣、細碎各可有入理候間、不及委難候、爰元相応之儀、連々不可有疎略候、猶期来喜之時候、恐々謹言

二月一日

牧兵庫助殿御報

鎖信(花押)

吉園鑰興書状 切懸 石見牧家文書

『辰島大学文学部紀要』第五五卷特号二

一

其表立柄、以御口能示給候趣、具令承知候、從爰元茂行等無縁被申付候之矣、可御心安候、雖無申之候

二月一日

牧兵庫助殿御報

鎖信(花押)

每事堅固之御才覚肝要存候、於練兵者、田原親賢可被申之矣、不能書載候、恐々謹言

二月四日

牧兵庫助殿御報

鑰興(花押)

田北鑰周書状 切懸 石見牧家文書

『辰島大学文学部紀要』第五五卷特号二

一

田北新介

鎖周

一

每度御音札恐悅之至候、然者、其表立柄之儀、就宇喜多忠心増長、無正儀候哉、當時之事者、宗景及難儀之由承候、寔無曲候、雖然、無油断於賢慮者、不可有異儀候哉、爰元聊不被存心疎候、於巨細者直被申入候之矣、不及口能候、事々期後喜候、恐々謹言

式月六日

牧兵庫助殿御報

鎖周(花押)

佐伯惟教書状 切懸 石見牧家文書

『辰島大学文学部紀要』第五五卷特号二

一

佐伯

惟教

一

其表立柄為可被仰趣、預使札、得其意候、浦上宗景事、依于喜田和泉守忠心、被及氣遣之由、無是非次第候、併五六ヶ城堅固被加付之由候之矣、尤珍重候、尚春御事、代々宗景被仰段旨尾、于今無相違、御同意之通承候、誠御類數存候、然者、從此表行等可被

二月一日

牧兵庫助殿御報

惟教(花押)

牧尚書、豊後大友氏に親を贈り、煙硝・純金の進呈を要ける

浦上宗景書状 切紙 石見牧家文書

至宗麟・義統、御音問之段、具申聞候、祝着之段、銘々以状被申候、珍重候、隨而其境堅固之御才覚之由候、為宗麟及満足被存候、仍塩硝一番申開被進候、

猶以彼一種之儀者、節々可差上申之由候之条、不可有緩之儀候、宗麟別、而隨所願聞之事候間、無御隔心、毎事御入魂可目出候、隨而山中慶介方、如其意、越山候、誠之無比懸賞、不及言語候、愛元公私之悦、過賢察候、何様従当方、一禮可被加力事、不可有別儀候間、寄々相成之儀者、非疎略候、自然之時ハ憑存候、直以状申入候、仍視一面令押受候、近々出頭之事候間、陣中諸方之調、御芳情珍重候、猶湯淺方江申候、恐々謹言

十一月十八日 宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿御報

浦上在京入道 宗鉄

○次の封紙は本書のものか、
日付の差

大友宗麟書状 切紙 石見牧家文書

【広島大学文学部蔵】第五五九番附号一
「¹⁾」 牧兵庫助殿 宗麟 「¹⁾」

其表立柄銘々支給候、得其意候、浦上遠江守被申候、

堅固之覚信案中存候、弥無油断之覚專一候、殊亀井鹿介至其現在陣之由候、是又肝要候、毎事可被申合事專要候、仍視一面送給候、祝着候、従是茂塩硝一壹遣之儀、浦上計儀、猶浦上在京入道可申候、恐々謹言

十一月十九日 宗麟 (花押)

大友義統書状 切紙 石見牧家文書

【広島大学文学部蔵】第五五九番附号一
「¹⁾」 牧兵庫助殿 宗麟 「¹⁾」

預音問候、祝着候、向後可申候之条、本望候、仍視一面送給候、喜悅候、従是純金一端進之候、猶浦上在京入道可申候、恐々謹言

十一月十九日 宗麟 (花押)

大友義統書状 切紙 石見牧家文書

【広島大学文学部蔵】第五五九番附号一
「¹⁾」 牧兵庫助殿 義統 「¹⁾」

預音問候、祝着候、向後可申候之条、本望候、仍視一面送給候、喜悅候、従是純金一端進之候、猶浦上在京入道可申候、恐々謹言

十一月十九日 義統 (花押)

原田可真書状 切紙 石見牧家文書

【広島大学文学部蔵】第五五九番附号一
「¹⁾」 原田隠入道 可真 「¹⁾」

追而至宗景被進候之条、今五三日ハ可致清在候間、重々可申進候

依湯浅七郎右衛門尉方下音問、従宗麟塩硝並悉從義統純金端被進候、書状湯浅方被請取候之条、委細彼方可被申達候、毎事重畳可被申承候、恐々謹言

追而

作州高田城被取詰由之由、尤肝要候、仍塩硝之事承候、條、猶湯浅之儀、委細此候可申候、恐々謹言

十一月十九日 宗麟 (花押)

龜井鹿介殿

天正二年(一五七四)
浦上宗景と手書多羅家の対立にあたり、三浦貞広は宗景に与同じ所領を奪行われる

山中華盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝を乞ふ

大友宗麟書状 橋本文書

大分県史料館蔵『大友宗麟』資料書四巻

追而

今度備作雖無正儀候、貞広無之御覺寄紙以無比類恰候儀、併芳前々無御別儀故候、然尚村上跡職之事進置候儀、段銭共御領知不可有相違候、向後御御入眼事要之候、恐々謹言

浦上 宗景判

三月五日 牧督兵衛殿

『久世町史』資料編 第一巻

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

追而

今度備作雖無正儀候、貞広無之御覺寄紙以無比類恰候儀、併芳前々無御別儀故候、然尚村上跡職之事進置候儀、段銭共御領知不可有相違候、向後御御入眼事要之候、恐々謹言

浦上 宗景判

三月五日 牧督兵衛殿

追而

今度備作雖無正儀候、貞広無之御覺寄紙以無比類恰候儀、併芳前々無御別儀故候、然尚村上跡職之事進置候儀、段銭共御領知不可有相違候、向後御御入眼事要之候、恐々謹言

牧彦十郎殿御報 宗鉄 一

至宗綱、被仰入候之趣、具申聞候、祝着之段直被申候之条、珍重候、於向後者、節々可被申候之条、每事相心之儀、信可預御入魂所希候、尚春別而申承候条、御同前可日出候、事々期米首之時候、恐々謹言

六月廿七日

牧彦十郎殿御報

宗鉄 (花押)

田原親實書状 切紙 石見牧家文書

至備作、荊州衆及び日候哉、就夫防長表計略之段示給候、得其實候、何様無様候、可御心安候、殊其塙堅固之御覺悟之由、尤干要候、弥不可有御油断候、次硯一面送賜候、芳情之至不知所謝候、依遠方御報延引候、猶期來信候、恐々謹言

七月廿八日

牧兵庫助殿御報

親賢 (花押)

元龜四年 天正元年 (一五七三)

山中善盛、尼子勝久を奉じて因幡で毛利方の城を攻め、日野衆、牧尚書等はこれに協力するといふ

大友義統書状 切紙 石見牧家文書

預音問候、祝賀候、於向後者節々可申候、仍太刀一腰、馬一疋、烏子百枚送賜候、令悦賀候、自是茂

太刀一腰、純釜一端進之候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

八月十一日

牧兵庫助殿

義統 (花押)

立原久綱書状 切紙 美作米苜家文書

一 原一まいる 原太 一 なをく女房衆へも心得 一

其後者久敷候、一其元予今在身候て仕合共能候、而可然存候、一我等事去六月、三至因幡罷渡、幸盛藩、牧持候て在居仕候、如形仕合候間可心安候、日野衆・牧兵など不相易馳走候間本望候、一女房共其外、備無何事候、我等同如御本意可成行候、一從隠州勝入探御渡海候、亦當固如御本意可成行候、一其之儀此方へ於被越者可然候、我等事ハはははりもな候間、幸盛可有御抱由候、然者又太郎事ハ、我等所に不申候共、向後懸忍等被相違候者、我等も外聞候へく候、家来事委細存知前候へく候、いづれなり共、先年之老若共踪職一人前可申付候、当座かんんんの所も進分可心付候、只今十も廿も石遣候者共、たふん新参者にて事をかき候、菟角先早々かりそめに又太郎を此方へ可給候、練鉢直二張合仕、

愛元之趣をも見せ候て、其上にて思安をすゝめ候て、其時それの事ハ左有次第二可被懸候、如此申候へ

共、其方にて仕合共一段能候者、此方之儀ハ不苦候、先々手前相つかれ候て可然候、其方も弓矢前にて候へ共、此表之儀、たゞいまの時分かん用之折節にて候間、又太郎事早々可被懸候、我等當固に之知行之儀も随分相定候、何もへ向後之思安分別此時候哉、恐々謹言

八月廿一日

久綱 (花押)

久綱 (花押)

岡本氏秀、牧尚書の質問に答ふる

岡本氏秀書状 二下折紙 石見牧家文書

返々、伯州面御勤之由、山鹿所より被申候候、其分候歟、無御心元候、彼是新免任口上候キ三ヶ条之御存分事、不及口仰越、節々致氣遣無油断神妙候、我等非油断候、反鏡儀ハ、隠座へ進候候間、一穴理被申候へてハと被申候、久田事ハ西屋被作持候へハ、当時彼城其下代をも仕事候間、無事ニ被相放事も不成候、而進々候、何様拙身事右如申候、聊以無般心遣仕候、成候共不成候共、自是返事可申候、次更介万事、先日新免進之候、委細申候つる、将亦自能勝之折節通進之候、此分二候へハ、隱座此面被罷出事ハ不可有之候、追々吉事可有之為候、恐々謹言

九月廿七日

牧兵 御返報

氏秀 (花押)

岡太

候趣、具申聞候、被添御心候次第、祝着之由、直被

申候、当方之事、赤間關口・同与州表行之儀、堅被

申付候、此節宗景被添御執候、弥堅固之御才實、無

申之儀、仍視一面被賜御意候、御丁寧之至畏存候、

猶御使申候之条、省略候、恐々謹言

六月廿三日 宗秋(花押)

牧兵庫助殿 御報

大友宗麟書状 切紙 石見松家文書

『広島大学文学部蔵』第五五巻特輯号一
一、 牧兵庫助殿 宗麟 一

重々示給候、祝着候、殊太刀一腰・馬一疋送給候、

喜悅候、然者其表之儀、浦上宗景被申談、堅固之才

覺無泯断之由、預入魂候、就中尼子勝久隠州江滞在

無異儀之由、尤肝裏候、弥被申合、其境御達不可有

練之儀候、此方行之儀、門司口・与州表同前申付候

条、勝利之趣徒是司令注進候、仍鈍金老端進之候、

委細猶重々左京入道可申候、恐々謹言

六月廿七日 宗麟(花押)

牧兵庫助殿

大友宗麟書状 切紙 石見松家文書

『広島大学文学部蔵』第五五巻特輯号一
一、 牧兵庫助殿 宗麟 一

追而 太刀一腰・馬一疋并内鬘百枚送給候、祝着候、從是

茂太刀一振・鈍金一端進之儀、猶浦上左京入道可申

候、恐々謹言

六月廿七日 宗麟(花押)

牧兵庫助殿

作勝誌 真島郡附録 月田紙

『新訂作勝誌』三

月田紙 井原・月田郷別所・佐引庄管製・月田紙、

本村聚多出之、昔別宮山八幡寺置初造之、以

故一名八幡紙、為用甚広、又鹿田郷出・鹿田紙

一、大抵以月田紙、亦好紙出、其余若代紙・神

代紙・下田紙等數箇處出之、此皆小幡造者亦

少矣

浦上宗秋書状 切紙 石見松家文書

『広島大学文学部蔵』第五五巻特輯号一
一、 重々至宗麟御懇之段、被申聞候、祝着之段、直被申

候条、不及書儀候、仍其表立柄、銘々御入魂之練

乍案中、御頼被存候、当方行之儀、門司口・与州

表同前被申付、既兵船出津之儀、一兩日議定候、彼

御使節御存知之前候条、不及口能候、亦其表之事、

宗景被申談、堅固之御圖專一之由、相心得可申旨候、

仍從此方及一種被進之儀、銘々被用直書候之条、不

能重言候、事々期来言之時候、恐々謹言

六月廿七日 宗秋(花押)

牧兵庫助殿 御報

○次の別紙は本表紙のものな。

浦上左京入道

牧兵庫助殿 御報 宗秋 一

浦上宗秋書状 切紙 石見松家文書

『広島大学文学部蔵』第五五巻特輯号一
一、 浦上左京入道 宗秋 一

追而 願中方江視一面・内鬘紙百枚進上之趣、令披露候、

御導之由相心得可申旨候、是此及鈍金式端被進候、

為御存知候、委細猶重々可申承候、恐々謹言

六月廿七日 宗秋(花押)

牧兵庫助殿

大友宗麟書状 切紙 石見松家文書

『広島大学文学部蔵』第五五巻特輯号一
一、 牧厚十郎殿 宗麟 一

如言間、未申通候之趣示給候、祝着候、貞広事別而

御入魂之条、珍重候、弥兵庫助被申談、向後可預馳

走事可為喜悅候、仍視一面送給候、自愛此事候、從

是及鈍金一端進之儀、猶浦上左京入道可申候、恐々

謹言

六月廿七日 宗麟(花押)

牧厚十郎殿

浦上宗秋書状 切紙 石見松家文書

『広島大学文学部蔵』第五五巻特輯号一
一、 浦上左京入道

追而

浦上左京入道

六月五日 惟教(花押)

牧兵庫助殿御報

田北歸扇書狀(切紙) 石見牧家文書

不存寄候之處、御礼畏入候、仍就爲伯立柳之儀、示給候之處、各申談、具申聞候、亦宗兼以御一致、堅固之御才尊要之通、披申候、爰元於寄々之儀者、向後不可有油断之由候、隨而視一面披懸御意候、御丁軍之儀恐惶候、猶期來信候、恐々謹言

六月五日

牧兵庫助殿御報

鎮周(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

一、 田北新介

牧兵庫助殿御報

鎮周

松心軒一葉書狀(切紙) 石見牧家文書

『弘長六年文学部紀要』第五五卷特轉号一

雖未申通候、預御礼候、本望之至候、其表御行等之儀、宗兼披仰談之由候、尤肝要存候、示給候之儀、宗披露候、從爰元、至海上警固船數百艘、至陸地諸軍出勢之儀、披申付候之儀、出張半候、定可有其間候、隨而視一面披懸御意候、遠方之御志、御丁寧之儀、畏入候、秘藏異干他候、向後每事可申承事所仰候、恐々謹言

六月十日

牧兵庫助殿御報

一葉(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

一、 松心軒

牧兵庫助殿御報

吉岡撫扇書狀(切紙) 石見牧家文書

浦上宗兼被仰合、其表御行等無御油断之通、御状之趣、各申談、具令披露候、別面御入現況着之由、直披申候、此方之事、赤間開口・与州表、何茂堅固披申付候、可御心安候、仍視一面披懸御意候、御丁寧之至畏存候、猶御使江申候之条、省略候、恐々謹言

六月十一日

牧兵庫助殿御報

鎮周(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

一、 志賀親度

牧兵庫助殿御報

志賀親度書狀(切紙) 石見牧家文書

『弘長六年文学部紀要』第五五卷特轉号一

就其表立稱之儀、示預候之趣、各申談、令披露候、爰元於行者、堅披申付、赤間開口并至与州目へ、茂兵船渡海之儀、急運披申候之条、其境之儀、浦上宗兼披仰合、火急御調略肝要候、委細直披申候之条、不軍口能候、仍視一面披懸御意候、御丁寧之至畏存候、猶重々可申承之間、聞奉候、恐々謹言

六月十六日

牧兵庫助殿御報

親度(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

一、 志賀左京亮

牧兵庫助殿御報

志賀篤信書狀(切紙) 石見牧家文書

露伯立柄無是非候、雖御被披據目候、御賢慮之故、無異儀之由、其間候、千秋万歳候、仍勝久、同勝歟、隠忍江無恙之由候、龜屋伯州江居住之通候之条、添口口被仰合、早速可披渡御本意事、可目出候、然者尚奉御入魂之趣、内々令披露候、丁寧之儀、御祝着之由候、至各も其取合無誤口候、殊与州表三兵船數百艘披差渡候、為防長御行、如門司・赤間開口、諸軍勢被差立候、潮底湯七・御使僧存知之前候、其表之儀、亦堅固之御才實、尤肝要存候、於戸感者、從老中被申之段、直家可有伝達之条、令省略候、恐々謹言

六月廿日

牧兵庫助殿御報

篤信(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

一、 吉岡越前入道

牧兵庫助殿御報

吉岡宗欽書狀(切紙) 石見牧家文書

『弘長六年文学部紀要』第五五卷特轉号一

浦上宗兼以御同意、其表御調儀無御油断之通、示給

六月廿日

牧兵庫助殿御報

宗欽

候、大事之御一行之間、父子二人持參可申候へ共、
月廻申、昨夕掃毛仕候間、為其二大町与二郎三進
之候、委曲口上令申候案、不能具候、恐々謹言

原田藏人
豊佐(花押)

元龜三年(一五七二)

昨年より奥作田に滞在の龜井(山中)幸盛、今は但
馬國にありといふ

牧尚書書状写(「泉家書事」所収烏文書)

「瀬戸内寺地城史研究」第7編

應令啓上候、當時宗景被仰談之候者、我等式迄大慶
此事候、当表之儀者堅固之覺期、伯備中境目無異儀
申付候案、可御心安候、就中龜井鹿介去秋此表被取
退候、隨州為卜祇今者但州在候、此節自豊州至防
長御進発候者以其響輩伯之儀可及進候分二候、為其
重直是使者之前二御助官專用存候、仍視一面令進
入候、誠哀甚志許候、尚水々可申述候、恐々謹言

三月十一日
尚春(花押影)

村上中務小輔殿

まいる御宿所

村上武百書状(切紙) 石見牧家文書

「広島大学文学部紀要」第五五卷特轉写一

三月十一日之貴札到着、令拜見候、如仰近年宗景別
而申談候、然処、芸州不慮之存分共候、及辨備候、
其表堅固之御覺悟之故、備作無異儀之由候、本望候、
此口之儀も随分相支候、乍恐可御心安候、就中龜
井鹿介方、頃但州御在身之由候、事要二存候、豊州
御行御延縁故、諸國之行不相成候、雖然、旁御覺悟
無一之言尾候者、各可為勝利事、寛前之儀候、仍現
一面送縁候、速達之御懸志云、爰元之珍器云、自爰
不一候、猶期万吉令省略候、恐々謹言

原田藏人
豊佐(花押)

元龜三年(一五七二)

○次の封紙は本表のものか。

「日向の書」

牧兵庫助殿御返報

御返報

武吉

牧尚書、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を綴
じる

葛西宗宗書状(切紙) 石見牧家文書

「広島大学文学部紀要」第五五卷特轉写一

葛西掃部入道

宗宗

まいる御報

連々雖承及候、未申通故、罷過候之処、只今預御札
被聞珍事候、其表御行無御油断之由候、当国出勢之
儀、無様被申付候、可御心安候、爰元相斥之儀、
於向後聊不可存心疎候、仍現一面大被懸御意候、遠

方御懸志之至畏入候、何様自是可達御札之趣、猶
使者申述候、恐々謹言

五月廿四日
宗宗(花押)

原田可真書状(切紙) 石見牧家文書

「広島大学文学部紀要」第五五卷特轉写一

原田蔵次入道

可真

先年者、備前表迄罷發候付、而申通候、本望存候之処、
重々預御札候、殊發許大切候、一面送給候、寔之御
芳情欣悦之至候、仍諸口行之事、于今延引之儀、非
御油断之儀候、被申調之儀候、亦宗景可被仰談事、
御肝要候、委細儀可被相達之間、不能書候、恐々
謹言

五月廿五日
可真(花押)

牧兵庫助殿御返報

御返報

佐伯惟教書状(切紙) 石見牧家文書

「広島大学文学部紀要」第五五卷特轉写一

佐伯

惟教

未申通候、御懸札畏入存候、仍御内意候、各申談
達上聞候、被仰出候趣、従方定可被申入候、殊更
硯一面被懸御意候、不吝存之儀候、一段快然候、於
向後者、亦可申承候事候、猶彼方へ令申候、恐々謹
言

浦上左京入道

宗鉄

去春從宗麟被用直書候之処、今度尼子勝久、以使者被仰候候、就其御伝書之趣具申聞候、祝喜之段直被申候、仍於私成、視一面被願御意候、遠方之御懇情長存候、一入贅目候、秘藏此事候、猶懸可申入候、可得御意候、恐々謹言

八月二日

宗鉄(花押)

牧兵庫助殿御報

作陽誌 高島郡御録 高田硯

『新訂作陽誌』三

高田硯 昔以作州産物馳名天下、無出於高田硯、王侯藩紳而下迄輸人、墨客、爭競、索之、古硯名製珍、藏于良家者多、是斯石豈非「我那端歎」一聚然真偽相磨、工琢他産、名高田硯、雖本州之匠、尚取備中石、廣之、比「真基殊、真者石色多蒼黑、鑿密、扣之、音清越和以好墨」、倍是「其良」、与彼彼石鑄、多尺墨無、無者上固不同、本陣庭山出之、石脈既驗、竹原村卒波多山尚多、有司封固石坑、融用取之、又見「神庭澤中」有石、頗似「良質」、但澤勢濶擊不、得撈之

元龜二年(一五七二)

牧尚覺、豊後大友氏から書状を受ける

大友宗麟書状(白紙) 石見牧家書

『広島大学文学部記帳』第五五卷特輯号二

宗麟

去秋染一輪候之処、懸示給候、令喜悅候、分国中無殊所任案中、防長之行相備半候之条、其表之儀、弥馳走肝要候、恐々謹言

三月八日

宗麟(花押)

牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状(白紙) 石見牧家書

『広島大学文学部記帳』第五五卷特輯号二

宗鉄

去秋以直書被申入候、其後無首心外之段被申候、併其表懸別儀御座候之由候、珍重候、宗景毋事可被仰、談事可目出候、於安元相応之儀、不可存心疎候、委細勝久御使者可被申渡候、恐々謹言

三月八日

宗鉄(花押)

牧兵庫助殿御報

志賀權信書状(白紙) 石見牧家書

『広島大学文学部記帳』第五五卷特輯号二

志賀左京亮

牧兵庫助殿

罪下候切、種々御懇之段、畏入存候、被仰下候趣、具令被置、一殿様(以直書被申入候、拙者防長へ之

出驗爲案内者、善留候条、湯淺方針被罷上候、定而彼仁可申候、恐惶謹言

三月十日

宗麟(花押)

牧兵庫助殿 参御宿所

浦上宗景、三浦貞広の知行所段銭につき牧尚覺の裁判による進納を定める

浦上宗景書状(白紙) 石見牧家書

『広島大学文学部記帳』第五五卷特輯号二

貞広御当知分所々段銭之事、有尚奉裁判、爲公用百貫文毎年可有進納候、自然於無沙汰者、不可有其曲候、恐々謹言

元龜式

拾貳月廿六日

宗景(花押)

牧兵庫助殿

原田豊佐書状(半折紙) 石見牧家書

『広島大学文学部記帳』第五五卷特輯号二

貴殿可捧書状候、共、定可御事及之条、可預御心得候、かしく

續巻之御慶、重畳申旧候、仍御知行分宗景一筆之事、調、被進之候、文牒等之儀者、固本如何候て可然候、八人中候て認被申候間、定可成書懸候哉、從宗景、阿太郎左衛門尉書状令進覽候、然者御反銀方定儀者、春三十貫御進納候て、残所之儀、秋早速ニ御取納肝要之由、能々自我等可申渡之由候、可被成其御心得

繼ト戰フ、敵追振、討取首十五六、直ニ入城ス、
其後敵將玉串繁物・真木勘兵衛城ヲ攻、戰數刻
ニ及フ、春繼速ニ玉串ト鎗ヲ合セ討取申候処、
敵勢弱リ纏々引、又引返ス敵討取コト數々、春
繼力玉串ヲ討シ所、無双ノ鎗場トテ一町四方泰
穩ヲ植ス、草花々トシテ香川ノ鎗場ト稱セシヨ
シ

三浦貞広、高田城に入るといふ

作州高田城主書書 下見校文書

然レ共牧ハまりぬけ、備中ニ居ル貞久之御子貞広、
名ヲ才五郎殿ト申ヲ取立、元龜元年七月ニ先ツ篠向
ヲ切取、同年十月ニ高田つぶさ山ヲ賣大合戦仕、取
候而則貞広ヲ入

(中略)

一貞久
一貞勝
一貞守
一貞広
右四代之内
二一九 牧官兵衛 知行千石取
二一九 細田久左衛門 同式百石取
本段出張 牧河内 同式百石取
三一九 草加部平内 同式百石取
おくび 江川炊助 同二百石取

松之段上 牧道市

松ヶ段 牧藤左衛門

西下丸 牧大膳

水ノ手 福富久右衛門

同下 笠原番膳

同向 石井身平

小屋ノ段 牧兵庫

上町 浜口平次郎

同 江川小四郎

同 船津季之丞

同 牧惣兵衛

同 此表行撰シ申相不訳ス

同

同

永祿三年・元龜元年(一五七〇)

豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との謀合
が重要とする。

大友宗麟書状 切紙 石見校家文書

一 牧兵庫助殿 宗麟 其表之取箇之才驚無様之趣示給候、喜悅候、勝久・

浦上遠江守被申候、亦可被勵馳走事肝要候、猶浦上

左京入道可申候、恐々謹言 宗麟(花押)

卯月四日 牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状 切紙 石見校家文書

一 牧兵庫助殿御報 宗鉄 一 浦上左京入道

從貞広、宗麟江御音聞之趣申聞候、殊尚奉御懸賞、

是又祝着之致、直被申候之案、珍重候、其表之事、

勝久・宗麟被仰候、亦堅固之御才覚肝要之段、能々

可申旨候、下目渡口之事者、可御心安候、防長之行

等之儀、不可有餘儀候由、相心得可申由候、猶期来

音之時候、恐々謹言 宗鉄(花押)

卯月五日 牧兵庫助殿御報

牧尚春、豊後大友氏に魂を送る

大友宗麟書状 切紙 石見校家文書

一 牧兵庫助殿 宗麟 一 先書如申候其表之儀、勝久一意之由候、尤肝要候、

毎事此節可被勵馳走事專一候、必以爲御重々可申候、

仍候、而送給候、遠達之趣忘祝兼候、自是可遠礼儀

之趣、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言 宗麟(花押)

八月一日 牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状 切紙 石見校家文書

一 大友宗麟書状 第五五卷特轉寫

シ当国高田ノ城ニ香川美作守・長左衛門大夫ヲ去年ヨリ入置タリシヲ攻ントテ取囲ミ日々迫合無止

安西軍策 邊國 美作高田城攻事

〔改定正統紀覽〕第七冊 通順

同年七月、美作ノ國高田城ニハ牛尾太郎左衛門・足立十兵衛・國衙隱岐守先年ヨリ被置ケレ共、當國三浦ノ族動レハ城ヲ落サントス、然間城中小勢ニシテ難守、大将一人被寵宜カラントテ、去年七月香川左衛門尉美作守ニ成、嫡子ヲ左衛門尉ニ被成、高田ノ城ニ被差置、去程ニ當國ノ住人三浦・芦田・市等、宇喜田ニ加勢ヲ乞ハ長船紀伊守・岡信濃守・沼本新右衛門四十余騎差添テ當國へ出張ス、菅田五郎太郎ハ幼少ノ故叔父同民部大輔ニ五百騎、植野勘兵衛ニ五百騎、玉串監物ニ八百差副備前勢ヲ後詰トシテ日々城下ニ働ケル、城中ニハ熊野入道等尼子ニ志アリケレハ兵糧藏ヲ放火シ敵陣へ逃入程ニ城中難堪ゾ見ケル、香川兵部大輔九州ヨリ上リ芸州ヨリ家人八十余人ヲ引率シ兵糧ヲ入ケルニ敵打留ントシケレ共追私々々々無難城ヘソ入ニケル、又佐伯七郎次郎ト云々剛ノ者心裏リシケルヲ討手ノ者トモ見余シテ程遠ケルヲ兵部自身討果ス、敵是ヲ聞テ向十月五日高田ノ城へ押寄放火シ城兵懸レト待カケタルヲ、牛尾・足立打出敵六人討取ケリ、香川郎等大乃美・材間・同名宗右衛門モ隨下ニ討死ス、城中ヨリ入江与三兵衛・遠藤左京・香川左衛門尉・同兵部大輔統テ

懸出レトモ、敵早引退、香川郎等三宅追懸敵一人切伏、頭ヲ捕、同六日互ニ伏兵ヲ置敵ヲ欺ントシケルカ、寄手、城兵ノ依知伏兵ノ真中へ切懸ル、牛尾・足立等様ノ勢ニ起シ合切結ケレ共、猛勢ニ突立ラレケルヲ見テ、城中ヨリ吾モ我モト馳下ス、玉串・植野兼テ工ミシ事ナレハ弱キト引退ヲ、城兵追懸ケレハ相因ノ太鼓ヲ打三所ノ伏兵ヲ起シテ一度ニ四方ヨリ突攻ケレハ城兵散々ニ敵軍ス、敵頗追懸レハ牛尾・足立幾度モ引退トモ三千余騎ノ大敵ナレハ無力引退香川右衛門大夫ハ討死シ味方ヲ助ケント踏留多ノ敵ヲ突伏終其ニテ討死ス、其外返し合セ防ケレ共既ニ城へ乘入ント見ケレハ大将美作門ヲ開キ討出レハ嫡子左衛門尉ハ早山八分二下シタリ、二男兵部大輔ハ宗徳三郎左衛門ト云郎等相具シ郷中ニ打出ケルカ多勢ニ突立レテ引退、愛二村薄ノ枯立前ニ追田ノ有ケルヲ究竟ノ処ナリト追來敵ヲ待カケタリ、玉串味方ニ五六段許進テ馳來ル香川薄推分出ルヲ見テ敵難下間、香川兵部大輔ト名乗レハ敵玉串監物ト名乗懸五二鐘ニテ渡合、玉串カ神指ヲカケテ纏腰後へ突貫ハ小膝ヲ折テ倒タリ、跡ヨリ大勢統テ頭取間モノケレハ兵部突伏タル敵ニサスカヲ抜テ玉串ニ刺置懸獲テ立タリ、香川力郎等猿渡走來敵一人來ケルヲ一人ハ猿渡、一人ハ宗像突倒ス、香川佐渡守・同石見守ハ向ノ尾ニテ植野力勢ニ渡合一人ナカラ敵ヲ突立兵部二声ヲ懸タリケリ、扱玉串打レケレハ敵不慮敵軍ス、先陣ノ大将討レケレハ後陣ノ備前勢モ不及、進引退ケリ、又モヤ香シト待処ニ品川市右衛門

山上ニ走リ上リ見ケルカ敵ハ引タリト云ニコソ城中ノ兵安堵ノ思ヲ成ニケリ、其厚敵モヨセザリケリ、終ニハ牛尾輩前ト懸シ合三浦ノ一族悉打果ケリ、又玉串力討レタル所ハ里人香川力鐵捕トテ龜ニモセヌ薄生茂、今ニ在下ノ間エシ

香川家軍功略記 吉川家并伊勢社書一

〔大日本七代〕第十冊之三

光景 美作守

(中略)

一 尼子降参ノ後、牛尾太郎左衛門・安達十兵衛・國衙隱岐守、美作ノ高田城ニ候処、菅田五郎太郎、其外三浦ノ一族共實候ニ付、堪忍ナリ難クヨシ頼三申ニ付、光景并ニ世孫広景ヲ指回ワレ、敵數多打取、三浦ノ一族ヲ賣亡シ、御利運ニ相成候

一 其後高田ノ城ニ、光景父子其外一族數多差置レ候、玉串監物・真木勘兵衛等攻メ、伏勢ヲ置、城外ニ欺出シ戦ヒ、大崩ニ相成テ、城中ヨリ光景父子大陣ヲ出テ、敵ヲ討取追私ヒ、利運ニ相成候

春繼 兵部大輔

(中略)

一 其後父光景、作爲高田ノ城ニテ難儀ニ及ヒ、浪誠既ニ逼又ト聞へ、急ニ春繼モ赴ケルヘシト、元春公ヨリ下知ヲ蒙リ、八木・仁保島ノ残兵百八十騎ヲ具シテ高田ニ趣ク、路ニテ伏兵出、春

被抽脚馳走之由候、賊御入魂之段、更不及言替候、

其表任付候者、一應可申談候、委細先書申候、以其儀御内衆被相罵、取圍御覺悟肝要候、頼入候、猶重覺期可書候、恐々謹言

七月廿一日

元就 (花押影)

安立十兵衛尉殿

進之候

○「吉川家中井井社文書」では料紙を「半切」とする。

蔵田元貞・香川光景遺書起請文写

香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

今度發許御籠城、別而御馳走被抽脚粉足之段無比頑殊更御息御女中之儀俄不慮之儀付而、雲州軍人雖取籠一篇被差切無、之之御覺悟不淺、然上者乍勿論於此方少、我軍中儀有間敷候、若於偽者、

日本国中大小神祇、八幡大菩薩・天満大自在天神

殊殿島大明神可愛御前者也、仍神文如件

水禄武年

香川美作守

七月廿一日

光景 (花押影)

蔵田与三右衛門尉

安立十兵衛尉殿

○「吉川家中井井社文書」は廿八日付付て、料紙を「四白紙熊野牛主様合」とし、花押部分に「血四」とある。

毛利元就・同種元通遺書状 備中歴史文書

『岡山県史』文書選 第7編

今度作州表語年人乱入付而、貴殿預御入魂候、祝替候、殊御方事、高田在城候而、別而馳走之由、御粉背不淺段、太慶候、仍於其表一所可進置之候、

弥景忠父子へ可被相心得事、可為本望候、猶香川・長・蔵田与三右衛門尉可申候、恐々謹言

八月廿日

元就 (花押)

原太郎左衛門尉殿

進之候

長就連・國弘高美・香川光景遺書起請文写

香川家文書

書

『山口県史』史料編 中世2

「礼儀ノ頭折紙ノ上書

安達十兵衛尉殿此紙表(二家印ノ形チ見ヘ全) 牛五ノ二見ヘ願シ

今度至下口雁申差下候、乍憚使者一篇之儀候間、難面可有御上立候、於御進退候ケ間敷取沙汰候間、連々無御等閑印、三存可当通申談、乍勿論、無式之御覺悟之儀、互晴胸中候之本望候、自然比儀下陣などへ可申候哉と思召候而者、口惜候、毛頭致取沙汰間敷候、向後之儀、御執取哉、彼是以無疎心可申分覺悟候、若比旨於偽者、可蒙

日本国大小之神祇、八幡大菩薩、抵關牛頭天王、巖島大明神、天満大自在天神御前者也、仍神文如件

水禄十武年

香川美作守

八月廿一日

光景 (花押影)

國弘總尉守

高美 (花押影)

長左衛門尉

就連 (花押影)

安達十兵衛尉殿

○「吉川家中井井社文書」では料紙を「四半主手」とし、「袋封」シテ書シ、安達十兵衛尉殿とあるりする。

森脇書寫 九州御陣之事

九州御陣之事

『戦国期中国史料選』

一作州高田之城ニハ香川左衛門尉光景・長左衛門大夫、其外加番被置候、加番之内、霧伯衆熊野を初而、

粟介申談、番所ニ火を懸、二丸兵糧前悉焼はらひ罷退候付而、香川兵前を益置候、備前國本・長船・赤・斎藤二面取懸候、十月五日、山下二面一戰候、其時、

大乃美修理・香川宗右衛門・財間新左衛門討死候、敵六人討取候、翌日戰ニ香河右衛門大夫・門田弥二郎打死候、玉越監物物頭二面參候を、香川兵部纏下にてつかふせ討取候、又佐伯と申、粟介あねむこにて候、是も高田城番仕候が、粟介より内通候て、心替仕候、討手のもの仕損候を、香川兵部討果候

安西軍策 卷第四 異近因傳形名字事付表石長崎島事

『改定新編』第七編 通稱編

尼子勝久霧川二入シヨリ以來、城ヲ掠取事十五城、其勢六千余騎ニ及タリ、赤松力年人馳集テ、伯耆國石倉ノ城攻取、又美作ノ舟田・三浦・市力一族も一味

八月廿一日

光景 (花押影)

八月廿一日

光景 (花押影)

八月廿一日

毛利元就・同輝元運書狀写 (切紙) 香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

就今度高田表之儀申付、各被申談悉被對果候、殊御方分捕一所衆等粉骨之次第、祝著千万儀、何様追々可令申候、先聞懸二申付候、此由宇山方へも可被相心得候、謹言

二月廿六日

輝元 (花押影)
元就 (花押影)

安達十兵衛尉殿

○『石川家中井寺社文書』では料紙を「平切」とする

毛利元就・輝元運書書狀写 関國録十一 小川右衛門

兵衛

『幕末関國録』第巻

就今度高田表之事申付儀、別而令心遣、悉討果之候、寔以悦入候、殊其方手打數變討捕之由、感悦之至候、一所衆中懸々被疵之由候、粉骨之段祝着候、能々可申聞事肝要候、謹言

二月廿六日

輝元 (花押影)
元就 (花押影)

小川右衛門兵衛尉殿

作州高田城主覺書 下野教文書

『久世野史』資料編 第一卷

永祿十一年二月十九日三芸州衆、長・川・志ノ三人たばかり貞守三腹々さらせ申候

長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵する

長就連・香川光景運書書狀 美作岡田家文書

『高野神社の文化財』

作州西郡之社役、自前々其方存知之儀候哉、就其被申之通承知候、左候間、高田領之内当座ノ我等數判之在所之儀、於商人者不可有餘儀候、恐々謹言

香川

十月廿三日

光景 (花押)
長

注連大夫殿

就連 (花押)

永祿二年(一五六九)

牧官兵衛尉、金田氏等の敵對に隨身せず。三浦貞広、これを責し所領を没行つとする

三浦貞広感状写 美作國語彙考記 大庭藤久史料家

所持

『久世野史』資料編 第一卷

今度金田源左衛門尉敵心之処、不組被衆中、到此方罷退之段、誠神妙候、羨其忠儀、月田惣領分之内、諸給人別相除之、百貫前之事宛行候、亦可抽忠心事也、仍状如件

永祿十二

六月八日

貞広

牧官兵衛尉殿

作州高田城主覺書 下野教文書

『久世野史』資料編 第一卷

然レ共牧ハきりぬけ、備中三唐ル貞久之御子貞広、名ヲ才五郎殿ト申ヲ取立、元龜元年七月二先つ薩向ヲ切取

美作平衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合力で高田城を攻める

毛利元就・同輝元運書書狀 (切紙) 香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

應申候、某元之事、各堅固之管邊被大慶之至候、粉骨之段無申付候、仍雲伯念劇付而在所辺相敵之由、膝氣口惜候、此節其表之儀以馳走相拘候者、静謐之上にて一所可進之候、亦忠儀肝要候、尚香川兼作守可申候、恐々謹言

七月廿一日

輝元 (花押影)
元就 (花押影)

安達十兵衛尉殿

進之候

○『石川家中井寺社文書』では料紙を「平切」とする

毛利元就・同輝元運書書狀写 (切紙) 香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

追而申候、其表之儀御人數言請已下、不遵自余別而

為替知と有岡弥兵衛分まいらせられ候、於此儀
一 出入有間候儀、弥二面奉公肝要候、恐々謹言
草平

六月廿六日

貞吉判

河元

宗左衛門尉

貞秀判

松井又左衛門殿

○次掲史料は年未詳であるが、しばらくここに収める。

三浦貞広書状写

船津家文書

『久世町史』資料編 第一卷

有岡弥兵衛分儀、田彦町無之候ハ、牧原か又者
何レニ成共見合候而可渡候、委ハ草平申渡候、恐々
謹言

三月十五日

貞広判

松井又左衛門殿

高田秀が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と
戦う

三浦貞広感状写

美作国諸家感状記 大庭郡久世村中山

家持判

『久世町史』資料編 第一卷

今度神森合戦之儀、入江主計頭被討捕候事、高名就
無比類、太刀一腰送附、弥可被抽軍忠者出、仍感状
如件

永祿十年七月廿六日

貞広

中山三郎兵衛尉殿

牧左馬助覚書

菊家 美作国諸家感状記 大庭郡社村

牧九郎左衛門尉持

『久世町史』資料編 第一卷

一明年大庭郡篠向城江岩屋衆取懸候時、岩佐勘ヶ由
与申者、与某罷出、山下二面首式つ討取申候段、
同人より感状給候事

牧尚養、太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与
える

太河原貞尚

・牧尚養所領書立 (感状) 美甘文書

『岡山県史』家わけ史料

前欠カ

一重延名

一家重名

一馬渡名

一中尾名

一松本名

一鞍懸名

一於路名

貞尚 (花押)

以上

永祿十年

牧兵庫助

八月吉日

尚養 (花押)

美甘助左衛門尉進之候

○本文書は村を襲する。

牧尚養書状写

美作国諸家感状記 大庭郡社村美甘草十郎

井後弟將兵衛ハ長五郎二人所持

『久世町史』資料編 第一卷

御うとく、敷折筋、御左右承本置候、殊二様代拾足
送給祝着申候、仍而存分之事承候、我等事少も不可
有等間候、委由宗威へ申候間、具二可有御物請候、
恐々謹言

八月三日

牧兵尚判

美甘 御宿所

○年未詳であるが、しばらくここに収める。

永祿二年 (一五六八)

三浦衆等、小阜川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞

守 (感) も目刃するといふ

小阜川隆業書状写 吉原家市井等社文書四

『大日本史』第十編之二

撰

今度三浦衆、其外逆意之輩、被討果候、御心仕推察
候、頼相調者本望候、時機亦可承候、恐々謹言

二月廿六日

小阜川

隆景公御判

安立十兵衛尉殿

進之候

之業、郡郷共免、整備之歎、仍煩札如件
于時永祿九年丙寅五月十八日沙門寺月房謹書

三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、齋藤賴実から配慮の誓約を受ける。

齋藤賴実請文 (寫本) 石見牧家文書

高田御家之儀、宗景被得御意、御請之由可然存候、就夫旨等式事、貴殿御近之儀候条、彼御進退之儀、随分無如在分才之可致氣遣候、若此旨於偽考、日本園中大小之神祇、殊二者當國二社、八幡大菩薩・天

満天神、愛宕大仙可蒙御前存候、仍神文如件
間八月廿五日
親実 (花押)

牧兵衛助殿

〔一〕

高藤玄蕃九

牧兵衛助殿

親実

三浦貞広、山内表など諸境目に出陣する

三浦貞広カ感状写 美作國備前縣志記 大庭郡廿村 美

廿草十郎并 從弟兵衛・長五郎三人所押

〔久世町史〕資料編 第一卷

愛許配道實、種々懇之段神妙ニ候、然者境目取出候、付面者随分忠儀可仕之由申候間、為給知、社村之内、寺社願所候條、相親而四分一分可当行候、亦忠儀可致者也、仍如件

永祿九年

九月七日

三鴨助右衛門尉殿

〔寫本〕

三浦貞広感状 (寫本)

美作美甘文書

〔岡山県史〕家わけ史料

今度山内表向度動申付候処、案内者仕、如存分之申付、神妙候、弥致氣遣、所々無異儀可申付事肝要候也、仍感状如件
拾月廿四日
貞 (花押)

美甘助右衛門尉殿

三浦貞広感状 (寫本)

美作美甘文書

〔岡山県史〕家わけ史料

去七日、久田表朝懸申付候処、坂手藤次郎三鐘付仕之由、毎度心懸神妙候、亦可抽忠儀者也、仍而感状如件
十一月九日
貞 (花押)

美甘助右衛門尉殿

牧左馬助誓書 第一、二条 美作國備前縣志記 大庭郡廿

村 牧九郎左衛門尉持

〔久世町史〕資料編 第一卷

一某十六歳之時、真高郡有為山之城主由井宗四郎と申仁与及合戦、太刀打仕、則三浦貞広より感状給候事

一同藏 作州岩屋・高田取合之時、大庭郡櫻村高の

上之坂下ニ而、首式ツ討取申、右同人より感状給候事

永祿一〇年 (一五六七)

三浦貞広、關所とした金田・舟津氏等の所領を松井氏等に死行つ

三浦貞広誓状 (寫本) 石見牧家文書

長田之内金田与兵衛分笠原扶持仕候、然八長田衆土居分之由候、申于太連々候、金田藤介分〇為替地可遣候、此由山瀬・入沢所可申遣候、何かと申候共、堅可令見候、恐々謹言
五月十日
貞広 (花押)

〔一〕

牧兵衛之候

貞広

三浦貞広知行宛行状写

船津家文書

〔久世町史〕資料編 第一卷

舟津与三兵衛分之儀内々望之由候条、我等本意以上、其方身体三分存仕候、少及不可有相違者也
六月十九日
貞広判

〔一〕

松井

河元貞秀・草加部貞吉遺書書状写 船津家文書

〔久世町史〕資料編 第一卷

今度舟津与三兵衛分之儀、一進之候、山内、又さにてハ一色少もふけなしニ相調申候、廿五名之内、

牧兵庫助殿 御宿所

三浦貞広、高田城を回復するといふ

作州高田城主書書 下岩牧文書

『久世町史』資料編 第一卷
右貞勝殿ヲ御切候時、牧一とと三浦貞守ヲ取立、永祿九年九月ニ高田つづがさ山へ直申候、右貞勝ニも貞広ニも祖父ニテ候

三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応じてる

浦上宗景書状写 美作国講家感状記 久米康孝題下神目

村一郎左衛門前侍

『久世町史』資料編 第一卷

御折紙拜見本望之至候、如仰比度、香懸ニ三星表働之儀、御入致之儀申入候処、歴々被指し出喜悅候、年内ハ無余日ノ余、至明春ハ早々可單行覚悟ニ候、其節猶以被合情者可為祝着候、委細岡本所可申候条、不具候、恐々謹言

十二月十二日

宗景

三浦殿 御返報

永祿九年（一五六六）

牧尚春、合戦に先立ち義母氏より興心なき旨の誓紙を受ける

牧尚春書状（紙紙） 美作美甘文書

『岡山県史』家わけ史料
芳身向後迄、別心有間敷之由候て、宝印齋、血判被申事可然候、此上以弥御取合不被油口存候間、可御心安候、為後之口筆、如件
二月十日
尚春（花押）

○当時の状況から推え、ひと事ここに置く

美口助右衛門尉殿

尼子義久、高田衆の神社建立に私領内の段錢を免除する

尼子義久書状（白紙） 石見牧文書

『広島大学文学部紀要』第五卷巻頭書目
一 牧兵庫助殿 義久

其江般約之地之内、寺社は有建立之由、得其意候、并私領分反錢之事、承候条、合是許候、何及於向後聊不可有相違候、恐々謹言
二月廿日
義久（花押）

室月房勸進帳写 作陽誌 真島権寺院簿 真宗宗 神村

山神林寺

勸進沙門

『新訂傳記』三
請令、蒙十方檀那助成、造立業作国真島郡神林寺本堂状

当山開闢和銅二年之比、里民亦次、弥三兄弟者入此山、逐鹿、忽有金龜光、怪而見之、千手尊像儼然、兄弟感涙銘肝立、発誓提心、其法名曰「日山・日心」、然建二字草堂、安大慈大悲尊像、其後程四百八十余里程、入唐沙門阿贊、以從大唐所求得之仏舍利、為当寺開山、恭進後白河法皇敷聞、御志書置、刺書田代、今神毛是也（地名）
從、從、御折願所、仏闍・僧坊双々、

茲前石大將源頼朝、仰此尊靈驗、而當国西六郡十七郷之人民等捧公物、毎年不易之舍利会令執行一畢、忠仁丁亥歳、郡内凶惡之族、於仏闍有干戈之角、其後衆僧微力、難營修造、然処文龜之比、高田城主平朝臣三浦駿河守貞連付沙門、投財產、御堂造營連成也、永祿七年申子七月十九日、因火災、又起而一時成、灰塵、愛隣山普賢寺新築堂室月房、依難普普録、奉礼大慈尊願、其時分野書語還斯也、故馳走東西、覓修功、往還南北、勤奉加、凡諸仏衆難離無勝劣、誰不致誠於此尊、耶鉄木不簡大小、絹布不嫌尺寸、

微誓成仏道、小因感大業、冀以巨細奉加、得遂、周備莊嚴、若、然有精修退俗開、現世安穩之榮花、一、合力貴銭、登後生靈所之宝蓮、国家久保平均

永祿八年（一五六五）

三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃する
という

舟津先祖之系図

船津家書

舟津先祖之系図

『久世町史』資料編 第一卷

玄蕃 貞政

采女 貞供

左近 貞次

玄蕃 貞吉

源太 貞家

彈正左衛門貞政

作州真島郡高田大津口口口主、（同前）

貞宗公、貞国公御代迄代々家老、知行五

十名之内、下盛鋪組村、長六十間、横三

十七八間、東・南・西之三方ニ拾武間、

高サ四五尺ノ築地、北ハ高岸、南向之面、

半分より西へより石之櫃木口、井賣之

方にお方屋鋪あり、彈正左衛門母ハ遠江

守公之妹、享祿元年六月十五日七十八

而死去、即下屋敷組村に舟津八幡と祝

六月十五日、九月十五日村中祭祀仕候

舟津与三兵衛貞家

享祿元年より永祿八年迄、右本知之内廿

五名為跡目ト被下之、永祿八年七月九日

ニ讒言ニ付切腹、五十歳ニて死、法名紅

月宗門、内方法名ハ春岸妙心、三月廿一
日

舟津与惣次郎貞平

永祿八年武藏之時母家來藤井孫平ヲ召

連、伯坊おかも藤井弥三郎方へ立のき申

候、父与三兵衛跡式ハ、從三浦次郎貞

広公松井又左衛門へ被遺候由承候、おか

もニ願火ニ違、感状・折紙數通様失申

候、夫より天正十年ニ作州久世村へ帰參

致住居ス、寛永元年十月十三日、五十九

才ニ而死去、法名窓邊道休与号、内方間

十四年九月廿五日七十四才ニ而死去、法

名藏家妙通与申候

（後略）

作陽院

真島郡山内郡 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦貞久女子

『新訂作陽院』三

女子 嫁家臣舟津彈正、彈正永祿初、依、讒誅死、

其妻為、妖、貞勝復其家、立、禰奉、邑、組村舟

津社是也、祖舟津玄蓋至、彈正一五代、世三浦長臣

也、彈正子曰三与三兵衛

作陽院

真島郡古跡部 高田庄 舟津屋敷

『新訂作陽院』三

舟津屋敷 在二同村、有小祠、三浦臣舟津彈正

左衛門旧宅也、永祿初遭、讒言ニ市、後入儀而立

祠祭之

牧尚書、久米南条郡原田にあり。尼子義久ニを謝
し所領の宛行を約束する。

尼子義久書状（切紙） 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

一 牧兵庫助殿

義久

于今此方為局、原田在身之由、無比頼候、就其先
年晴久契約之地、不可有相違候、若於終合儀、雖
不足候、北賀茂可宛行候、以此旨、其御自知略肝心
候、恐々謹言

八月廿日

義久（花押）

牧兵庫助殿

立原久綱・森脇久貞・牛尾幸清邊書書（切紙） 石

見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

今度被任本意候、先年晴久契約之地、必可進之旨
候、若相違之儀候、東郡之内大原・新野、為替地
北賀茂可宛行由候、以此上、同所二一方者、是非
可有御知行候、委細福久申渡候、恐々謹言

永祿八

八月廿日

幸清（花押）

久貞（花押）

久綱（花押）

家系 三浦島勝之桃寿丸

『新訂作備地誌』三

桃寿丸 永祿八年勃佐官兵衛扶言勝之妻、通子
「備前國」、貞勝已卒、字喜多直家以其妻新喜才
色絶倫、強而納之撫育兒、為「子」、載余生
「勇秀家」、直家龍帝益甚
○「作州高田城主喜甚」に桃寿丸のことは見えぬ、

三浦貞勝墓銘 新見市原井原字蓮庄在

『新見市史』通史編上

(石面) 于時享保十九甲寅二月蓮立之

作州高田城主三浦貞勝

永祿七甲子天

(正面) 妙法文龜院宗順大居士

十二月十五日

(墓面)

備中阿賀郡井原村

本願施主 石田佐五郎實正

井 蓬草里村井入野

同國同郡新見町 近藤勘兵衛

○この墓碑は自然石で、同地の業者堂にあるとされる

和歌森太郎編著『作の民俗』には高田城を落ら滅した

貞勝が同地で自刃しとの口碑を載せる。

備中地誌 阿賀郡

岡山県立図書館蔵

山奥村 葛籠畑山土城 麻若出ル 三浦定勝墓

○本書は備中国の地誌で、享保二年(一七二七)成立。

備中集戌志 第五之巻 古墳之部

『備中集戌志』

一三浦貞勝墓 岡郡山奥村二有

○本書は備中国の地誌で、享保二年(一七五三)自序、同

七年序

虎倉開書 類聚虎倉記一

『備前集戌志』第二輯

直家の内室ハ作州高田の城主三浦能登守娘か妹かの

よし、高田落城之節、親類江川小四郎与申者、女性を

つれ備中之内にかくれ居申を、何者やらん直家へと

り遣申候、是秀家公の御母儀のよし

○三浦能登守は、後述する『高田通因家公書』に拠れば、

三浦里広の愛領名とされており、弟貞勝の室は強かに能

登守の義妹にあたる。

虎倉記 類聚虎倉記二

『備前集戌志』第二輯

一福島六郎右衛門ハ、十井治郎右衛門死後嫁式受取

下土井村木戸ノ屋敷ハ能登、則土井ト改居申候、

御尋ノ時分毛別紙書付ハ書上申候、土井一郎ノ

書上ニ仕候、然共此者本来世吹ノ城主福島三郎兵

衛一男也、茲為ヨリ世吹ヲ切落申時分、一男ノ半

六ハ有漢ノ内クエ田ト申ニ内縁有之、クエ田ヲ頼

罷越居申候内、土井三郎右衛門ヨリ虎倉伊賀殿へ

有付可申ト申付、下土井村へ参居候也、無間モ

虎倉澤レ候故、下土井村ニテ入駕仕百姓ニ成、半

六母ハ三浦能登守娘故、父母先祖傳成勲目書所持

仕、殊ニ母方ノ守神玉滿明神ヲ尊行イタシ下土井

村罷在候、本名ハ福島ニテ、然共御尋ノ時分十居

ト一所ノ書上、福島ノ系因ハ書上申候

岡山平子渡辺通因泰公書 医師家譜

岡山渡家中津土家譜五世高第 第二巻

医師 渡辺通因 後述入

一自享祿年中至天正二年迄、備中上房郡松山之城主

ハ三村修理連源元親、知行高ハ不存

一同年代下道能鬼ノ身之城主ハ上田近江守家実 右

同前

一同年代美作真島郡高田之城主ハ三浦能登守貞広

右同前

(中略)

一私祖父渡部源右衛門尚廣ハ和泉ニハ從弟、三浦能

登守親父ニ奉公仕、愚父一藏之時病死仕ト祖母語

伝申候

○貞広の通称は才郎(道祖五郎)、次郎が知られているが、

三村元親が尾形守と改名したように、最末期に龍登守と

称するか。

九月三日

中尾四郎兵衛殿

まいる

誠明 (花押)

永祿七年 (一五六四)

尼子義久、倉敷江見氏を通じ、高田衆の働き次第で三浦道祖五郎 (才五郎、貞広) の備圍を認めるとする

尼子義久書状 (切紙) 石見牧家文書

江見伊豆守殿

森田大藏丞殿

岡山県史「家わけ史料」

義久

小坂田但馬守殿

追而申候、去年以湯淺、久盛被仰越候キ高田之儀、何分ニ是計略肝要候、幸三浦人林、爰許在身之儀候間、彼方於入眼等、即奉土可成、則半山右京亮軍、起別家可履行候条、不可有違儀候、於旨趣者急度示給、從是是可申候、猶相含口上候、恐々謹言

一月九日

江見伊豆守殿

森田大藏丞殿

小坂田但馬守殿

義久 (花押)

○封紙は東大印封紙影写本で補った。

江見久資他五名通書講文 (原紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻増補号一

就道祖五郎殿御進鉢之儀、御懇状得其意候、湊分業へ申理、被成御上圍覺候、氣遣可仕候、以相調上、向後互入魂可被申、此段偽者、日本國中大小神祇・八幡大菩薩・天満天神、殊者氏神可蒙御罰者也、仍請文状如件

田中信濃守
誠口 (花押)
井上右兵衛尉
誠清 (花押)
森田大藏丞
尚盛 (花押)
野口与一兵衛尉
誠次 (花押)
小坂田但馬守
實勝 (花押)
江見伊豆守
久資 (花押)
連署

卯月五日

誠口 (花押)

井上右兵衛尉

誠清 (花押)

森田大藏丞

尚盛 (花押)

野口与一兵衛尉

誠次 (花押)

小坂田但馬守

實勝 (花押)

江見伊豆守

久資 (花押)

連署

○礼紙は現状では断簡となっており、うち差出部分「江見伊豆守 久資 (花押)」は本紙の奥に、ウハ書部分には本紙の向に置かれている。

三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその後、宇喜多直家に迎えられその室となるとい

作州高田城主実書 下巻文書

『久世町史』資料編 第一卷

永祿八年十二月二日金田ハ三浦ノヒクハシニテ候、共心誓らせ申候、其時、備前中納言殿御代節大方ハ貞勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後直家ノ御代ニ御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也

○貞勝の室はのち直家に迎えられその室となり、秀家を生む。実名は「太方」(鮮)「福」ふくとされるが、いづれも誤り。四徳院の院号のみが伝わる。

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世系 系三浦貞勝

貞勝 号添九郎、後改遠江守 (中略、總干二、法名称名院殿真月宗金

作陽誌 真島郡寺院部 真泉寺 神村山神林寺

上人塚 在本堂東、開山田譽上人墓也、一説永祿八年高田城主三浦貞勝家臣兼田坂、神林寺上人者貞勝弟也、以其負 武殿 兼田常嫉之、至此切令「中山三郎兵衛者 謀殺之、是其罪也、未詳」孰是也、又去本堂西十二町有首塚、寺僧嘗張兵於加那女岐山、与篠岡城兵相戦、編徒死者百余級、瘞首骸於此、因名首塚

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

多くもたれに返す。

弘治三年（一五五七）
宇山誠明、西薬作の轉社で連立等を行う

作陽誌 真島郡社部 美甘庄 八幡宮

『新訂作陽誌』三

八幡宮 在美甘村、島井勝云、八幡宮島居大檀那

勝氏宇山右京亮眞明、代官一衣助兵衛并内郡十郎
右衛門、時弘治三年一月九日

草加部八幡宮棟札墨書銘

真島郡久世町大字草加部 郷社八幡神社所在

『岡山県史』続

○左に掲載 全長一尺三寸六分 幅二寸八分 厚五分 銅
先高五分 現在所在不明である

弘治四年・永祿元年（一五五八）か

牧右衛門尉等、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め襲回する。またこの時金田弘久が戦死するという

作州舊田城主墨書 工教文書

『久世町史』資料編 第一巻

永祿二年三月三浦貞勝飛騨ヲ責、大合戦候テ城ヲ渡シ退申候、其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉ヲ河内ニ御なし候

○『作陽誌』の三浦氏三世系図には、貞勝は一身孫九郎、後改姓江守とある。

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏三世

家系 三浦貞久

『新訂作陽誌』三

貞久（中略）永祿二年三月起兵、討宇山、大勝得利、宇山出走、此時三浦臣金田加賀於高田川口に戦死し之

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 高田川

『新訂作陽誌』三

城下有稻淵、高田村横部村界也、其下寺淵、古有禰利、因名、其下有土橋、長四十二間、其下町許有金田淵、金田加賀戦死地也、本江村大寮留川会于此、其下名下尻、神代川会于此

（表画）
（考）
宝治家先志 光遠人権巨野宇山右京助勝部誠明本頼平木奉行中門四郎衛之持弘治三年
成元元年 弘治元年 永祿元年 享徳元年 長祿元年 寛正元年 寛文元年 享和元年 元禄元年 天明元年 天保元年 文政元年 天保元年 弘化元年 嘉永元年 安政元年 文久元年 元治元年 明治元年 明治二年 明治三年 明治四年 明治五年 明治六年 明治七年 明治八年 明治九年 明治十年 明治十一年 明治十二年 明治十三年 明治十四年 明治十五年 明治十六年 明治十七年 明治十八年 明治十九年 明治二十年 明治二十一年 明治二十二年 明治二十三年 明治二十四年 明治二十五年 明治二十六年 明治二十七年 明治二十八年 明治二十九年 明治三十年 明治三十一年 明治三十二年 明治三十三年 明治三十四年 明治三十五年 明治三十六年 明治三十七年 明治三十八年 明治三十九年 明治四十年 明治四十一年 明治四十二年 明治四十三年 明治四十四年 明治四十五年 明治四十六年 明治四十七年 明治四十八年 明治四十九年 明治五十年 明治五十一年 明治五十二年 明治五十三年 明治五十四年 明治五十五年 明治五十六年 明治五十七年 明治五十八年 明治五十九年 明治六十年 明治六十一年 明治六十二年 明治六十三年 明治六十四年 明治六十五年 明治六十六年 明治六十七年 明治六十八年 明治六十九年 明治七十年 明治七十一年 明治七十二年 明治七十四年 明治七十六年 明治七十八年 明治八十年 明治八十二年 明治八十四年 明治八十六年 明治八十八年 明治九十年 明治九十二年 明治九十四年 明治九十六年 明治九十八年 明治九十九年 大正元年 大正二年 大正三年 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年 大正十一年 大正十二年 大正十三年 大正十四年 大正十五年 大正十六年 大正十七年 大正十八年 大正十九年 大正二十年 昭和元年 昭和二年 昭和三年 昭和四年 昭和五年 昭和六年 昭和七年 昭和八年 昭和九年 昭和十年 昭和十一年 昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年 昭和十九年 昭和二十年 昭和二十一年 昭和二十二年 昭和二十三年 昭和二十四年 昭和二十五年 昭和二十六年 昭和二十七年 昭和二十八年 昭和二十九年 昭和三十年 昭和三十一年 昭和三十二年 昭和三十三年 昭和三十四年 昭和三十五年 昭和三十六年 昭和三十七年 昭和三十八年 昭和三十九年 昭和四十年 昭和四十一年 昭和四十二年 昭和四十三年 昭和四十四年 昭和四十五年 昭和四十六年 昭和四十七年 昭和四十八年 昭和四十九年 昭和五十年 昭和五十一年 昭和五十二年 昭和五十三年 昭和五十四年 昭和五十五年 昭和五十六年 昭和五十七年 昭和五十八年 昭和五十九年 昭和六十年 昭和六十一年 昭和六十二年 昭和六十三年 昭和六十四年 昭和六十五年 昭和六十六年 昭和六十七年 昭和六十八年 昭和六十九年 昭和七十年 昭和七十一年 昭和七十二年 昭和七十四年 昭和七十六年 昭和七十八年 昭和八十年 昭和八十二年 昭和八十四年 昭和八十六年 昭和八十八年 昭和九十年 昭和九十二年 昭和九十四年 昭和九十六年 昭和九十八年 昭和九十九年 平成元年 平成二年 平成三年 平成四年 平成五年 平成六年 平成七年 平成八年 平成九年 平成十年 平成十一年 平成十二年 平成十三年 平成十四年 平成十五年 平成十六年 平成十七年 平成十八年 平成十九年 平成二十年 平成二十一年 平成二十二年 平成二十三年 平成二十四年 平成二十五年 平成二十六年 平成二十七年 平成二十八年 平成二十九年 平成三十年 平成三十一年 平成三十二年 平成三十三年 平成三十四年 平成三十五年 平成三十六年 平成三十七年 平成三十八年 平成三十九年 平成四十年 平成四十一年 平成四十二年 平成四十三年 平成四十四年 平成四十五年 平成四十六年 平成四十七年 平成四十八年 平成四十九年 平成五十年 平成五十一年 平成五十二年 平成五十三年 平成五十四年 平成五十五年 平成五十六年 平成五十七年 平成五十八年 平成五十九年 平成六十年 平成六十一年 平成六十二年 平成六十四年 平成六十六年 平成六十八年 平成七十年 平成七十二年 平成七十四年 平成七十六年 平成七十八年 平成八十年 平成八十二年 平成八十四年 平成八十六年 平成八十八年 平成九十年 平成九十二年 平成九十四年 平成九十六年 平成九十八年 平成九十九年 令和元年 令和二年 令和三年 令和四年 令和五年 令和六年 令和七年 令和八年 令和九年 令和十年 令和十一年 令和十二年 令和十三年 令和十四年 令和十五年 令和十六年 令和十七年 令和十八年 令和十九年 令和二十年 令和二十一年 令和二十二年 令和二十三年 令和二十四年 令和二十五年 令和二十六年 令和二十七年 令和二十八年 令和二十九年 令和三十年 令和三十一年 令和三十二年 令和三十三年 令和三十四年 令和三十五年 令和三十六年 令和三十七年 令和三十八年 令和三十九年 令和四十年 令和四十一年 令和四十二年 令和四十四年 令和四十六年 令和四十八年 令和五十年 令和五十二年 令和五十四年 令和五十六年 令和五十八年 令和六十年 令和六十二年 令和六十四年 令和六十六年 令和六十八年 令和七十年 令和七十二年 令和七十四年 令和七十六年 令和七十八年 令和八十年 令和八十二年 令和八十四年 令和八十六年 令和八十八年 令和九十年 令和九十二年 令和九十四年 令和九十六年 令和九十八年 令和九十九年

（裏画）
建立 当社西貴 武蔵長久 安穩請人快楽

（裏画） 建立 当社西貴 武蔵長久 安穩請人快楽

地、其下曰奈久止淵、備前往還之舟着次所

永祿四年（一五六二）

三村家親、西薬作へ侵入し真島郡月田口で交戦する

三村家親書状写 備前古文書 卷之三 津高郡小桑村又次郎所藏

東京大学史料館所蔵

尚以、為美美と銀子一枚進之候、以上

今度作孫月田於御頭之合戦、別而之手候、於鐘下

大公久助被討捕、刺左足之被太刀疵候、重々粉骨之

至、無比類候、仍太刀一腰進之候、向後尚以、可被

勵戦功事肝要候、難竹并宗左衛門可申述候、恐々謹言

永祿四年

六月七日

美川右京亮殿

家親（花押影）

永祿六年（一五六六）

宇山誠明、中尾四郎兵衛へ美作西六郡の商人間に命じてることを約束し、通路の確保を命じる

宇山誠明書状（折紙） 美作中尾書

『久世町史』資料編 第一巻

作州西六郡商人間之儀、御旨前以御本意上可被仰付

旨御意候、然る通路等之儀馳走肝要候、恐々謹言

永祿六年 宇山右京亮

天文二〇年（一五五一）

太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める

証如上人日記 天文二年（一五五一）十月条

『石山本願寺日記』下巻

十五日 尼子民部少輔至美作令出張之間、以直札、太刀（出典不明）・馬代（取次）遣之、为使僧対馬内兵部親、身芳拳軒越之、△尼子式部少輔（出典不明）、以直書・太刀（出典不明）、上下五貫計、馬代金十兩、△同子孫四郎へ、太刀・馬代、梅築三郎遣之、△大河原孫三郎へ、太刀・馬代、此八、尼子少輔、△壁葺七郎兵衛へ、太刀・馬代、△大石三郎衛門へ、太刀・馬代、△立原一郎衛門へ、太刀・馬代、△深田四郎左衛門へ、太刀・馬代、△此奥六人へ為馬代、金十兩出之、△又自然之用心ニ金五兩半半持之、太刀にも余慶持之、使僧明朝可立分也、此次ニ（下文中断）

作州高田城主書巻 下教文書

『久世町史』資料編 第一巻

三番目八真向卜子私屋ノ城主

尼子晴久、三浦才五郎（貞広）の知行を安堵する

尼子誠久・牛尾幸清通書書状 意影 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特号之一

三浦才五郎

才五郎殿家之儀、今度取扱之姿、弓矢八幡（後）照候候へ、不可有相違候、然上考、牧兵彼題目急度其行肝要候、最前神文牧兵衛之由候つれ共、弥晴久前為可申補、延引候キ、諸知行出入、既ニ加袖判、如所置調候、此上三牧兵於難決考、恐不可有其曲候、此等之趣可被仰達候、恐々謹言

十二月十六日

幸清（花押）
誠久（花押）

尼子式部少輔

牛尾遠江守

真向 大河原孫三郎殿御陣所 誠久

尼子晴久袖判尼子誠久・牛尾幸清通書知行書立 意

紙 石見牧家書

晴久（花押）

一高田荘并草賀郡村

一久世保

一大阪保額分

一真屋荘

一古見・田原御除因領

一赤野郷除上原分

一垂水郷除因領

一関・一色

一月田 除因領

一井原郷除因領

一美甘新荘・本荘除因領

右此旨高田衆へ可被仰達候、為向後、晴久袖判被仕候也

十二月十六日

牛尾遠江守
幸清（花押）

尼子式部少輔

誠久（花押）

大河原孫三郎殿

まいる

太河原貞尚書状 意影 石見牧家書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特号之一

太河原

真向 一

就御家之儀、晴久前之申補、既誠久以神文被申候上者、我々事、对才五郎殿申、日本国大小神祇、弓矢八幡（出典不明）御候へ、不可有別心候、恐々謹言

十二月廿一日 貞尚（花押）

天文二四年、弘治元年（一五五五）か

宇山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うという

作州高田城主書巻 下教文書

『久世町史』資料編 第一巻

弘治元年ニ化生寺ニ玉雲野御ニイラ作、三浦不入飛騨守候様ニ建立ニテ候へ共

○同定書之年次多くは、他史料との比較から一年のずれがあると思われる、よつてひとと手こに収め、以下の

三浦貞久盛状考 下河内牧家文書

『久世野史』資料編 第一卷

今度吾部「吾兵衛尉御粉骨致討死候事、忠節無比類候、然亦當知行代官所与力等候儀聊以相進、如前々可申付候、当可矢於開通者別而可加褒美者也、仍面下知知件

天文十六

十月廿日

牧幸松殿

貞久判

天文一十七年(一五四八)

三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城も落すという

作州高田城主寛書 下牧文書

『久世野史』資料編補正料

天文十三年八月、雲州より尾山飛騨ト云人取出貞久ヲ賣大合戦候処、貞久者難城之内ニテ病死候致救候、其時分より尾山飛騨城主也

作陽誌 真島郡山田部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家

系三浦貞久

『新訂作陽誌』三

貞久 初号下野守、後改上野介(中略)、天文十七年九月十六日貞久病死、法名正法院殿月江良円(後略)

作陽誌 真島郡山田部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家

系三浦忠近

忠近 号美濃守、居麓城、天文年中与尼子晴久相戦、軍敗自殺

『新訂作陽誌』三

作陽誌 真島郡山田部 美庄 麓城

『新訂作陽誌』三

麓城 在麓村、天文年中城主三浦美濃守忠近、与尼子修理大夫晴久一戦而不克、城下有腹切石、相伝、忠近坐此自裁、人若触し石、則必懸心腹卒痛、餘此邑人立祠配享泉社、今無遺跡矣
○年未詳であるが前掲文書との関連からしばらくここに取める。麓城は真島氏美庄に所在する山城で、腹切石も河田地区に移転され現存する。

作陽誌 真島郡古蘇部 井原郷

柴田塚 在岩井谷村、柴田助丞者於本村浅井丸、与三浦美濃守相戦而死、柴田及其党六人之墓也

『新訂作陽誌』三

○年未詳であるが、前掲文書との関連からしばらくここに取める。

作陽誌 真島郡山田部 高田郷 大料城

『新訂作陽誌』三

大料城 山東面属本江村、山西面属神代村、失

二城主姓名、山高百八間、半腹古遺傳、山上乏水、山南少下名伯耆丸、居民言、伯州尼子兵陣此、又大料山西有備後嶽、備後兵屯聚大料山、龍有古墳、嘗察城兵地也

作陽誌 真島郡山田部 高田郷 陣山

『新訂作陽誌』三

陣山 在高田川西、此山北組村、東横部村、南本江村、尼子兵方攻高田城、陣于此山上、有一屯跡

○尼子氏の在陣はこの時か、しばらくここに取める。

高田城下の妙円寺が再興されるという

作陽誌 真島郡寺院部 金原山妙円寺

『新訂作陽誌』三

金原山妙円寺者在高田村、去府七里、天文十七年戊申法性院日能再興焉、開基不詳矣

天文一十八年(一五四九)

三浦貞久の子駒徳丸、没する

作陽誌 真島郡山田部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家 系三浦貞久子駒徳丸

駒徳丸 天文十八年三月廿日早世、歳七歳、法名源

『新訂作陽誌』三

秀童子

天文二年(一五四四)

尼子國久父子等、高田城等を攻めるといふ

安国軍策 卷第一 尼子紀伊守隆定之諸軍

〔改定古語彙〕第七冊 通敵類

同年十月初旬 尼子紀伊守・嫡子式部大輔・次男左

衛門大夫 備作ノ城ヲ陥ント請 請久則河添美作守・

森脇其門守二人ヲ相加五子余騎 備後ノ国へ打越小

早川正平力城ヲ囲 正平於鶴巣川、為一揆難被害、

家人婦嫡子又鶴丸ヲ取立城堅固ニ守ケル、賣手モ攻

アケミケルカ差捨て通り、頼テ奴田表へ陣替シ高野

山久代カ人質ヲ捕 同十一月美作ノ国へ打越 浦上

カ勢ヲ入置タル高田・篠吹・伊王山等ニケ城ヲ陥

出雲へ帰陣シタリ

天文一四年(一五四五)

三浦貞久、中蔵山円融寺を再興する。また王子権現

社に社田を寄付するといふ

作陽誌 大蔵郡寺院部 天京宗 中蔵山円融寺

〔新訂作陽誌〕三

当寺者在「上河内村」、去「府四里半」、与「王子権現社

」共永観帝所「建也」、初号「別當寺」、天文十四年春

三浦下野守貞久再興焉事在「棟勝」

作陽誌 大蔵郡神社部 河内庄 王子権現社

〔新訂作陽誌〕三

王子権現社 在「上河内西谷村」、相伝、円融院敷萬

国司依勸勤請熊野社於「河内庄」、所謂本宮、新

宮下河内、西村・那智上河内、是也、天文年中三浦貞久寄二

附社田、到「宇喜多黄門」而没絶矣

この頃か

權原広峰社の權原に高田城下の下市場・且の住人か

見える

權原村付帳 肥前守文書

一西ミまさか内たかた

しもいらはこもう殿

たんこんや

孫二郎

○本帳は權原田広峰御師による天文中期前後の惣帳、

もいちは「下市場」(たか)はそれぞれ高田城下

東方の肥前原御地と向城傳蔵の元状付地上に遺称地が

ある、後者からは、且坂方面に伸びる城下町の基調が窺

われる。

〔肥路中史〕三

家兵器、銘騎「且忠光」者也、且者地名、在「勝山

麓」

天文一五年(一五四六)

代官舟津國之、見明戸村八幡宮を再建する

作陽誌 真島郡神社部 建部庄 八幡宮

八幡宮 在「見明戸村」、祭神三座、当社及金山権現

社「見明戸」之氏神也、梁勝曰「見明戸村八幡宮建立、

文明五年四月十九日、本願平助守、又曰、奉建立

八幡宮、天文十五年十月六日初、同十一月十三日

成就、代官舟津新左衛門尉國之

○新左衛門尉の表名「國之」は三浦貞國の偏諱によるか、

高田城下に大雲寺が開山されるといふ

作陽誌 真島郡寺院部 真宗 大雲寺

大雲寺者在「高田村」、去「府七里」、開基為「敦伝」、

至「当任安立」六代

○寺伝では天文十五年(一五四六)の開山とされる。

天文一六年(一五四七)

牧曾兵衛尉、備中國皆部で討死する。三浦貞久、牧

幸松にその跡職を安堵する

〔新訂作陽誌〕三

〔新訂作陽誌〕三

〔新訂作陽誌〕三

末本名之事諸役免許扶持仕候、弥口節奉公肝要
□□也、仍前狀如件

天文六

七月朔日

牧督兵衛尉殿

貞久判

三浦貞久歿免状等

『久世町史』資料編 第一卷

石井次郎左衛門・同与三郎・同太刀・同助五郎・松
岡勝次、此者其面々仕書仕候間、如前々返付候、然
而松岡次兵衛一人事者面々為与方引廻候、此上候
て違乱仕候者我々存問敷候、面々可相付候者也
仍而為後日如件

天文六

七月朔日

牧督兵衛尉殿

貞久判

天文九年(一五四〇)

三浦次郎、岩屋城に抛り山下で合戦する

陶隆房・同隆満・青景隆者遺書書状(切紙之)

『久世町史』資料編 第一卷

三浦上野介殿御宿所

陰房

急度申候、播州其國確執之儀、不可然候之間、至
彼國者以觀音寺被申付候、互御存分難在之、此御事、
有御慮忌、被和殿候者、肝要之通、以直札、始中終

被申候、对庄・三村茂可有助言之由、令申候、隨而
去比村上左京連令敵同意、既一城取候、雲州衆相共
雖出強、既時取懸、被追崩之由候、御勝利無比類候、
諸平人事、弥御誘不可有御油断候、不及申候、彼是
委細目合方勝守候、恐々謹言

六月八日

陰房

陰房(花押)

三浦上野介殿

御宿所

○次掲文書と関係するものと思へば、ここに収める

『大館當麻呂日記』の天文九年二月二十七日条によれば、

赤松左京亮(晴政)からの正月二十六日の書状に「分
園事、尼子方へ御口人之趣、云々」と傳へていらる。

赤松晴政書状(切紙)

『久世町史』資料編 第一卷

三浦次郎殿

去十三日、於岩屋山下被及合戦、始兩条治部敷多被
討取由候、骸肝被候、春以來家簡被相候、粉骨不及
是非候、仍枚右衛門尉、四郎討死仕候由候、從最前
馳走仕候処、如此候、不便候、旁自是別而可令申候、
弥調略可然候、尚浦上可申候、恐々謹言

十一月廿七日

三浦次郎殿

晴政(花押)

天文一〇年(一五四一)

三浦茂候、美作國へ出勢した尼子氏に敗北する

岩屋寺快日日記 岩屋寺貞盛

『山形尼子史料集』上巻

一觀音堂ノ厨子唐様、天文拾年辛丑五月三日ニ指圖
始候、番匠同京ノ神左衛門尉、公方様之頭領ナリ、
同助兵衛尉、当所大工井本六郎左衛門尉并掃万井
九郎兵衛、惣番匠衆十人、又遠助勝九郎、仏壇
厨子達候、院主快日敬白、此砌、作州篠尾中村殿
没落、追討八百人、築田ノ城三浦殿落去、大勢被
討畢、アサ井ノエキ殿大勢被討畢、尼子民部様、
如此御高名、同龜井殿・河本殿ナリ

三浦貞久、牧督兵衛尉に赤野郷の内を宛行つ

三浦貞久知行宛行状等

『久世町史』資料編 第一卷

赤野郷之事、諸給人・社家・寺庵差除、諸役免許ニ
扶持仕候、以此旨弥忠節奉公可仕事簡要也、仍前狀
如件

天文拾年

七月一日

牧督兵衛尉殿

貞久判

一上方之儀、色々難説申候へ共、御寺家無事ニ御座候由申候、千方目出存候、御氣遣奉察候

一当国事、ニツわかり候て只今取相可為必定候、如何ニ可成行候哉、子細重可申入候、無事ニて御公用等奔走申度候、御近念奉頼候、與々以誓文如申候、於心中聊不存如在候、此禮可然様、上々へ預御披露候者可畏入候、将又、若衆殿別格可令申候へ共、無指儀候間、不申候、御言伝之由、能々申度候、恐々謹言

六月廿三日
因経(花押)

東寺
公文殿

御宿所

新見國經書状(切紙) 東寺貞合文書 七函三九

『岡山県史』家わけ引存

去八月晦日之御状、同十七日、二到来、拜見申候、仍御請取下給候、目出存候、路次物惣候へ共、かきはや中間五郎二郎と申あき人、只今陸上候間、御公用ニ漆指中桶六ツ武士貫文之分ニ上申候、三ツ者去年久、三ツ者当年分ニ御請取を給候者目出可畏入候、宗見之儀無是非候、被跡つき之事、委細心得申候

一当年者助格早々上申候処、いまた無沙汰申候、去年分も路次物惣ニ而いまた不上申候、曲事迷惑仕候、此者舟便宜急候間、重而以好便通之、不可有

無沙汰候

一京都大乱候処、御寺中無何事無御座候、目出珍重候

一孫三郎子共かたへ、御意之趣申聞候、畏入候之由申候、重而以誓状、可申之由申候

一年預様へも御報申上候、可預御意儀傳候

一因之事今まて、若無事候、雖然大略可為物念候、重而可申候

一尼子方為合力、作州表へ于今番衆立置候、大儀不及申候

一尼子方者備後山内へ出陣候、于今在陣候へく候、年内開陳あるへく候哉、威勢無申計候、恐々謹言

十一月十日
因経(花押)

東寺
公文殿

御返報

○次の新見國經書状(切紙、さ函三〇)は本文書の手紙、上部久

『天文二(癸巳)十二月
口日到来

東寺
公文殿

御宿所

新見備中守
因経

天文三年(一五三四)

三浦貞久、牧首兵衛尉に赤野郷の内なるを宛行つ

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第巻

赤野郷前々良程之時之給人悉相除候て、其相残分面々為給所遣候、全知行可仕者也、但奉行代官職之替地也、仍状如件

天文三年

七月廿一日

牧首兵衛尉殿

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一巻

開田・法界寺分之事、無相違扶持仕候間、全可致知行者也、仍而後日之ため如件

天文二

八月六日

牧首兵衛尉殿

貞久判

天文六年(一五三七)

三浦貞久、牧首兵衛尉に真島庄の内を宛行つ。また石井・松岡両氏に所領を返付する

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一巻

今度馳牛之相届候段申儀候、其付而於真島庄遣候

尼子経久、宇山氏に茅部・美甘新庄等を宛行つ

尼子経久宛行状 (切紙)

長府毛利家所蔵文書

『出雲尼子史料』上巻

今度遣任所之事

かやへ

美甘新庄

竹辺本庄・新庄

徳山

やふ松二口

恐々謹言

享禄五年

七月廿六日

宇山殿

経久 (花押)

新買領経、美作国での戦いが継続中と報じる

新買領経書状 (切紙)

東寺貞文書 ヤ酉二二

『岡山県史』家わけ史料

(前欠)

隠闘候、其分可被仰付候、具々漆桶者、少も先規

三不可有相違候、御不審有間敷候、聊尔者不可申

候

一当年此方虫損過分ニ申候、園中之儀候間、不可有

其儀候、我等も迷惑此事候

一作州取相、于今無一途候也、細々無便宜候、せうし

二て候、少歡氣候間、如何ニ申候哉、年預様へ

考 可然様御取合可畏入候、恐々謹言

九月廿二日

国経 (花押)

東寺

公文殿

御返報

三浦力孫五郎、中尾氏に日田郷代官職を命じる

三浦力孫五郎代官職補任状 (折紙)

『久世町史』資料編 第一巻

月田郷代官職之事申付託、於公事等ハ速可有取沙汰

者也、仍状如件

天文元

十月廿一日

中尾四郎兵衛殿

孫五郎 (花押)

○送着の孫五郎は法押から後の三浦貞久と考えられる。

天文二年 (二五三三)

三浦貞久、牧督兵衛尉に水巻保等の請役を免除する

三浦貞久知行宛行状写

『久世町史』資料編 第一巻

面々給所水巻保之内助近名、同開田・法界寺分両所

請役免許ニ一円未代扶持仕候者也

天文二

正月十三日

牧藤兵衛尉殿

貞久判

考

○同家文書の奥本では、本文は「仍面々給所如件と續く

尼子経久、新買氏等に高田城の在番を命じる

新買領経書状 (切紙)

東寺貞文書 ヤ酉二五

『岡山県史』家わけ史料

(重訂)

尚々当年、予今無首申候、更以非如在之儀候、

茲兼定可被寄年罷候、万せうし存候、目出重直

可申承候

当年者不得幸便、予今無首申、背本意存候、謹事

旧候、御慶重直目出存候、仍二十正任嘉例令進候、

誠表祝儀計候、去年漆小桶一運入候、公文所殿へ

も二十正并漆一桶令進之候、可然様御届所仰候

一御公用三十貫文九條にて、只今寺納申候、御年費方之

幣、漆其外少々用意仕候へ共、通路大事之由申候

間、一度二者不上申、重直以好使、可寺納申候、

去春より御公用可上申中心にて色々短足仕候へ共

京都・堺・摂州其外海上何方も物念、諸商人不上

下仕候間、乍存知罷過候、此申事、大師も照覽

候へ、非虚言候、当国も亦可参取相候、就作州之

儀、自尼子方合力之儀被申候、去年五月より今二

いたり、子共誓書ニ高田表ニ立置、大儀不上申候

伯州東半国与作州一国申合、尼子方ニ敵と成候

当国も人ニより敵一味候、然共又、尼子方運進三

成行候、先以可御心安候

之由、被仰出候也、仍執違如件

大水六

十一月十六日

亦致〔花押影〕
盛秀〔花押影〕

二浦殿

室町幕府奉行入道書奉書

木村家藏一色契子文書
『岡山県史研究』創刊号

取紙奉書紙

美作国久世係事、先年三浦依有申子細、一旦難被成

奉書、公用之儀、不及其沙汰、一向無普之条、任

慈悲照院殿并、法住院殿御判以下度々御成敗之旨、如

元被返付之旨等、早守先例、可被全領知之由、所被

仰下也、仍執違如件

大永六年十一月十六日

散位〔花押影〕
右衛門尉〔花押影〕

一色七郎殿

この頃か

三浦貞国、子忠貞久の疾病平癒にあたり熊野三所權
現社に社領を寄進するといふ

作藤誌

高島郡社部 高田庄 熊野三所権現社

熊野三所権現社、在高田村、(中略)古昔社領若

干、嘗三浦下野守貞久病、瘡瘡、命且危、父貞

国曼之、致懇祈於当社、感瑞多端終得脱

苦厄、此時加社領百石

享祿二年(一五二九)

金田弘久、真島郡草加部村八幡宮に鑿口を寄進する

草加部八幡宮鑿口銘 真庭郡久世町大字草加部八幡宮

所在

『岡山県金石史』

(悉) 草加部八幡宮御宝前 願主金田加加弘久卯年

(癸) 享祿三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

享祿五年・天文元年(一五三二)

尼子經久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定を

いう

新島國経書状 句影

東寺貞合書 三四一五四

尚々御公物、今少も奔走申中候処、作州三

浦方へ尼子方四五日中可取懸候合力之儀被申候、

さ様之事、殊外短足にて無其儀候、於心中聊

不存如在候、此趣可然様々々へ御申奉願存候、

京都無為之由承候間、目出存候

以好便一筆令申候、仍去三月十日比候哉、風早中間

五郎次郎罷上候間、以書状申入候、其時御公用以公幣、

湊、三十貫文之公進納申候、船便官候へて、つらしま

辺ニ逗留仕候つる由伝説ニ申候、何比京着候つる哉、

延引候て無御心元存候、只今御公用、漆指中桶三、

中折紙三千束・小楮一束、十五貫文之分ニ奉納申候、

惣雲庵可被届申候、臣下一郎三郎と申す者、荷物者

渡候、若慈雲庵他行なとの事候者、栗屋道正四郎左

衛門尉ニ荷物可渡之由申付候間、可有御尊儀、此外

納紙園節料十束五帖、納漆指中一桶、只今同渡候、

可有御請取候、一升桶者、また無用意にて候間、重

而可上申候、恐々謹言

五月十四日

東寺 公文殿 御宿所

『園経(花押)』

三浦貞国没し、三浦貞久が家督を継ぐといふ

作藤誌 真島郡川部 高田庄 大塚山城 三浦氏十二世

家系 三浦貞国

貞国 号駿河守、天文元年七月九日卒、法名治慈

光寺殿伯々良親

作州高田城主實書 下救文書

『久世町史』資料編 第一卷

同三年より天文十三年迄三浦貞久城主也、右貞久ハ

貞国之子忠也、一男ハヤキ国トテタジメ殿ムコニナ

リ、則タジメヲ御取候

○おき国は作藤誌に「異国 次郎、碓丹市原と

ある。

三浦貞國書状 飯尾文春

『吉備地方文化研究』第十七号

一、
飯尾近江守殿 貞國 三浦次郎

御返報

古呂々毘村当公用千疋分、養上儀、但さいふにて候相残、追々可申付候。尚同名事者可申候、恐々謹言

十月六日

貞國(花押)

飯尾近江守殿

御宿所

三浦力忠広書状 飯尾文春

『吉備地方文化研究』第十七号

將又之少之至候へ共、帖之すし五十、江州樓へ令遣覺候。可被御心得候。御口へ卅進入候、誠左違候へ共、路次大儀候条、非本意候、猶桑々弥右衛門方可被申候。万事御心得、奉還候外無他候

御公用之事、当年分千疋京進申候。加増之事承知仰候。連々如申入候。在所未備作候。来年より少々致加増、可京納候。於御不審者、御上使可給候。干要者心中無如在候

一若代分之内小中・長谷之事、自去年お入、只今さうらん半候。彼方申事ニハ若代村之内たる上者、飯尾殿御知行いわれす候。殊若代村、去年より中村新兵衛と申者、本領候として中知行仕候。就其

此方もおさへし候。古呂々比村若代村御知行之由、承及候条、いつの時代より小中名・長谷名計

御知行候哉、ふしん千方候。不存子細候へ共、御もんたうニなり候は、若代村一向ニ御手ニ可入候歟。あはれ御起しよの案文下給候者、御理運ニ可申達候。何も近度便宜ニ御奉書可成候。奉期候、恐々謹言

十一月十日

忠広(花押)

野村彦三郎殿

御宿所

十一月十日

忠広(花押)

野村彦三郎殿

御宿所

三浦貞國書状 飯尾文春

『吉備地方文化研究』第十七号

一、
飯尾近江守殿 貞國 三浦次郎

御返報

古呂々毘村当公用千疋、運進申候。但割符候、以此旨宣旨申候。尚同名事者可申候、恐々謹言

十一月十七日

貞國(花押)

飯尾近江守殿

御宿所

大永六年(一五二六)

牧園儀 焼失した判物の証明を受ける

氏名未詳某紛失状写

下河内忍巻文書

『久世町史』資料編 第巻

感状覚

一高田庄牧村宗重名四分一之事

一神代ヶ一畝分之事

一波別之内東分之事

一美甘新庄村之内今井名之事

一関郷之内切符之事

一久世惣領分之内切口銭五貫文之事

一牧村宗重名一總之口田式反之事但久世領根原式貫文之替地也

一井原郷之内魚住分之事

一葦原村之内社田名之事

以上

右此桑被代々之判形之事、大永六年丙戌八月廿六日

三權上玉持坊三預置候旭ニ火事ニ而此支証悉焼失候

間、重南牧藤左衛門殿國信仁判形宛行託、以此旨無

相違未代可致知行者也、仍面状如件

大永六年

丙戌九月廿六日

○藤左衛門の表名 國信 は三浦貞國の編譯によるか。

三浦氏 幕府に久世保代官職を召し上げられる

室町幕府奉行入道書奉書写 木村家藏(色家古文書)

『岡山県史研究』例1号

一色七郎晴真申作州久世保事、先年依有被望申之字細、一旦難被成奉書、公用儀不及其沙汰、一向無音之条、任 慈願院院并法住院殿御判以下度々御成敗之旨、被返付晴真殿、早可被去渡之、更不可有違念

永正二年(一五一六)

三浦貞國 古呂々比村公用を違納する

三浦貞國書状 飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

(永正十三)

飯尾近江守殿

貞國

御宿所

尚々此在所事、近年一向ニ無正替儀候、悉百姓等遂逐寃候、然者所不作候、殊更境目事候間、毎度不忠儀なる事共出来候、条々申通、於御同心者、可為本望候、此上者更々無別儀候、次大切儀概給候、一段為心究候

御知行分古呂々比村之事承候、此在所之事、親之著時より至今、久抱置候処、昨今可被召放之由承候、迷惑候、雖前之公用牧大膳亮無沙汰之由承候、驚入之間、加相折儀候、所詮此在所之事、從当年我等ニ預給候者、違分可申付候、然者公用之儀、式千疋分可差上候、以此旨可申付候、將又若代村事承候、彼在所事者、赤松被官谷太郎左衛門尉と申者、于今知行仕候、此者方之儀者、一向不存候、尚使僧へ申条、欄兼候、恐々謹言

卯月廿一日

貞國(花押)

飯尾近江守殿

御返報

三浦貞國書状 飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

就御知行分古呂々比村儀、重而被成御書儀、迷惑仕候、其謂者、近年此在所之事、一向ニ無正替、茅所罷成候、雖然違分申付、如形京進候、成尚以加増仕、御同名大和守殿如時式千疋分、從当年、為我等殿重京者可申候、於御同心者、無御等閑給間、本望たるへ候、殊若代村事、守護へ知行仕候間、先規之儀者、可有相違候、於子細者、此使僧申候、恐々謹言

六月十日

貞國(花押)

飯尾近江守殿

御返報

三浦貞國カ、備中新見庄の内紛を仲裁する

新見國經書状(切形)

東寺貞文書 中兩六七

一(口)ノ道

『關山県史』家わけ史料

東寺公文殿 御宿所

新見藏人

尚々、此方之儀、去年中、去春より無為候間

國經

御公用等無沙汰曲事之由、年預さまより又三郎入道かたへ被仰候、如何様之仁轉、さ儀候、聊尔申候哉、去七月まで、領家、富田近所候、相城申付、日夜困方取相候、其改者三浦方調法候て、多治部徳光以下と八和与仕候へとも、于今困方衆望望之子細共候て、取相事候、其かくれあるましく候、少もいつはりハ申ましく候

去二日此方之儀付、而態注進申候、定參着候哉、困方より知行所々へ色々申事候間、于今取相分候、然其領家方者不作之在所多數候へ共、自困方、只今手を入候儀なく候、先日書状ニ委申候間、不能且相候、仍為御公用、式拾貫文分捺指申五種、志埒備三ツ、此使宣三寺納申候、去年之儀、未進過分ニ可被思食候へ共、困方へ可押領仕候段、以色々武略、相拘候事候、去年之事者、弟候三郎討死候式候間、爰元一向無正替成行候、去二日之書状ニ委申候、非如在候事候間、只今申分者、当毛之御請取、可被懸御意候、更我等奇事於左右、非申儀候、三願求さへ、于今不揚宅仕候替候間、可有御察候、將又、御年貢之深者重可申候、先御公用分之儀、實都二只今、深大切之由、宗見被申下候間、早々寺納申度候、而急候間、此分候、可然様御取合候て、御申春還候、爰元・困方競候ま、寺杜本所願大略押領仕候へ共、我等事、伯州堺目之儀候間、伯州・雲州衆申合、只今まで者困方へ不相調、取相候て、御領無相違候、おほしめしわかれ候者可畏入候由、御申肝要候、毎事重可令申候、恐々謹言

十月十七日

國經(花押)

東寺

公文殿

御宿所

三浦貞國 古呂々比村公用を違納する

藤源軒日録 延應二年(四九二)五月廿四日条

増補史料大成『藤源軒日録』四

自一彦龍（自彦龍）使者来云三浦兵庫助息聞鎌喝食、当寺参観事、自里可（自里可）自相公云云、若有御尋者御返答可（答可）預御意得、建仁基徳院佐藏主弟子也、与佐孤負而出（佐孤負而出）被会下、其父以之付一喝余、故云（云）爾云々、墨返答云、就御尋可（就御尋可）得、其意得（其意得）云々

○喝食とは解宗の小僧、未だ年寄草僧の状也。

藤源軒日録 延應二年(四九二)五月廿九日条

増補史料大成『藤源軒日録』四

早且刺頭鹿（早且刺頭鹿）相府、白疏文御銘（白疏文御銘）如（如）恒、伊勢次郎左衛門白次、業公曰、建仁喝食三浦兵庫助息事、可（可）預御意得、松木殿被（松木殿被）白（白）之云々

藤源軒日録 延應二年(四九二)七月廿七日条

増補史料大成『藤源軒日録』四

自功叔（自功叔）以結羅主云、周鎌喝食事彦龍小師也、付「賜予（賜予）云、撫育之者矣、身後之榮、以（以）故明日可令（令）掛搭、自然之儀可預意得云々、以前内々業室公被（室公被）白（白）子細可有（子細可有）之云々、予返答云、彼御喝食事彦龍存生之時内々承之、業公亦凡及此事、松木殿被（松木殿被）白（白）子細可有（子細可有）之云々

明応元年(一四九二)三

僧心月菩提 三浦の化生寺にありといふ

藤源軒日録 明応元年(四九二)七月六日条

増補史料大成『藤源軒日録』五

及薄暮、茂叔自惠林（茂叔自惠林）帰、心月宗寿院事尤本望由、院主被（院主被）白（白）依穰命、近日在作州三浦之化生寺、年内無余日、定年明者早々可有上落、其間御誕生疏等事者可（御誕生疏等事者可）弁云々

○惠林院・宗寿院いずれも相国寺の塔頭で、本寺は宗院主の遷定に關係する記事。

藤源軒日録 明応元年(四九二)正月廿五日条

増補史料大成『藤源軒日録』五

自作州化生寺返章、茂叔持（茂叔持）之来、崇寿塔主辞之

文龜元年(一五〇一)

三浦貞通、高田城主になつといふ

作州高田城主覽書 下杉牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

文龜元年より永正六年迄、

文龜年間(一五〇一～三)

三浦貞通、篠向城の山名右近亮を討つといふ

作隣誌 大庭藤山郎 大庭藤 篠向城

『新訂作隣誌』三

篠向城 (中略)、文龜年中、三浦駿河守貞通在、高

田城、兵威漸熾毎与山名右近亮相之面観、時右近亮居篠向、遂為所破而死、貞通遣福田・金田等、代而守焉（多）在、大庭藤

三浦貞通、荒廃した神林寺の堂宇を造営するといふ

室月房勅通曉書 作隣誌 真島郡寺院部 真言宗 神村山神林寺

『新訂作隣誌』三

応仁ノ乱、郡内凶惡之族、於弘闊有干戈之角、其後衆僧微力、難當修造、然処文龜之比、高田城主並朝臣三浦駿河守貞通付、沙門、投財産、御堂造營速成也

永正六年(一五〇九)

三浦貞通没し、貞國が家督を継ぐといふ

作隣誌 真島藤山郎 高田庄 大庭山城 三浦氏十二世 家系 三浦貞通

『新訂作隣誌』三

貞通 号駿河守 (中略)、永正六年卒、法名宝璣 寺殿徳岩良賢

作州高田城主覽書 下杉牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

三浦貞通ト云人、大永七年過草津、年迄之城主也

文安五年（一四四八）

この年の奉公衆御普帳に三浦近江守が見える

幕府御普帳

『大日本史文書』家わけ第七一 鎌川家文書之一

五番

在国衆

三浦近江守

○『群書類從』卷第百十二に『文安年中御普帳』として

同様の史料を取める。

この頃か

三浦真俊、真島郡柴原村にありといふ

作陽院

真島郡古跡部 高田庄 出羽屋敷

【新訂作陽院記】三

出羽屋敷 在柴原村、或名殿屋敷、三浦出羽守

真俊旧宅也、同所有、真俊墓、居民彼岸中元祭

之

作陽院

真島郡山川部 高田庄 大徳山城 三浦氏十三世

家系 三浦真俊

【新訂作陽院記】三

直俊 初号孫次郎、後改出羽守

○同家系には、直俊を三浦真明の弟、直連の叔父とする。

年未詳であるがしばらくここに取める。

文明十五年（一四八三）

三浦兵庫助、借銭を返済せず抵当の所領も押領する

政所賦銘引付

文明十五年（一四八三）

『軍町幕府引史稿集成』上

同前

一 矢部上高掃部勘定時、一八 廿五

三浦三郎方

於實券地作州三鴨四分三、即押置之、至借銭者于

今無沙汰云々

文明十九年・長享元年（一四八七）

三浦真連等、將軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ

出陣する

長享元年九月十二日常徳院殿様江州御勤座當時在陣

衆着到

【群書類從』卷第百十一

（前略）

五番

三浦駿河守真連

三浦總壽

（中略）

東山殿様紙俵人数

三浦兵庫介

長享二年（一四八八）

三浦真連、近隣荘園の代官職を喪失する

藤原軒日録

長享二年（一四八八）九月四日条

増補史料大成『藤原軒日録』三

湯郷公文職代官事、自一結城越後守方、以三

浦駿河守吹一嘘之、雖然自一此方一先約之由、寺家

返答云々

藤原軒日録 長享二年（一四八八）九月十一日条

増補史料大成『藤原軒日録』三

就作州建部見明儀代官職事、寺家返事之趣書二一

行、遣三浦駿河守方、渡之兆藏主、兼駿河守

返答也

長享三年（一四八九）

三浦真連、相国寺で職閉す

藤原軒日録 長享三年（一四八九）四月十三日条

増補史料大成『藤原軒日録』三

鹿苑半斎々々、大領左衛門佐殿・赤松出羽守殿・小

笠原備前入道殿・岩山守・三浦駿河守、其外数

衆、在様半齋願聞

延徳三年（一四九二）

三浦兵庫助息の喝食、相国寺に焼寺する

作陽誌 真島郡寺部 標宗 玉雲山化生寺

【新訂作陽誌】三

玉雲山化生寺者在高田村、去府七里、三浦下野、守貞宗創置、貞宗号化生寺殿長林道祐大居士、幼讀源治心和尚、為開山祖

作陽誌 真島郡寺部 標宗 玉雲山化生寺

【新訂作陽誌】三

鎮守 玉雲神現 玉雲者世所謂玉藏也、或号高田明神(中略)、相伝、善射射殺妖狐、而来狐精每為祟、以故其家世祠之、源賴俊戒、後妖初止、貞宗城勝山、建祠山上、為高田鎮守、城廢之後、移之化生寺境内
○本社は現在の玉雲山(真庭市勝山)。

作陽誌 真島郡寺部 高田庄 明見権現社

【新訂作陽誌】三

明見権現社 在如意山麓、為城郭鎮護之神、神紋為菊、社内有鐘二個、三浦貞宗納之、境内三百十歩、社林二段
○本社は現在の蓮日社(高庭市勝山)。

作陽誌 真島郡寺部 高田庄 八幡宮

【新訂作陽誌】三

八幡宮 在草加郡村、此村氏神也、故宮地在高田村常平、相伝三浦貞宗從駿河國(勅讀)之、神紋一手矢(中略)、祭祀九月十九日、境内九十六

歩、馬場長三千間、横二間、社林六段

○本八幡宮は現在の草加郡八幡社(真庭市草加)也。

応永年間(二三四〜四二七)か三浦貞宗 死去するといふ

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦貞宗

【新訂作陽誌】三

三浦貞宗 号下野守、領在州・備中之内、最暇二佛法、少参印諸佛、後号裏峯往来、建隨慶寺・化生寺、応永年中卒、法名化生寺殿長林道祐大居士、墳墓在高田東北横部村、居民到今春秋二時節(雪花燭燭、患瘧疾當病)者長折此多し歟

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 三浦氏墓

【新訂作陽誌】三

三浦氏墓 在横部村、而処大者三浦下野守貞宗、小者三浦武敏守兼連、居民春秋二時祭之、詳し見山川部大総山城下、附名小山者山北風組村、山南風組部村、上有古墳、亦為三浦家一、今無識者矣

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦兼連

【新訂作陽誌】三

兼連 号武敏守、横部村同父有墓

○化生寺(真庭市勝山)の境内に建つ貞宗の供養塔は明徳二年三月十七日に没したる。作陽誌(が)が據する以上に、三浦貞宗が美作國高田庄に所縁のあったこと、貞宗に行進という子息のあったことは間違いないが、同時代史料と在地の伝承上の關係は、今後調査を要する。

三浦貞宗以降の歴代

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系

【新訂作陽誌】三

行進 号遠江守、法名徳覺覺清
範進 号遠江守、法名水源寺殿博愛良仁
政盛 号下野守、法名玉峯宗秀
持理 号遠江守、法名宝泉寺殿兼頼頼宗
貞明 号遠江守、法名觀松殿兼頼宗

永享年間(一四二九〜四一)

この頃の奉公衆御書帳に三浦遠江守が見える

永享以来御書帳

【群書類誌】巻第百二十一

五番 三浦遠江守

明院殿へ行幸ナル、襖袂大臣諸家ノ御相、周章騒テ馳参ル、高中ノ官女上達御、徒歩ニテ逃フタメケバ、八座・七弁・五位・六位・大吏・外記、悉隨下席上ニ立進、禁中變化ノ有様ハ目モ不レ被、當事共也、厩床以來ハ天下武家ニ稱シ、世上モ少種ナリシニ、去年桶狭野ヲ起セシカ共討死セシカバ、咎無為ノ世ニ成ヌト憂合処ニ、俄ニ此乱出来ヌレバ、兎ニモ角ニモ治マラヌ世ノ中ト歎カヌ者コソ無カリケレ、將軍モ左兵衛督モ、師直・師泰統御者ト云共、防戦ニ及シ事迄テ恥辱ナルベシ、兵門前ニ防バ、御腹召ルベシトテ、小具足許ニテ閑リ返テ御座ケリ、師直・師泰、義勢ハ是マデナレ共、サスガ押寄ル事ハナク、徒ニ時ヲソ移シケル

○傍註等は『新編須賀市史』十代、中世IIに補記ス。

文和三年（一二三四）

三浦祐祐（眞宗）、美作國西高田庄内の寺領に替入、土佐國吉山庄内の私領を土佐坂江庵へ寄進する

三浦祐祐寄進状書 坂江寺文書

『新編須賀市史』十代、中世II

三浦下野公盛道祐寄進状書

右所領者、道祐軍代相伝之私領也、而為美作國西高田庄内甘波村並安名管、隈木代令寄進也、一親差提及道祐後遺遺、不遺私之様御計候者悦存候、但此内任先年寄附、拾貫文奉寄進坂江庵者也、若於進此

旨子孫者、可為不孝之仁候、為後証之状如件

文和三年二月晦日

妙範首座 御座へ

道祐 判

三浦下野守

貞治四年（一二六五）

三浦運、幕府から越後國奥山庄金山郷・堀沢条地頭職を沙汰付けるよつ命じられる

室町幕府引付頭人斯波義高書 三浦和田文書

三浦遠江前司行運代道玄申、越後國奥山庄内金山郷・同堀沢条地頭職事、道玄訴状副具如此、子細見

状、寄事於世上擾乱、堀沢條次郎去觀成已乘非分神妨云々、事東者甚不可然、早止被妨、沙汰付下地於道玄、可被全向後所務ノ状、依仰執達如件

貞治四年十月十四日 左近將監（花押）

上杉民部大輔入道殿

貞治七年、応安元年（一二六八）

三浦道誠（行運）、幕府から越後國奥山庄金山郷・堀沢条地頭職を沙汰付けるよつ命じられる

室町幕府引付頭人山名冬春書 三浦和田文書

三浦遠江入道々誠代志道申、越後國奥山庄内金山郷・同堀沢条地頭職事、重訴状、具書如此、度々被

仰之処、堀沢條次郎并金賣翁名譽種家監妨未休云々、招事料敷、不日止被妨、沙汰屋下地於志道、可被執進請取、使節不可有發意之状、依仰執達如件

応安元年十一月廿四日 中務大輔（花押）
上杉左近將監殿

永徳年中（一二八一—一二八二）

三浦眞宗、実峰良秀に帰依するといふ

作陽院 大原院寺院部 福宗 栴林山遺書等

『新訂作陽院記』三

当寺者在「上河内下村」、去府五里半、瑞景元作「隨慶」、或身「栴寺」、実峰良秀和尚開基、曹洞派下名利也、実峰者關東人、嗣「法峨山」、往「來於」美作・備中間、而道風大被「週道」、永徳年中三浦下野守眞宗在本州高田郡、佛峰德望、常參防傾心宗門、遂割落身長採林道社化生位寺之下。

実峰良秀禪師遺錄 卷之下 開示

『訓註曹洞宗禪遺錄』書中世編 第卷

示道祐居士

一人徳祐、一物作嘖、突大地為黄金、檀長河為酥酪、大用現前、諸塵脱落、妙円一片、内外空栗、蛟龍老兔秋容、清涼靈犀夜魄、正應歷時、汝如何攝案去、悲思量短、識情難測

○以下、美作国における貞宗寄進の寺社所伝も出する。

田、而時知精文出現之後、變先言之案、失陳尉之故、
賦也、且可注申寺家知行分限之由、於內談之座、仰
權掌之短、元弘已前僅一兩年之所務也、彼代官幾艘房
向背等家説、不知其故、動亂已後者、亦佐々木加
地近江前司濠防之間、不許付所積、仍地下事、敢無
才学云々、合戸又以下輩、不知行之案勿論、凡道
祐所進公職与等家所積附狀、更難對換、然則於
當經者、奇積等家懸望、任御下文、道祐一円知行不
可有相違、次寺家所進平氏狀實偽事、道祐雖申子
細、彼狀不及許容之状、見先段、此上註明無用也、
仍不及沙汰案者、下知如件

貞和 年七月十九日

貞和五年 (一二四九)

三浦行通、足利尊氏の曼敷を困んだ高師直のもとに
参る。

太平記 卷第七 御所開事

日本書紀文系大系 會紀三

去程三浴中ニハ、只今可有合戰、トテ周章立テ、
貞和五年八月十二日ノ宵ヨリ數万騎ノ兵上下ハ馳速
フ、馬ノ足音草摺ノ音、鳴休隙モ無リケリ、
先ニ系殿(參リケル)人々ニハ、吉良左京大夫演義・
同上總二郎満貞・石峯治太郎輔房・同左馬頭頼直・
石橋左衛門佐和義・子息治太郎輔真・尾張修理大
夫高桂・子息民部少輔氏經・舍弟左近大夫隆盛氏頼・
荒河三河守跡詮頼・細川刑部大輔頼春・同兵部大輔

頼氏・畠山大藏少輔直宗・上杉伊豆守重能・同左馬
助朝房・同彈正少弼朝貞・長井大膳大夫公秀・和田
越前守重茂・高佐守師秋・千秋三河左衛門大夫惟
範・大高伊予守重成・宋戸安芸守朝重・二階堂美濃
守行通・佐々木豊前次郎左衛門尉頼清・里見藏人義
宗・勝田能登守助清・狩野下野三郎・苑田美作守・
波多野下野守・同因幡守・榊澤小次郎・和久四郎左
衛門尉・吉野左衛門大夫利康・飯尾修理進人道・須
賀忠岐守清秀・秋山新藏人朝政・島津四郎左衛門尉
是等ヲ索トノ兵トシテ都合其勢七千餘騎、轄門ヲ固
テ扨タリ、執事師直ノ形加ル人々ニハ、山名
伊豆守時氏、今川五郎入道心省・同駿河守頼貞・吉
良左近大夫持賢貞経・大島殿岐守盛真・仁木左京大
夫頼春・舍弟越後守義長・同彈正少弼頼勝・桃井修
理亮義盛・畠山宮内少輔國頼・細河相模守清氏・土
岐刑部大輔頼康・同明覺次郎頼兼・同新藏人頼雄・
佐々木佐渡判官秀綱・同四郎左衛門尉秀定・同近江
四郎氏綱・佐々木大夫判官氏頼・舍弟四郎左衛門尉
直綱・同五郎左衛門尉定詮・同大原判官時親・千葉
介真胤・宇都宮三河入道・武田伊豆前司信氏・小笠
原兵庫助政長・逸見八郎信茂・大内民部大輔・結城
小太郎・梶原河内守・佐竹掃部助師義・同和泉守・
三浦通江守行通・同駿河次郎左衛門・大友豊前太郎
頼時・土肥美濃守高真・土屋備前守範遠・安保肥前
守忠真・小田伊賀守・田中下總三郎・伴野出羽守長
房・木村長門四郎・小幡左衛門尉・曾我左衛門尉・
海老名尾張六郎直直・大平出羽守義尚・栗原原下總

守清胤・二階堂山盛三郎行元・中条備前守秀長・伊
勢勘解由左衛門・設楽五郎兵衛尉・宇佐兼三河三郎・
清久左衛門次郎・草奈孫四郎・寺尾新藏人・厚東駿
河守・富樫介ヲ始トシテ、多田院御家人・常陸守氏・
甲斐源氏・高家ノ一族ハ申ニ及、畿内近國ノ兵
芳志愚願、我モノト馳寄聞、其勢無二程五万
餘騎、一条大路、今出河、転法輪、柳方辻・出雲路
河原ニ至ルマデ、無二邊ヲ打込タル
將軍是ニ驚カセ給ヒ、三条殿ハ使ヲ以テ彼ノ仰ケル
ハ、師直、師恭邊分ノ著修身ニ余テ忽主従ノ礼ヲ
乱ル、未代下ノ云事常備ニ絶タリ、此上ハ如何様
其ノ寄ル事モ可有、急走ヘ御渡候ヘ、一所ニテ安
否ヲ定メン、ト被ノ仰ケレバ、左兵衛督馳集タル兵
共ヲ石具シテ、將軍ノ御所、近衛軍洞院ヘソ御坐ケ
ル、此事ノ様ヲ見、不レ叶ト思ケン、初馳集タル
兵共、五騎十騎落失テ師直ノ手ニソ加リケル、サレ
バ衆徒ノ御一族、近習ノ輩無シ武忠ヲ存スル兵僅ニ
千騎ニモ不足ケリ、明レバ八月十三日ノ卯刻ニ、
武藏守師直・子息武藏五郎師直眞雲霧ノ兵ヲ相卒テ、
法成寺河原ニ打出テ、一手ニムズト押分テ、將軍ノ
御所ノ東北ヲ十重ニ七重三圍ミテ、三度時ノ揚タ
リケル、越後守師泰ハ七千餘騎ヲ引分テ、西南ノ小
路ヲ立ビ、揚手ニシコバ、四方ヨリ火ヲ懸テ燒
賣ニスベシト聞ヘシカバ、兵火ノ余烟巨レ連トテ、
其辺近郷相暴ノ者、長講堂・三至院ハ資財雜具ヲ
運ビ、僧俗男女東西ニ逃迷テ、内裏モ近ケレバ、軍
勢事ニ怯テ狼藉ヲモ可レ致トテ、俄ニ二體ヲ被レ、促持

隨兵

(中略)

後陣以右有上

(中略)

六 三浦遠江守

右殿

天龍寺供養日記

精進寮書

『新編須賀市史』古代・中世II

隨兵

(前略)

三浦遠江守行通

(中略)

天龍寺供養供奉人交名寫

東北大学日本史研究會保存書

隨兵

(前略)

三津下野入道

(中略)

貞和二年(二三四六)

三浦遠祐(貞崇亦、武藏國稱名幸雄掌之越後奥山荘内金山郷を奪う)

足利直義轉許状案 三浦和田文書

御判

『新編須賀市史』古代・中世II

三浦

三浦下野司貞兼法師法名代頼田与武州金沢称名寺雄掌持田相論 越後國奥山荘内金山郷事

右 就南方解状、石決内談之應託、相論之趣雖區、所詮当郷者、為元弘没収之地、道祐領之、稱本寺領、雄掌採給安堵之条、令依違之由、頼田依訴申之、於一方内談、依田左衛門有其沙汰、被源補津方之間、所糾決也、爰後地者、本主由井尼是心所領也、相副

永仁元年八月廿九日下知状、藤補兼女新中務權大、之間、同二年十一月廿日充給安堵御下文知行之案、兩方無論、而去建武四年六月十九日道祐拜領恩賞之隨一也、雄掌相領無罪之由、頼田訴申之、就元德三年九月六日平氏寄進状、寺家知行之間、建武二年十一月一日為信議入道行珍奉行、充給安堵之上、依道祐之訴、於津津方有其沙汰、於寺家者、重賜施行、至道祐者、可充給其替之由、同四年十一月十八日裁断託、今更不可依違之旨、雄掌陳之、先伺申子細之處、可論申之旨、今年六月十九日評議託、凡当郷者、時如亡妻平氏所領之条勿論、縱難為別相任之地、又先立時如雖早世、一頭難差別、元弘没収無異儀、寺家本知行之案、敢無公驗、為当寺領之由、被載建武安堵之条、令依違之由、頼田所申非無子細、仍先沙汰之次第仰行珍、召出建武三年記、託、如状者、尋問長井大藤權大夫広茂、佐野四郎左衛門尉實濃等之處、寺家所申無相違之旨、捧讀文之由、所見也、為没収之地者、隨依証人申詞、一如同記六者、或被付、勅裁之地於南禪寺、或被寄江間尼淨元寄附

之地信州伊賀良、越前山ノ由所見也、於勸

裁之地者、各別御沙汰也、至淨元寄附之地者、為庄内寺領之上、新給入承諾之由所見也、不足比量、次成敗御免之仁等分、被許寄附之案、後年別儀之大法也、於没収之地者、就後家女子行狀、新法已前之安堵不足信用、次同四年施行者、被遵行先日安堵之由所見也、雖稱裁断之上、理非不依安堵之案、定例也、仍同前、次如本所雄掌所誓正慶元年御下知状并時如同年請文等者、本主平氏者、元德三年死去之案顯然也、同三年九月六日寄附狀、謀作之条勿論、且当郷時如相任之案、証跡既分明也、寺領不實之案、不及御不審之由、道祐申之、被状者、覆下左近大夫兼運法師銘封也、當時現存之間、有疑殆之上、平氏者同三年十一月廿四日死去、崇觀已下親類禁忌之日限無其儀、宜被札尺之由、雄掌陳之、如下知状者、当郷年四十四貫文也、而地頭日女子元德三兩年對捍云々、如時如請文者、於元德二年分者、本主存主之時、敢并帶返抄託、至同三年時分者、可令資濟候、殘公家者、懸面々領主、可訴申云々、云時如判形、云寂運銘封、無指難難之間、於本主死去年限者、聊雖有了具、至下地者、寺家不知行之案明白也、道祐所難有其謂、而寺領者、自元非一円、有各別分領之案、見寄附状、寺家雖掌誤不於甲惣別分限數之由、雄掌雖違申之、如寄附状者、人々留申以候者、不違可有御計候云々、為一円寄附之地、本主被管之靈活計、可為寺恩之由所見也、隨而寺家雖掌、自建武主政一鄉補任訴訟託、敢不立除

曆応寺

備後國三谷西条地頭職事

右、為當寺造宮料所 奉書如件

曆応四年四月廿一日

〔新撰〕 權大納言源朝臣御判

曆応四年 (一三三四)

三浦連祐 (貞泰、曆応寺の地曳に加わり一荷を遣ふ)

天龍寺造宮料録

同年七月十三日

〔中略〕

國師取納芝土於平籠以行、出當前東向、持置之給、

是則為表開山之儀也

次將軍如前 次武衛同前

其後一荷同人運送之、公衆不同

僧衆分

一荷 臨川長老 等持院主 和元古

一荷 端照塔主 妙了都寺

俗家分

一荷 武藏守師直白直重 越後守師泰

一荷 婦部頭親秀 信濃入道行珍

一荷 阿波守和氏 伊与權守重成

一荷 南遠江守 大和權守重茂

一荷 三浦下野入道 宇都宮遠江入道

一荷 對馬守行重 引田妙玄

一荷 尾形權守

其後着本座、終行御時之後、開山以下真俗共以御出

真如寺仁和寺、上櫻云々

〔後略〕

康永二年 (一三三三、四)

三浦連祐 (貞泰、足利幕氏から職つを與せられる)

足利幕氏下文 三浦和田文書

〔新撰〕 康永二年十一月廿六日

〔花押〕

下 三浦下野守 法師

可令早領知越前國粟田島、越後國奥山庄内開郷・

飯江村・堰沢条・金山郷等事

右以人、為職功之實所先行也者、守先例、可致沙汰

之状如件

康永二年十一月廿六日

室町幕府執事高師直奉書 三浦和田文書

〔新撰〕 越後國奥山庄内堰沢条事、任去年十二月廿六日御下

文、可被沙汰付三浦下野入道々祐代官之状、依仰執

達如件

康永二年正月廿九日 武藏守 (花押)

上杉民部大輔殿

越後守藤代長尾景忠行渡状 三浦和田文書

〔新撰〕 越後國奥山庄内堰沢条地頭職事、任被仰下之旨、沙

汰付于三浦下野入道々祐代候訖、仍渡状如件

康永二年五月二日 景忠 (花押)

康永四年・貞和元年 (一三四五)

三浦連祐 (貞泰) の息行通、天龍寺供養に奉供する

圓太屋 康永四年八月二十九日条

〔新撰〕 康永四年八月二十九日条

〔前略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

師守記 康永四年八月二十九日条

〔新撰〕 康永四年八月二十九日条

〔前略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔中略〕

〔御本衆等召文にて候〕「候、是ハ御本許にて候へハ、悦入候へども、但始終」にして、鶴歌候てハ、一旦二可被捨取、八院」〔彼等地下猛勢衆にて候〕、当方ハ無案内の他國」〔一仰上裁許、如此令申候とて、毎度以強断口口難道行候、其上寺謀一味にて、先度未道行」〔百姓等二いたり候までも、皆〳〵引級所存之、一いつも不可申衆〳〵候、所詮御和談の道候へ、〕

氏名未詳某書状 金沢文庫院書林名寺文書 同時代印刷
教行布紙吉文書

去月十九日以妙義令進金口之正文四通候、定參着候歟、此法師未下向候、又今月九日文二房令上落候便宜、進懸状候、上落之間、委細令申候、此陣物いかにもして、年内療法信候、明春ハ可思立之旨相存候、存成等之責縁可被懸御着御案候。又金山よりも近日令責信候、如其状申候者、三浦下野入道可打入当郷之由、〔一〕荒段候と申候つるに、〔一〕當時京都沙汰之体、申下候了、付其候者、

曆応二年(二三九)
三浦道祐(貞忠、越後國奥山荘内金山郷での代官の
差違を停止される

室町幕府神佛方頭人奉書案 金沢文庫院書林名寺文書

『新編須賀町史』古代・中世II

同 奉行 雅臣
河内称名寺雜掌光信申、越後國奥山荘内金山郷地頭職事、重訴状、御具如此、子細見状、所詮捨縮縁念云々、所存何様事哉、甚無其調、早大見肥後彦五郎相共傳止三浦下野入道々祐代官濫放、沙汰付当郷於寺家雜掌、戴起請之詞、可被申左右之状、依仰執達如件
曆応二年十月廿日 敬位在判
佐々木加治近江權守殿 二方文章前前

曆応三年(一三四〇)
三浦道祐(貞忠、曆応寺木作始の儀につき行事所の
誓固を務める

天龍寺造營記録
同三年四月廿一日 天晴、木作始
当日早旦、院司邦雅朝臣來臨、先於龜山殿中門相待儀式、兼引屏機於三圃之地、午刻着此席上、召工宗重於屏機之外、可始木作之由命
先仏殿木作始、文延殿南北、工自東參向之後、經木裏方西、至木末七、兼勿取鉄尺量盡、長先持之授引頭、之々取之授大工、定寸方之点、左手持墨、置、經木面、至木本、南、如上定寸方出墨、次取兼一長尺之々、三度削木面、後抜初候木面、次引頭四人次第削之、長八人
同前

次僧重木作始、長式如先、料木一丈、
同前

次庫裏、同前、料木四
次山門、同前、木面同前
見物福業成市、僧衆群衆、以下法會、未刻事了、院司退出、任長謙重木不作始八十五、日記有其沙汰云々
院司
播磨守邦雅朝臣、兼車
主典代東市正景有
庁官左兵衛尉康経
已上於寺家不及有心之沙汰
召次則清泰清云々、任所望酒肴料自是行
工司
大工宗重、兼帶
引頭四人、各冠
長八人、布袋

已上十三人出列、列立隨後、酒肴料懸、子疋、内々下行、此外不与佛袂、依未歷功勞也
勲願之先例云々、進輩出仕事、雖申子細、不能許容、子細同前
武家奉行人不及出仕、院司參合之礼無骨之故也、但兼機行事所、同前、加警固引大幕、三人參候、不出、三浦下野入道、白井八郎左衛門尉宗明、外加、同前、等也
今日故先被寄寺領一所、繪後國二宮西条也

奉寄
武州奉 田忠成草 師英清書

建武四年（一三三三）

三浦道祐（貞宗、越後國奥山荘内金山郷を拝領するも武藏守名寺との相論に敗れる）

室町幕府付頭人細川和氏奉書案 金沢文庫保存姓名

寺文書

『新編須賀市史』古代・中世Ⅱ

『御衣書案』金山郷事

御衣書案 奉行 御大

金沢称名寺雜筆光信甲、越後國奥山荘内金山郷事、

重解伏如此、子細見状、三浦下野入道道祐帯後日御

下文、雖申子細、依念寺領、可充賜其替之旨御沙汰

畢、早任先日安堵状、止方々邊乱、可沙汰付下地於

雜筆、遵行之後亦有濫妨之訴者、重雖不依仰下、每

度加妨留、全寺家知行、載起請之詞、可注申子細

使節穩意者、可有其科之状、依仰款達如件

建武四年十一月五日

阿波守在判

高越後守殿

氏名未詳其書状 金沢文庫保存姓名寺文書 漢暦成八十

一 紙背文書

『新編須賀市史』古代・中世Ⅱ

「私を存候へ、又そつへの儀候ハす候、在候は

十口とも、きら／＼しからず候へハ、御心本な

く候、もし人々／＼も御心候へハ、別人にも仰

付候、当郷衆をおほせ付候へかしと存候、

愚身は、「」所詮御意にて候へく候

一 当郷を八人の給へりて候なんと申合候心「」

三浦下野入道、和田黒川二人、加地近江守も「」

内々所望申書聞にて候へハ、相構く真如「」

「」兩使の渡状をも御上候て、能やうに御はか「」

「」何事もまことしからぬことにて候へとも、御

用口候へく候、これにも當時当郷を寺家二知行

仕候ハ、なにさま近江守寺家へ渡候ハ、打

入「」打落一日押領之事、内々巧候よし、普聞

口是も心苦候、但愚身ハ怨ハ御寺僧衆の御口「」

「」当郷之狼藉の仁「」百方「」にても候へ「」を

「」き候て、事の体をもつり、打死をも仕て世体

「」なんきに候間、雖死仕候へきに「」寺のため

「」人きともは、かり入候へハ、仏具お口罷上候て

「」御寺にて雖死仕候へく候

一 近江守方より物をかい候使者、口さう／＼しか

「」ら口御寺下野、町買よくしつへく候はん仁、

「」此使口添候て、日記二まかせてかへせて給はり

候よし申口

一 膳廳方より罷下候し時、茶を給はりて候し間

「」口六室と茶を二種、近江守ニはたこふるいに

「」仕口おりふし諸勢野打聚て候し中に、茶「」

「」此六室四室を立て候へ、近江守をはして諸人

「」おもしろかり申候、其付候ハ、御寺の事「」

「」候しついでに、凡当御代ニ無双之事にお「」め

「」され候て、將軍大事と仰候様、長老の御口凡

「」御行住坐臥体、御行事のありさ口、一日一夜諸

「」人中にて、物物申て候「」さて八天下無双御寺

にて候也、さてこそ御大事口口口口給候らん

んと申合候

「」旁に御辛勞御痛敷事候、御延引良入候「」事も

「」承及候者、法勝寺三月廿日為類火口全灰上候、

「」仏法責候、返々残儀御事候口「」眼霧候者也

「」且被聞食候何ニ、御周章仰「」愚身も御上落の

「」御下ども候ハす、又当所事とも「」不可尽候之

「」間、已去月未可合參上之「」地下の様も打掃候

「」ても、跡事可有正体「」今夏ハ罷留候、大方

「」申当郷方方沙汰口「」百姓等訴訟事、何の僧御

「」下向候とも、懸口「」曲申談度存候、返々御為

「」貴寺、始終落居心」

一 当郷去年御年費用口事、先日又三郎「」如申入

「」候、百貫文ハ光接寺景前殿許合「」候、所残十

「」貫八百餘候しを京都口「」

「」可進士之候、次去年賣結解状、御寺へ可進「」

「」筑前府方へ合調進之候き、定参着「」御不著候

「」ハ、委細示給候者良入候

一 習士師去年賣事、廿六貫文進候云々、先にも如

「」申入候、雜筆科足の文、相極候き、「」京都相残

「」候も、令受用候ハ、可為何程候哉、口啓案内候

「」き、自国より結解状定合進上」

「」又被代官禪問状とて、愚身方へ光接「」被下

「」候、寺家へも合進見よかしと因「」候程三合進

「」覽之候、為得御意候

一 近日京都雜筆方より申たひて候ハ、八口重申成

「」候云々、今度ハ張本衆等召文にて候「」候、是

凡 例

- 一 本史料集は、中世から近世前半期に至る高田城関係史料を収録した。
- 一 収録にあたっては、既刊の刊行物から収集した史料を中心にした。また未刊であつても否とも思われるものは新たに翻刻・収録した。なお本史料集所収資料の検索・利用にあたっては多くを同史料編纂所公開用データベースに拠つている。
- 一 史料は原則的に科名を付して年代順に配列し、事件毎に綱文を付し、適宜解説を加えた。
- 一 史料の体裁はできるだけ原容等を参照しその雰囲気のまま再現に努めたが、改行はすべて省略せず、文書の年月日・差出の位置なども概ね統一した。
- 一 史料本文の字体は、原則として常用漢字を用い、異体字・略字・俗字・あて字については一部を使用した。また案体かなは平かなで改めたが、格助詞のうち次の文字は原文書の体裁にこだわらず漢字を小さくして使用した。
- 一 者は江(一)(二)(三)茂(也) 身(也)
- 一 而(一)越(也) 而(二)のみ
- 一 史料中の句読点は引用史料集の体裁にこだわらず全滅点(一)に統一し、適宜列点(一)を付した。
- 一 開字・平出は原文書又は引用史料集の体裁を尊重した。
- 一 開字・閉記は右肩に正字を(一)で示し、意味不明の場合には(マ)で示し、疑念が興る場合には(カ)を加えた。脱字は(一)脱、衍字は(一)と注記した。

- 一 史料の理解を助けるため、欄外に付した傍文には○を付し、地名・人名・年号・語句の説明は(一)で、或いは(一)カで注記した。
- 一 収録にあたっては、とりもたずて原本または写写等を参照し、本文にある採訂訂正は、特に必要とする場合には、原則として左側に(一)で示し訂正字がある場合には、右側に記した。抹消など文字が判読できない場合は(一)で示した。
- 一 虫損・破損等について文字の判読し難い箇所や、文字数のわかるものは□□で示し、わからないものは(一)で示した。
- 一 朱書の箇所及び裏書・奥書・端書・後筆・付紙裏紙を含むた葉状の奥封・端封のウ(ハ)書などは「」を付し、その頁右肩に(一)で注記した。
- 一 原本に花押・押印がある場合は「花押」花押影「宋」印」で表記した。筆で印・判・花押と記している場合はそのまゝ印・判・花押と記した。
- 一 前近代の社会は、身分制にもつづく支配が行われ、社会の様々な場面において厳しい差別が存在していた。そのため当時の史料中には差別的な用語が記されていることがある。本史料集では、差別や被差別民の生活の実態について、科学的な歴史認識を進め、差別を根絶する立場から、それらを原文のまま掲載した。但し差別的助長につながるりかねない固有名称については「(一)で示し、あるいは、記載を差控えた場合もある。
- 一 本史料集の編纂は、森 俊弘が担当した。

主要参考文献

- 久世町史資料編纂委員会編『久世町史資料編 第一巻 福井県史料 久世町野原系』二〇〇四 福井資料の多くは本書に依拠している。巻末に詳細な参考文献一覧を掲載しているのを参照された。
- 森 俊弘編『陸奥野原史料集』福井書店 一九八九
- 福田豊彦『室町幕府と國人一揆』青井弘文館 一九九五
- 原野雅治『前田喜実所蔵『飯尾文書』所収の美作三浦氏関係文書』『高田地方文化研究』一七 二〇〇七
- 横須賀市編『新編横須賀市史』資料編 古代・中世Ⅱ同市 二〇〇七
- 〇〇七
- 既田芳雄『中間地域における戦国期荘園の展開とその意味』『東寺園圃中国新史料』官新見園圃を事例に(一)『岡山朝日研究紀要』三〇 二〇〇九 のち『室町・戦国期備中国新見荘の研究』日本史料研究会編 二〇一〇 二に収録
- 森 俊弘『岡山城とその城下町の形成過程』『岡山地史研究』二八 二〇〇九
- 同 『中近世移行期草野氏に關する通史的見説をめぐって』『島取地城史研究』一五 二〇一〇
- 同 『中近世移行期の備前氏とその二門家』『倉敷の歴史』二四 二〇一四
- ※また、関連書や史料の検索・参照にあたり、東京大学史料編纂所データベースを利用した。



图2 高田城下地割图
 (大正时期。各道資料に基つて作成)

山城としての高田城は、この期間に含まれる正保二年（一六四五）までに廃城となり「古城」の状態であったことが確認できる。ただし、廃城年次や具体的な措置は、不明である。

これに先立ち、江戸幕府から元和の一國一城令が発せられているが、森氏が履行したのかは不明である。

確實などころでは、寛永十五年（一六三八）の平地居館の破却が数例知られるが、これも山城破却の事例まででは確認できない。今後の博捜による関係史料の発見に期待したい。

X X X X X

なお、近世後期、明和元年（一七六四）に三浦明次が三河から入部して以降の状況については、史料の悉皆的調査に至らず、紙幅の関係もあって今後の課題となった。

ちなみに、三浦家では、まず城下に長屋を建築して藩士を入れている。そして、翌々三年には、出丸（勝山）山頂に太鼓櫓を、翌四年には、城山（如意山）の西麗に大手門を築き、同七年には、藩庁の御殿を完成させている。

その後も、領民からの御用銀などにより、城山中腹の「小屋ヶ壇郭」に土塙を築造し、安政四年（一八五七）頃からは、領民による多数の「御城築御手伝人足」差上により、何らかの造成工事を続けている。これは例えば兵練場（訓練場。現二の丸グラウンド）の掘削の可能性が考えられる。

この兵練場は、入部当時の築城計画を示す絵図に、「二之丸」として記されているものである。しかし、結局は山上の城郭整備はほとんど実現していない。廃城直前の明治初年の時点で、城内の施設としては、小屋ヶ壇郭の土塙、兵練場の小嵐、出丸の守辰場（太鼓櫓）程度があるに過ぎなかった。

主要参考文献

- 森本清丸・勝山町史編集委員会編『勝山町史』前・後編 勝山町 一九七四、八二
牧 祥三『美作地侍戦国史考―岡山県・美作・真庭郡牧一族の史料に
 抛りつつ―』私家版 一九八七
角田 誠編『播磨利神城』城郭談話会 一九九三
長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館 二〇〇〇 など

※参考として高田城下の地割図を掲載しておく。

によって、まったく別の年代のものとなっているが、「隠岐守」が美作西郡の社役を安堵した史料も存在する。

隠岐守の子孫は、岡山藩士となった。同家の家伝によれば、隠岐守は、大坂の陣で籠城して戦死したとされる。嫡子の藤内は、秀家に奉公し、知行千石等を与えられて高田城を預り、「城代」となった。しかし、秀家没後は半人して、備前国の上道郡浦間村（岡山市東区浦間）に居住したと伝えている。事跡の混乱がみられるものの、服部氏と高田城との関係はこれによっても確認できる。

以上から、勘助と隠岐守は、おそらく同一人物で、播磨利神城から高田城に転じ、隠岐守の受領名を称したとみられる。時期的には、天正十六年（一五八八）の岡山築城開始を契機として、翌十七年に実施されたとみられるが、領国内の破城、支城整備に関連した措置である可能性が考えられる。

三 その後の高田城

宇喜多氏Ⅲ期（岡市丞・不破内匠カ・小瀬中務）

岡山藩士服部氏の家伝からは、慶長五年（一六〇〇）の宇喜多家没落まで、同氏が「城代」を続けたようにも受け取れる。しかし、文禄末年に原形が成立した宇喜多家の分限帳にも、隠岐守父子の名前は見えず、以降は不明の点が多い。

高田城の所在する高田村は、文禄四年（一五九五）以前から岡市丞という人物が給人となっている。

その後、慶長三年（一五九八）九月に、市丞の異父兄で宇喜多家重臣の戸川達安が、当主の秀家から「山内・高田近辺」五一〇〇石を預け置かれ、市丞も同年に「高田城領」として一〇〇〇石を増加されている。こうした所領の預け置きや、城領の増増は、時期的に、同年八月の豊臣秀吉死去に伴う領国防備の一環と考えられ、高田城にも何らかの改修

が加えられた可能性がある。

戸川達安は、同五年初頭に起こった、いわゆる「宇喜多騒動」を経て、他家へ蟄居となった。同年八月、関ヶ原合戦に先立ち、宇喜多秀家は、領国内の城に籠めた在番に対して、人質の差出を求めており、その内に「高田中務」として小瀬中務正による高田在番が確認できる。

このほか、正保期（一六四四〜七）前後に成立した「美作国古城之覚」（以下、「古城之覚」）には、天正年中から宇喜多氏の家臣「不破内匠」が高田城を抱えたとしている。ただし、他に拠るものがなく不明である。

小早川氏（木下齋之助）

宇喜多氏没落後の高田城について「古城之覚」は、慶長六年（一六〇一）から小早川秀秋の陪臣、木下齋之助が城を抱えたとする。「作陽誌」は小早川氏の支配期に「服部隠岐守・同勘介・木下齋之助等」が城を守ったとあるが、前二者は先にみたとおり誤りである。

秀秋は、同七年十月に急死したことから、その支配は二年で終わった。

森氏Ⅰ期（各務元峯）

慶長八年（一六〇三）二月、美作国は、森忠政に与えられた。「古城之覚」は、同八年から、各務四郎兵衛が城を抱えたとする。

四郎兵衛の実名は、元峯。津山藩森家の執権で、高田城下に多くの家臣「高田侍」を抱え支城支配を行ったが、同十三年に起こった家中騒動の責任を取って切腹した。

森氏Ⅱ期（大塚氏）

「古城之覚」は、慶長十四年（一六〇九）春以降は、大塚丹後とその子孫五代が、相次いで城を抱えたとする。

大塚氏は森家の重臣で、各務元峯没後の同十三年冬に執権となり、慶安二年（一六四九）夏まで大塚（森）丹後某、主膳三俊、丹後氏次の三代が同職にあった。以降、内膳某、監物氏重、左門可明と続き、可明は、延宝三年（一六七五）に森家を致仕し、退去している。

に「番所」があり、兵糧が備蓄されていたことが記されている。また別に、当事者である、香川家の子孫が記した軍記物語「安西軍策」には、「兵糧蔵」と「門」が見える。さらに、同書を増補した「陰徳記」には、加えて「三ノ曲輪ノ懸出ノ雷隠」と、「櫓」「櫓(櫓か)」の伴う「矢倉」が現れる。管見で城内施設の具体的な記事はこれだけである。

三浦貞広Ⅱ期 才五郎、次郎、能登守。

「覚書」は、難を逃れた「牧」が、当時備中にあつた三浦貞広を擁立し、元龜元年(一五七〇)七月に篠向城を攻略。十月に高田城を攻撃し「大合戦」となり、城を取つて貞広を入城させたとする。貞広の不在理由は不明である。

毛利勢の籠城するなか、備前の浦上宗景からの加勢を受け、十月五日に行われたというこの戦いは、同時代史料などから、永祿十二年であることが確実である。「覚書」と一年のずれがある。

以降、「覚書」は、貞広が「七年程」城主の後、備前の宇喜多直家が「芸州衆」へ高田城を渡すよう調停、十月に楢崎氏へ城を引き渡したとする。同時代史料では、三浦氏は、天正二年(一五七四)二月に端を免する浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、宗景に与している。その結果、同氏は、同年末から翌三年早々にかけて宇喜多勢、次いで毛利勢の攻撃を受けた。ついに九月十一日に高田城は落去し、貞広は直家の仲介で下城した。

ちなみに、長く通説となつていた、高田城が天正四年に落城したとする説の年次は、「覚書」に由来する元龜元年から起算したものであると考えられる。起点が永祿十二年となれば天正三年落城となり、同時代史料からの推定と一致することになる。こうした一年のずれは、おそらく「覚書」の筆者牧藤助が、自身の年齢を元に事件の年次を逆算した過程で生じたものと思われる。

毛利氏Ⅱ期(楢崎元兼)

以降、同城は、毛利方の拠点としてしばらく推移する。牧氏は、宇喜多氏に従い高田城を離れたため、「覚書」の記事は、楢崎氏の在城をわずかに伝えるのみである。

ただし、天正七年(一五七九)以降の宇喜多氏と毛利氏の対立にあつたは、毛利輝元、吉川元春、小早川隆景をはじめとした諸將が入城し、高田城を拠点に、美作平定に当たつたことが確認できる。

そして同十年の和睦ののち、翌十一年に始まる毛利・宇喜多領の国分け交渉にあつたは、高田城も引き渡しの対象となつていゝ。

宇喜多氏Ⅰ期(牧一覚)

「覚書」は、「直家」が楢崎元兼に、高田城を牧氏に渡せと命じ、牧氏は天正十三年(一五八五)三月に入城したとする。なお、巻末には、牧家信をはじめとした、在番者の交名を載せる。

直家を主体とするのは、同十年正月までに没していることから明らかな誤りである。しかし、牧氏の入城の年次は、先の例に従えば、前年の同十二年三月となる。これは、国分け交渉の一応の決着に添う、妥当な年次といえる。

なお、「覚書」には、三浦貞広の頃の状況という交名も収められており、双方を比較すると、高田城における城郭利用の規模縮小が窺われる。

宇喜多氏Ⅱ期(服部勘助(介)・隠岐守)

「覚書」は、その後、宇喜多秀家の時代に行われた「人直」によつて、「八鳥勘助」が高田城主に命じられたとし、ここで「覚書」の本文は隠筆されている。「八鳥勘助」は別に、「服部勘介」として、宇喜多氏が播磨の佐用郡を領國に編入するに伴い、利神城(兵庫県佐用町)で在番したことが知られている。

これらとは別に、「高田城主服部隠岐と申仁」が、篠向城主江原親次の家臣、中島本政に脇指を与えたとする史料がある。また、後年の付年号

市勝山)に、岡氏不入と宇山氏守護を祈願し、玉雲権現(玉藻前・九尾狐)の想像を倣立したとする。

こうした宇山氏の活動の背景には、天文二十三年(一五五四)十一月に新宮党が潰されたことによる、太河原・三浦氏の没落があったとも考えられる。弘治三年には、美甘八幡宮(同市美甘)、高田荘内の草加部八幡宮(同市草加部)で、久兼の一門宇山誠明による神社造立が行われていることから、現地支配は誠明が司っていたとみられる。

三浦貞勝 孫九郎、達江守。

「覚書」は、永祿二年(一五五七)三月、貞勝が宇山氏を攻撃し「大合戦」の末、高田城から立ち退かせて城主となったと記す。そして功績のあった牧右衛門尉に河内の受領名を名乗らせた。しかし同八年十二月に家臣の金田氏が翻心、備中三村氏と謀って貞勝に切腹させたとする。

二十二歳、称名院殿真月宗金。

「系図」では、貞広の前に配列するが、「覚書」は、特に兄弟の順を明記せず、貞広を特に「貞久御子」と記す。状況的には、貞広・貞勝の順である。また、貞勝の没年月日は、別に地元で伝えられる、永祿七年十二月十五日の可能性が高く、一年のずれがある。

この前後を通じて、貞広は、出雲尼子氏のものにあり、家臣の牧尚春も尼子方として活動している。このことから、貞勝は、金田弘久や・尚春の弟と伝わる牧河内ら、家中の反尼子派勢力に擁立された存在と考えられる。このように「覚書」は、牧河内・藤助父子の視点から記されているらしいことにも留意する必要がある。

三浦貞守・貞広Ⅱ期

貞守は、「系図」では、「貞盛」として貞久の末弟に位置付けられている。しかし、「覚書」には、「貞久の兄弟は、「おき園」と「貞尚」の二人とし、貞守を貞勝・貞広の「祖父」とする。生母の父か。

貞勝切腹の際に、「牧」とうは、貞守を擁立、永祿九年(一五六四)

九月に高田城へ戻ったとする。ただし、これは牧河内父子の視点であって、

同時代史料では、同八年九月頃に出雲尼子氏から攝国を許された貞広が高田城へと戻っている。貞広は、翌九年には、焼失していた神林寺の再建、近隣の軍事活動を展開するとともに、翌十年には、東に所領を接する岩屋城(津山市中北上)の

城主中村氏との交戦を続けている。ここでも「覚書」と同時代史料で一年のずれがある。

毛利氏Ⅰ期(長就連・香川光景ほか)

「覚書」は、「永祿十一年二月十九日」と日付まで記したのち、「芸州衆」の「長(香脱カ)川・志ん(道カ)」の三人が謀り、貞守を切腹させたとする。年次はこれで正しいようである。

同時代史料には、毛利元就と輝元が「高田表之儀」を命じ、足立信泰や宇山氏、「二所衆」が同月、「三浦衆其外逆意輩」を「討果」したとある。ただし、具体的な経緯については、不明な点が多い。

以降、足立氏をはじめ、長就連・國弘高美・香川光景、出雲・伯耆衆らが在番、長・香川の二人が「高田領」の支配を司っている。

永祿十二年(一五六七)前後の状況を記す「森脇覚書」には、「二九」

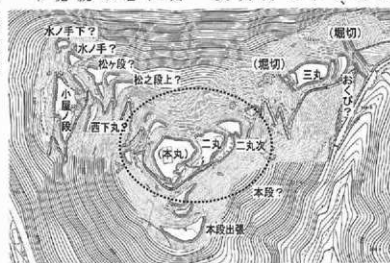


図1 「覚書」による曲輪名比定試案

根本史料の「覚書」を縦軸に、諸史料によって高田城史の通覧を試みることにしたい。

二 高田城史をたどる―「作州高田城主覚書」を縦軸に―

近世初頭の成立とみられる「覚書」によると、高田城は、文亀元年（一五〇一）、十六世紀初頭の三浦貞連の居城に始まると認識されていた。この認識は、応仁・文明の乱を契機とした、戦国期への突入と軌を一にし、中世山城をめぐる普通のな傾向とも一致する。

三浦貞連 駿河守。

「覚書」は、文亀元年から永正六年（一五〇九）までの城主とする。貞連以前にも、室町幕府奉公衆として、三浦遠江守・近江守の名前が見える。しかし、具体的な行動を確認できるのは、貞連からである。

断片的な史料からではあるが、当主の貞連は、奉公衆として在京、足利將軍家に近侍するとともに、美作内の御料所の代官職獲得に奔走。荒廃した神林寺（真庭市神）を再建し、篠向城（同市三崎・大庭）に拠る山名右近亮と戦ったとも伝わる。

また、本拠の高田荘（同市勝山一帯）を中心に、「作州三鴨」（同市美甘一帯）など周辺へと拡大していた所領は、一門の三浦兵庫助が経営に当たっていたようである。宝幢寺殿徳岩良賢

三浦貞国 次郎、駿河守。

「覚書」は、大永七年（一五二六）から享禄二年（一五二九）までの城主とする。大永は永正の誤りと考えられる。

永正十三年には、隣国備中の紛争を仲裁。また、「親」（貞連か）から継承したという古呂々比村（同市古呂々尾）の代官として、未納していた家臣を処罰し、年貢銭を納入している。その一方、大永六年には、幕府から与えられた久世保（同市久世一帯）の年貢を滞納したとして、これを取り上げられている。貞連と同様に、平時は在京し、現地では、一

門の三浦忠広が経営に携わっていた可能性がある。

享禄五年（天文元年。一五三二）五月、出雲尼子氏が美作国へ侵攻、備中国の新見氏を高田城に在番させた。貞国は、その最中、同元年七月九日没。慈光寺殿伯々良聖。「覚書」と年忌史料では三年のずれが生じている。

三浦貞久 孫五郎方、次郎方、下野守、上野介。

「覚書」は、享禄三年（一五三〇）から天文十三年（一五四四）までの城主とする。

父貞国の没後まもなく孫五郎の通称で文書を発給。以降細かな推移は不明なものの、出雲尼子氏に対立的な姿勢をとる。

「覚書」は、同十三年八月に出雲の宇山氏が出発、「大合戦」となったところ、城主の貞久が高田城での籠城中に病死したという。

尼子氏が美作に侵攻した享禄五年の時点で、宇山氏は、茅部（真庭市葦山東茅部・西茅部・本茅部付近）、美甘新庄（新庄村付近）、竹部本庄、新庄（同市見明戸など旧湯原町西部一帯）、徳山（同市葦山上徳山・下徳山）などを与えられている。このことからみて、三浦氏と宇山氏の戦いは、所領境を接して行われたことになる。

天文十七年九月十六日没、正法院殿月江良円。「覚書」と年忌史料では四年のずれが生じている。

三浦貞広 I 期 才（道祖）五郎。

「覚書」は、貞久の「御子」とする。貞久の没後、天文二十年（一五五〇）の頃か、貞久の弟大河原貞尚を通じて、遺児才五郎（貞広）に本領が安堵されている。貞尚は当時、尼子氏に属し、新宣党の一門となっていた。従って、以降の三浦氏当主は、この貞広ということになる。

尼子氏（宇山久兼） 飛騨守。

尼子氏の家臣。「覚書」は、貞久病死の頃から高田城の城主となったと記す。そして、弘治二年（一五五七）には、三浦家菩提寺の化生寺（同

高田城(真庭市勝山)は、主に中世から近世初頭にかけて機能した、美作西部有数の山城である。

元禄四年(一六九二)に成立した地誌「作陽誌」は、「大総山」として立項、「本城を如意山、山へは二〇間、周り一六町、その南は「二廓」で勝山といひ、合わせて「大総山城」と称したと記す。

如意山とは、手許から奥に立ち上がる山容を仏具の如意になぞらえ、また大総山もその「粒」さな山容を形容したのである。特に後者は、現在も地域で用いられている雅名、「頼山」の由来と考えられる。

同書は、高田城を本拠に近隣を支配した、高田三浦氏(以下、三浦氏)の始祖とされる貞宗について、関東から近藤・石井・宇野・白石の四氏を伴い来住したと記す。そして、一四世紀後半を中心に活動、高田城を築き、諸寺社を開いたとする。現在、貞宗が高田荘の地頭として入部し、高田城の初代城主となつたとされる所以である。

しかし、こうした貞宗像は、同時代史料から知られる活動年代と一世代近くずれており、必ずしも一致しない。従つて、そのまま史実とするのは難しく、今後のさらなる検討が必要である。このことは、程度の差こそあれ、貞宗以降の三浦氏、そして高田城をめぐる通説に対しても、同様といえる。

一 「三浦氏十三世家系」とその依拠史料

さて、これまで高田城や、三浦氏の叙述で参照されてきた基本史料として、「三浦氏十三世家系」(以下「家系」)がある。

「家系」は、その名のとおり、三浦氏の始祖とされる貞宗から、最終的に高田城から退いた貞広までを対象とした、十三代の系図史料である。三浦氏については、近年、複数の研究者によって、同時代史料を元に再検討が行われ、尼子氏をはじめ、諸近隣勢力との関係などに新たな知見がもたらされている。

しかし、同氏の系譜関係や、動向の具体的な叙述にあたっては、やはり、「家系」を原典に派生した、通説を参照せざるを得ない現状がある。となれば、通説の根本的な見直しには、その淵源である「家系」そのものの検討・解明も欠かせないと考えられる。

「系図」の成立について、「作陽誌」の前文には、「今撰諸家記」、探三士民脱、贅録于此」とあり、同書の編者江村宗晋(春軒)が、「諸家記」と「士民脱」をもとに編纂したことが知られる。

このうち、「諸家記」については、特に「牧氏家譜」及び家譜と同一とみられる、「本州牧氏家有二冊子」(以下「家譜」と、「社村美甘氏家蔵」の史料二点を具体的に掲げている。

「家譜」は、近世初頭の成立とみられる覚書、「作州高田城主覚書」(下岩牧家文書。以下「覚書」と)の対応関係が指摘される。筆者については、その内容から、三浦氏の旧臣牧河内の長男で、社村(真庭市社)に帰農した、牧藤助とみられる。「系図」と比較しても、両者の参照関係は明らかで、「覚書」に由来する年次や、系譜の混乱、破損を原因とする誤謬もある。

次に、「家系」から「覚書」由来の要素を除くと、実名・通称・官途名・没年月日・戒名・没年齢のまとまりが現れる。三浦貞直より前代の人物は、ほぼこうした情報のみで、別に年忌史料などが参照された可能性を示す。残る三浦忠近や、舟津氏に嫁した女子、桃寿丸らの情報が、「諸家記」、あるいは「士民脱」、書上や聞き取りに当たると推測される。

「系図」については、概ね以上である。以下では、その性質に鑑み、

慶長三年（一五九八）

宇喜多秀家、戸川達安に高田周辺の地を預け置く

66

この頃か

宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じるといふ

67

同 五年（一六〇〇）

宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に人質の供出を命じる

67

同 六年（一六〇一）

小早川秀秋、木下齋之助を高田城番に命じるといふ

68

小早川秀秋、化生寺に寺領を寄進する

68

同 七年（一六〇二）

西部五左衛門、化生寺の寺領を安堵する

68

同 八年（一六〇三）

森忠政、各務元峯を高田城番に命じるといふ

68

同 九年（一六〇四）

森忠政、化生寺に寺領を寄進する

68

同 一三年（一六〇八）

高田城番の各務元峯が關死する

68

森忠政、森（大塚）丹後守に高田村等を加増する

69

同 一四年（一六〇九）

森忠政、大塚丹後守を高田城番に命じるといふ

69

同 一七年（一六一二）

大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる

69

大塚氏の歴代

69

元和六年（一六二〇）

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

70

寛永七年（一六三〇）

大塚三俊、高田城下の熊野大権現社を畫替する

70

同 一五年（一六三八）

美作国内の諸城館が破却される

70

正保二年（一六四五）

正保の國絵圖に古城・勝山が見える

70

明暦元年（一六五五）

大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修葺する

71

延宝三年（一六七五）

大塚可明、森家を退出する

71

貞享元年（一六八四）

高田村の免定に古城山番が見える

71

元禄元年（一六八八）

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える

71

參考史料

一作州高田城主覚書

72

二作隱誌 真島郡山川部 高田庄 大穂山城

73

小早川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える	48
牧尚春、小早川隆景の捕虜となるも許されるという	49
三浦貞広、宇喜多直家の仲裁で高田城を毛利氏に明け渡す	50
同 四年(一五七六)	
三浦貞広、牧普兵衛尉に高田下城時の氣遣いを謝す	50
この頃か	
備前伊賀氏の侵攻した地に高田が見える	50
榑崎カ元兼、備中植木氏を頼み同名藏人を討つという	50
同 五年(一五七七)	
高田城に忍びが付くという	51
同 七年(一五七九)	
鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する	52
吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき連絡を受ける	52
同 八年(一五八〇)	
吉川元春、一兩日中に高田表へ陣替と報じる	53
吉川元春、近日中に高田陣替と報じる	53
小早川隆景、まもなくの高田着陣を報じる	55
吉川元春、九月十九日に高田着陣という	57
毛利輝元、一兩日中の高田陣替を報じる	58
毛利輝元、高田城から山見に出陣、高仙築城を命ず	58
毛利輝元、要時には高田へ連絡するよう枳形城将に指示する	58
同 九年(一五八一)	

岡本秀広・牧左馬助、高田近辺の通路で鷲見氏を討ち取る。また宇喜多直家、左馬助と市三郎兵衛に命じ寺畑城を夜討させる	59
牧左馬助、高田神代で榑崎元兼の家臣を討ち取る	59
同 一〇年(一五八二)	
高田表で羽柴秀吉の使者が嶽となる	59
同 一一年(一五八三)	
福原元俊、草薙氏への対応のため高田表に赴く	59
羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、高田城など美作国内諸城の引渡しが話し合われる	59
榑崎元兼、高田城下の熊野大権現社を造修する	62
同 一二年(一五八四)	
羽柴秀吉、高田城の毛利氏保有を許容せず	62
宇喜多氏、榑崎元兼が退去した高田城に牧一党を置く	63
三浦貞勝の子桃寿丸、京都で圧死するという	64
同 一四年(一五八六)	
牧家信、勇山寺領を安堵する	64
同 一七年(一五八九)頃か	
宇喜多秀家、服部隠岐守を高田城に置くという	65
高田城主服部隠岐、中島本政に脇指を与える	65
文祿三年(一五九四)	
宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置を命じる	65
同 四年(一五九五)	
宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える	65

- 牧尚春、合戦に先立ち美甘氏より異心なき旨の誓紙を受ける …… 31
 尼子義久、高田衆の神社建立に私領内の段銭を免除する …… 31
 三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、斎藤親実から配慮の誓約を受ける …… 32
 三浦貞広、山内表など諸境目に出陣する …… 32
 同 一〇年（一五六七）
 三浦貞広、關所とした金田・舟津氏等の所領を松井氏等に宛行う …… 32
 高田衆が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と戦う …… 33
 牧尚春、太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与える …… 33
 同 一一年（一五六八）
 三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞守（盛）も自刃する …… 33
 長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵する …… 34
 同 一二年（一五六九）
 牧菅兵衛尉、金田氏等の敵対に随身せず。三浦貞広、これを貫し所領を宛行うとする …… 34
 美作半人衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合力で高田城を攻め …… 34
 三浦貞広、高田城に入るといふ …… 34
 同 一三年・元龜元年（一五七〇）
 豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との談合が重要とする …… 37
 牧尚春、豊後大友氏に視を送る …… 37
 元龜二年（一五七二）
 牧尚春、豊後大友氏から書状を受ける …… 38
 浦上宗景、三浦貞広の知行所段銭につき牧尚春の裁判による進納を定める …… 38
 同 三年（一五七二）
 昨年より美作国に滞在の龜井（山中）幸盛、今は但馬國にありといふ …… 39
 牧尚春、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を報じる …… 39
 同 四年・天正元年（一五七三）
 山中幸盛、尼子勝久を奉じて因幡で毛利方の城を攻略、日野衆・牧尚春等はこれに協力するといふ …… 42
 岡本氏秀、牧尚春の質問に答える …… 42
 牧尚春、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鈍金の進呈を受ける …… 43
 山中幸盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝を乞う …… 43
 天正二年（一五七四）
 浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、三浦貞広は宗景に与同じ所領を宛行われる …… 43
 三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報じる …… 44
 同 三年（一五七五）
 備中讃葉城主三村元範、落城に際し三浦貞広を頼らんとする …… 45
 牧菅兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する …… 46
 浦上宗景、織田信長の上洛と備前表への加勢を報じる …… 46
 山中幸盛、美作境出勢について三浦氏に誓紙を送る …… 47
 牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐う …… 47

同 一三年(一五四四)	尼子国久父子等、高田城等を攻めるといふ	24
同 一四年(一五四五)	三浦貞久、中蔵山円融寺を再興する。また王子権現社に社田を寄付するといふ	24
	この頃か	
	播磨広峰社の檀那に高田城下の下市場・且の住人が見える	24
	刀工忠光が高田城下の且に居住し、三浦氏の武器を鍛造するといふ	24
同 一五年(一五四六)	代官舟津国之、見明戸村八幡宮を再建する	24
同 一六年(一五四七)	高田城下に大雲寺が開山されるといふ	24
	牧菅兵衛尉、備中国皆部で討死する。三浦貞久、牧幸松にその跡職を安堵する	24
同 一七年(一五四八)	三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城も落去するといふ	25
	高田城下の妙円寺が再興されるといふ	25
同 一八年(一五四九)	三浦貞久の子駒徳丸、没する	25
同 二〇年(一五五一)	太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める	26
	尼子晴久、三浦才五郎(貞広)の知行を安堵する	26
同 二四年・弘治元年(一五五五)か		

	宇山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うといふ	26
弘治三年(一五五七)	宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行う	27
同 四年・永祿元年(一五五八)か	牧右衛門尉等、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回する。またこの時金田弘久が戦死するといふ	27
永祿四年(一五六一)	三村家親、西美作へ侵入し真島郡月田口で交戦する	27
同 六年(一五六三)	宇山誠明、中尾四郎兵衛へ美作西六郡の商人間に命じること約束し、通路の確保を命じる	27
同 七年(一五六四)	尼子義久、倉敷江見氏を通じ、高田衆の働き次第で三浦道祖五郎(才五郎、貞広)の帰国を認めるとする	28
	三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその後、宇喜多直家に迎えられその室となるといふ	28
同 八年(一五六五)	三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃するといふ	30
	牧尚春、久米南条郡原田にあり。尼子義久これを謝し所領の宛行を約束する	30
	三浦貞広、高田城を回復するといふ	31
	三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応じる	31
同 九年(一五六六)		

長享二年(一四八八)

三浦貞連、近隣荘園の代官職を要望する

16

同 三年(一四八九)

三浦貞連、相國寺で聴聞す

16

延徳三年(一四九一)

三浦兵庫助息の喝食、相國寺に帰寺する

16

明応元、二年(一四九二、三)

僧心月梵初、三浦の化生寺にありといふ

17

文龜元年(一五〇一)

三浦貞連、高田城主になるという

17

文龜年間(一五〇一〜三)

三浦貞連、篠向城の山名右近亮を討つといふ

17

三浦貞連、荒廢した神林寺の堂宇を造営するといふ

17

永正六年(一五〇九)

三浦貞連没し、貞國が家督を継ぐといふ

17

同 一三年(一五一六)

三浦貞國、古呂々比村公用を遺納する

18

三浦貞國カ、備中新見荘の内紛を仲裁する

18

三浦貞國、古呂々比村公用を遺納する

18

大永六年(一五二六)

牧国信、焼失した判物の証明を受ける

19

三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる

19

この頃か

三浦貞國、子息貞久の疾病平癒にあたり熊野三所権現社に社領を寄進するといふ

享祿二年(一五二九)

20

金田弘久、真島郡草加部村八幡宮に鰯口を寄進する

同 五年・天文元年(一五三二)

20

尼子経久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定といふ

三浦貞國没し、貞久が家督を継ぐといふ

20

尼子経久、宇山氏に茅部・美甘新庄等を宛行う

新見国経、美作国での戦いが継続中と報じる

21

三浦カ孫五郎、中尾氏に月田郷代官職を命じる

天文二年(一五三三)

21

三浦貞久、牧菅兵衛尉に永富保等の諸役を免除する

尼子詮久、新見氏等に高田城の在番を命じる

21

同 三年(一五三四)

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内などを宛行う

22

同 六年(一五三七)

三浦貞久、牧菅兵衛尉に真島庄の内を宛行う。また石井・松岡両氏に所領を返付する

22

同 九年(一五四〇)

三浦次郎、岩壁城に拠り山下で合戦する

23

同 一〇年(一五四一)

三浦氏等、美作国へ出勢した尼子氏に敗北する

23

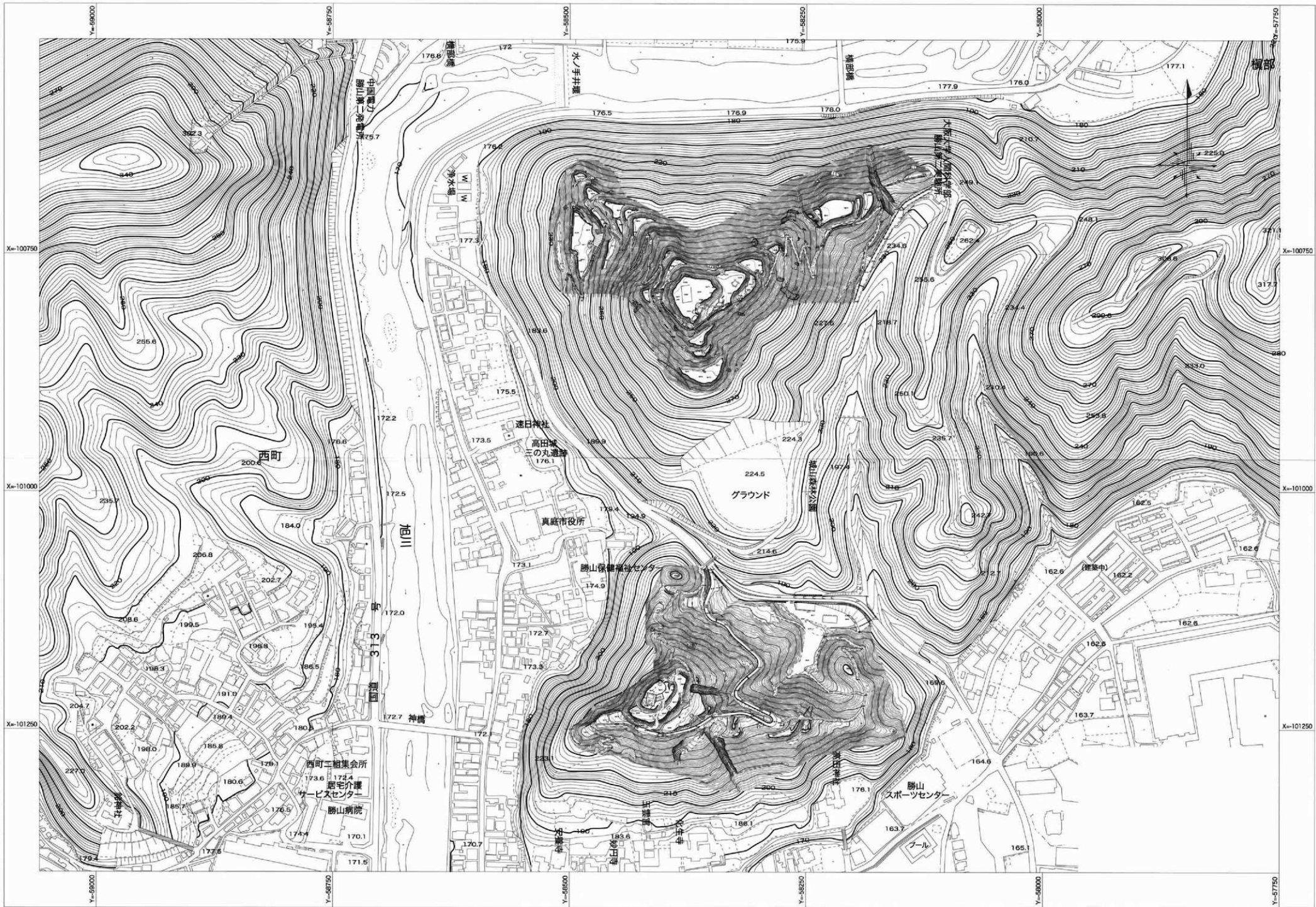
三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内を宛行う

23

真庭市指定史跡 高田城総合調査報告書 文献編 目次

文献史料でみる高田城と城主の推移	1
高田城関係史料集 凡例	8
建武四年(一一三三)七	
三浦道祐(貞宗)、越後国奥山荘内金山郷を拝領するも武藏称名寺との相論に敗れる	9
暦応二年(一一三九)	
三浦道祐(貞宗)、越後奥山荘内金山郷での濫暴を停止される	10
同 三年(一一四〇)	
三浦道祐(貞宗)、厩応寺木作始の儀につき行事所の警固を務める	10
同 四年(一一四一)	
三浦道祐(貞宗)、厩応寺の地曳に加わり一荷を運ぶ	11
康永二、三年(一一四三、四)	
三浦道祐(貞宗)、足利尊氏から戦功を賞される	11
同 四年・貞和元年(一一四五)	
三浦道祐(貞宗)の息行連、天龍寺供養に奉供する	11
貞和二年(一一四六)	
三浦道祐(貞宗)、武藏称名寺雜掌と越後国奥山荘内金山郷を争う	12
同 五年(一一四九)	
三浦行連、足利尊氏の愚敷を開んだ高師直のもとに参じる	13
文和三年(一一五四)	

三浦道祐(貞宗)、美作国高田荘内の寺領に替え、土佐国吾川山荘内の私領を土佐吸江庵へ寄進する	14
貞治四年(一一六五)	
三浦行連、幕府から越後国奥山荘内金山郷・堰沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる	14
同 七年・応安元年(一一六八)	
三浦道誠(行連)、幕府から越後国奥山荘内金山郷・堰沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる	14
永徳年中(一一八一〜三)	
三浦貞宗、実峰良秀に帰依するという	14
応永年間(一一九四〜一二二七)か	
三浦貞宗、死去するという	15
三浦貞宗以降の歴代	15
永享年間(一二四二九〜四一)	
この頃の奉公衆御番帳に三浦遠江守が見える	15
文安五年(一二四八)	
この年の奉公衆御番帳に三浦近江守が見える	16
この頃か	
三浦貞俊、真島郡柴原村にありという	16
文明一五年(一二四八三)	
三浦兵衛助、借銭を返済せず担当の所領も押領する	16
同 一九年・長享元年(一二四八七)	
三浦貞連等、將軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ出陣する	16



第2図 高田城地域地形図 (1/25,000)

真庭市指定史跡

高田城総合調査報告書

文献編